



ベトナム外国投資省
計画投資庁



よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

共通投資法 統一企業法

2007年03月発行

序文

本編は、ベトナム社会主義共和国計画投資省外国投資庁（FIA）の協力要請を受け、日系企業のベトナムへの外国直接投資促進の手助けとなることを目的として作成されました。

ベトナムにとって長年の悲願であった世界貿易機関（WTO）への加盟がようやく実現しましたが、その過程では、多くの加盟国との厳しい交渉や、WTOが求める国際基準に沿ったベトナム国内法制度の整備など、多くの努力が払われました。

その中で、WTOが求める投資に係る内外格差是正に対応するために、この共通投資法及び統一企業法が制定されましたが、累次の公聴会を経て内外企業・国際機関等から広く意見を求めながら制定された本法律は、日系企業を始めとする海外投資家の事業環境改善に大きく貢献するものと考えられます。

国際協力機構（JICA）は、2003年4月より開始されている日本・ベトナム両国間による「日越共同イニシアティブ」に基づくベトナム政府の努力を支援する形で、外国直接投資促進や中小企業振興にかかるアドバイザー専門家の派遣、税関・税務・統計・知的財産権等の分野にかかるベトナム政府の施策能力向上支援、経済インフラ整備支援等投資環境整備改善のための多くの技術協力を行ってきています。

ベトナム政府は、ベトナム新社会・経済開発5ヵ年計画（2006～2010年）でも最も重要な政策の一つとして言及されている外国直接投資の促進において、特に日系企業による外国直接投資促進を重要視していますが、JICAとしても、まさに本編はベトナムへの投資を検討している、あるいはベトナムでの事業拡大を検討している日系企業にとって役に立つツールとなると考え、その作成に協力してきました。

本編が、日本の投資家の皆様にとって有益な情報となるとともに、ベトナムでの外国直接投資促進の一助となることを期待してやみません。

最後に、本編作成にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

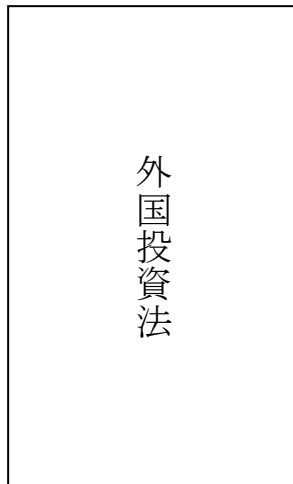
2007年3月

独立行政法人 国際協力機構
ベトナム事務所長 中川 寛章

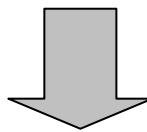
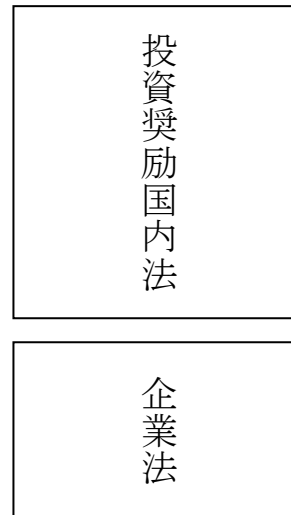
共通投資法・統一企業法関連図

2006年6月末まで

外資企業



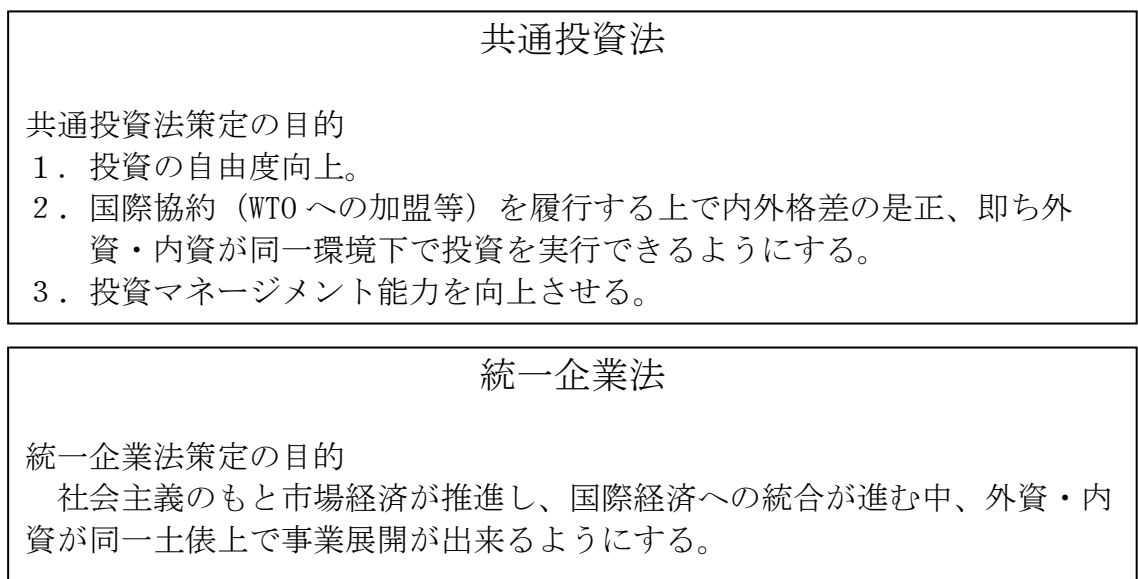
ベトナム内資企業



2006年7月1日以降

外資企業

ベトナム内資企業



目次

第一部	共通投資法	1
第1章	総則（一般規定）.....	2
第1条	適用範囲	
第2条	適用対象	
第3条	用語の解釈	
第4条	投資政策	
第5条	投資法律、国際条約、外国法および国際投資慣行の適用	
第2章	投資の保障.....	5
第6条	資本と財産の保障	
第7条	知的財産権の保護	
第8条	市場の開放と貿易に関連する投資	
第9条	海外への資本送金、財産移転	
第10条	価格、料金、手数料の統一適用	
第11条	法律、政策変更の場合の投資保障	
第12条	紛争解決	
第3章	投資家の権利及び義務.....	8
第13条	自主的な投資・経営の権利	
第14条	投資資金源のアクセス、使用する権利	
第15条	投資活動に関する輸出入、広告、マーケティング、加工また再加工をする権利	
第16条	外資の購入権	
第17条	投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整の権利	
第18条	土地使用権、土地に定着する財産の抵当	
第19条	投資家のその他の権利	
第20条	投資家の義務	
第4章	投資形態.....	10
第21条	直接投資の諸形態	
第22条	経済組織を設立する投資	
第23条	契約に従う投資	
第24条	経営開発投資	
第25条	資本の出資、株式の購入、合併及び買収	
第26条	間接投資の形態	
第5章	投資分野・地域と投資優遇・補助.....	12
第1節	投資分野・地域.....	12
第27条	投資優遇の分野	
第28条	投資優遇の地域	
第29条	条件付投資分野	

第 30 条	投資禁止分野	
第 31 条	投資優遇分野・地域リストおよび条件付投資分野リストの制定	
第 2 節	投資優遇	14
第 32 条	投資優遇の対象及び条件	
第 33 条	優遇税	
第 34 条	赤字の繰越	
第 35 条	固定資産の減価償却	
第 36 条	土地使用に関する優遇	
第 37 条	工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家への優遇	
第 38 条	投資優遇に関する手続き	
第 39 条	優遇拡大の場合	
第 3 節	投資支援	16
第 40 条	技術移転支援	
第 41 条	人材育成支援	
第 42 条	投資サービスの奨励・補助	
第 43 条	工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区のインフラ整備への投資	
第 44 条	出国及び入国ビザ	
第 6 章	直接投資活動	18
第 1 節	投資手続	18
第 45 条	国内投資プロジェクトに対する投資登録手続き	
第 46 条	外国投資プロジェクトに対する投資登録手続き	
第 47 条	投資プロジェクトの審査	
第 48 条	3000 億ベトナムドン以上の投資額があり、条件付投資分野リストに該当しない投資プロジェクトに対する審査手続き	
第 49 条	条件付投資分野リスクに該当するプロジェクトの審査手続	
第 50 条	経済組織の設立に伴う投資手続き	
第 51 条	投資プロジェクトの調整	
第 52 条	外資系投資プロジェクトの期間	
第 53 条	投資プロジェクトの作成、投資決定及び投資審査における責任	
第 54 条	複数の投資家により関心を集める投資プロジェクトに対する投資家の選択	
第 2 節	投資プロジェクトの展開	21
第 55 条	投資プロジェクト用地の賃貸と交付	
第 56 条	建設用地の準備	
第 57 条	天然資源、鉱産物を採掘・使用する投資プロジェクトの実施	
第 58 条	建設作業が行われるプロジェクトの実施	
第 59 条	機械・設備の鑑定	
第 60 条	ベトナム市場における商品の販売	
第 61 条	外貨口座及びベトナムドン口座の開設	
第 62 条	保険	
第 63 条	管理組織への依頼	
第 64 条	プロジェクト中止、投資証明書の回収	
第 65 条	投資プロジェクトの終了	
第 66 条	重要な施設およびプロジェクトに対する国家の保証	

第7章	国家資本による投資・経営	24
第67条	国家資本による投資・経営の管理	
第68条	国家資本の経済組織への投資・運営	
第69条	公益活動を行う企業への国家投資	
第70条	国家の開発投資信用資本による投資	
第71条	国家資本における投資プロジェクトの管理を委嘱される組織・個人	
第72条	プロジェクトの変更・中止・停止及び取消	
第73条	国家資本を使用する投資プロジェクトの契約者の選択	
第8章	海外への投資	26
第74条	海外への投資	
第75条	海外への投資に関する奨励分野及び禁止分野	
第76条	海外への投資の条件	
第77条	海外への投資家の権利	
第78条	海外への投資家の義務	
第79条	海外への投資の手続き	
第9章	投資に関する国家管理	28
第80条	投資に関する国家管理の内容	
第81条	投資に関する国家管理機関の責任	
第82条	計画による投資管理	
第83条	投資促進	
第84条	投資活動の観察及び評価	
第85条	投資監査の任務	
第86条	苦情・具申・告訴	
第87条	違反処分	
第10章	施行条項	31
第88条	本法の発行日以前に実施されている投資プロジェクトに対する適用法律	
第89条	執行効力	
第二部	統一企業法	32
第1章	総則	33
第1条	適用範囲	
第2条	適用対象	
第3条	企業法、国際条約及び関連法規の適用	
第4条	用語解釈	
第5条	企業及び企業所有主に対する国家保証	
第6条	企業における政治組織と各政治社会組織	
第7条	経営分野・業種	

第 8 条	企業の権利	
第 9 条	企業の義務	
第 10 条	公益製品・サービスの生産・提供をする企業の権利及び義務	
第 11 条	禁止行為	
第 12 条	企業の書類保管制度	
第 2 章	企業の新規設立と営業登録	37
第 13 条	企業設立、出資、株購買及び管理権	
第 14 条	営業登録前の締結済み契約	
第 15 条	営業登録の手続	
第 16 条	私営企業の営業登録書類	
第 17 条	合名企業の営業登録書類	
第 18 条	有限会社の営業登録書類	
第 19 条	株式会社の営業登録書類	
第 20 条	ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容	
第 21 条	営業登録申請書の内容	
第 22 条	定款の内容	
第 23 条	有限会社と合名会社の社員の名簿、株式会社の発起株主の名簿	
第 24 条	営業登録証明書発行条件	
第 25 条	営業登録証明書の内容	
第 26 条	営業登録内容の変更	
第 27 条	営業登録内容に関する情報の提供	
第 28 条	営業登録内容の公開	
第 29 条	財産所有権の移転	
第 30 条	出資の目的たる財産の評価	
第 31 条	企業の名称	
第 32 条	企業名づけにおける禁止事項	
第 33 条	外国語にて表示される企業名及び企業名の略語	
第 34 条	重複する企業名及び誤解を招く企業名	
第 35 条	企業の本社	
第 36 条	企業の印鑑	
第 37 条	企業の駐在事務所、支社及び企業の営業場所	
第 3 章	有限会社	44
第 1 節	二人以上有限会社	44
第 38 条	二人以上有限会社	
第 39 条	出資実現及び出資証明書の発行	
第 40 条	社員の名簿	
第 41 条	社員の権利	
第 42 条	社員の義務	
第 43 条	出資分の買い戻し	
第 44 条	出資分の譲渡	
第 45 条	他の場合における出資分の処理	
第 46 条	会社管理組織機構	
第 47 条	社員総会	

第 48 条	委嘱による代表者	
第 49 条	社員総会長	
第 50 条	社員総会の招集	
第 51 条	社員総会の開催条件及び手続	
第 52 条	社員総会の決議	
第 53 条	社員総会の議事録	
第 54 条	書面による意見聴取という方法に従う社員総会の決定通過手続	
第 55 条	社長	
第 56 条	社員総会構成員及び社長の義務	
第 57 条	社長の資格及び条件	
第 58 条	社員総会のメンバー及び社長の報酬、給料、賞与	
第 59 条	社員総会の承認を必要とする契約・取引	
第 60 条	法定資本の増資、減資	
第 61 条	利益分配の条件	
第 62 条	返還済み出資また配分済み利益の回収	
第 2 節	一人有限会社	54
第 63 条	一人有限会社	
第 64 条	会社所有主の権限	
第 65 条	会社所有主の義務	
第 66 条	会社所有主の権限に対する制限	
第 67 条	組織である一人有限会社の管理組織機構	
第 68 条	社員総会	
第 69 条	会社の会長	
第 70 条	社長	
第 71 条	監査役	
第 72 条	社員総会構成員、会社の会長、社長及び監査役の義務	
第 73 条	会社の管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益	
第 74 条	個人である一人有限会社の管理組織機構	
第 75 条	会社の関係者との契約・取引	
第 76 条	法定資本の増資、減資	
第 4 章	株式会社	59
第 77 条	株式会社	
第 78 条	株の種類	
第 79 条	普通株主の権利	
第 80 条	普通株式の義務	
第 81 条	議決権優先株式と議決権優先株主の権利	
第 82 条	配当金優先株式と配当金優先株主の権利	
第 83 条	償還優先株式と償還優先株主の権利	
第 84 条	発起株主の普通株式	
第 85 条	株券	
第 86 条	株主登録帳簿	
第 87 条	株のオファー及び譲渡	
第 88 条	社債の発行	
第 89 条	株式及び社債の購入	
第 90 条	株主の要求に従う株式の買戻し	

第 91 条	会社の決定に従う株式の買戻し
第 92 条	買戻しされる株式の支払条件及び処理
第 93 条	配当金の支払い
第 94 条	買戻しされる株式の支払金及び配当金の回収
第 95 条	株式会社の管理組織機構
第 96 条	株主総会
第 97 条	株主総会の招集権限
第 98 条	株主総会に出席する権利を持つ株主の名簿
第 99 条	株主総会の日程表及び議題
第 100 条	株主総会の招集
第 101 条	株主総会に出席する権利
第 102 条	株主総会の開会要件
第 103 条	株主総会進行手続及び評決形式
第 104 条	株主総会決定の通過
第 105 条	株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式
第 106 条	株主総会の議事録
第 107 条	株主総会決議の取消し要請
第 108 条	取締役会
第 109 条	取締役の任期及び人数
第 110 条	取締役の資格及び条件
第 111 条	取締役会長
第 112 条	取締役会議
第 113 条	取締役会議の議事録
第 114 条	情報提供の要求に関する取締役の権利
第 115 条	取締役の解任、解雇及び追加
第 116 条	社長
第 117 条	取締役、社長の報酬・給与とその他の利益
第 118 条	関連利益の公開
第 119 条	株式会社における管理者の義務
第 120 条	株主総会又は取締役会の承認を必要とする契約
第 121 条	監査役会
第 122 条	監査役の資格及び条件
第 123 条	監査役会の権限及び任務
第 124 条	監査役会の情報提供を求める権利
第 125 条	監査役の報酬及びその他の権利
第 126 条	監査役の義務
第 127 条	監査役の解任・解雇
第 128 条	年度報告の提出
第 129 条	株式会社に関する情報の公開

第 5 章 合名会社…………… 81

第 130 条	合名会社
第 131 条	出資及び出資証明書の発行
第 132 条	合名会社の財産
第 133 条	合名社員の権利制限
第 134 条	合名社員の権利・義務
第 135 条	社員総会

第 136 条	社員総会の招集	
第 137 条	合名会社の運営	
第 138 条	合名社員の資格の終了	
第 139 条	新社員（新パートナー）の受け入れ	
第 140 条	出資社員の権利・義務	
第 6 章	私営企業	85
第 141 条	私営会社	
第 142 条	（私営企業）所有主の投資資本	
第 143 条	私営企業の管理	
第 144 条	企業の貸借	
第 145 条	私営企業の売却	
第 7 章	企業グループ	86
第 146 条	会社グループ	
第 147 条	子会社に対する親会社の権利及び責任	
第 148 条	親会社と子会社の財務報告	
第 149 条	経済グループ	
第 8 章	企業の再編成、解散及び破産	88
第 150 条	企業分割	
第 151 条	企業分離独立	
第 152 条	企業の統合	
第 153 条	企業の合併	
第 154 条	会社の移行	
第 155 条	一人有限会社の移行	
第 156 条	営業活動の一時停止	
第 157 条	企業解散とその条件	
第 158 条	企業解散手続	
第 159 条	解散決定後の禁止される活動	
第 160 条	企業破産	
第 9 章	企業に対する国家管理	91
第 161 条	企業に対する国家管理業務の内容	
第 162 条	企業に対する国家の管理責任	
第 163 条	営業登録機関の組織機構・権限・任務	
第 164 条	企業の営利活動の検査・監査	
第 165 条	違反処分	
第 10 章	執行条項	93
第 166 条	国営会社の移行	
第 167 条	国防・治安を目的とする企業	
第 168 条	企業における国家資本所有権の行使	

第 169 条	新規国営企業の設立
第 170 条	本法の発効前に設立された企業への適用
第 171 条	執行効力
第 172 条	執行指導

第一部

共通投資法

ベトナム社会主義共和国第 11 期第 8 回国会にて承認

2005 年 11 月 29 日付の投資法 59/2005/QH11 号

本法は、2001 年 12 月 25 日付の国会第 10 期第 10 回会議の決議 No. 51/2001/QH10 によって修正・追加された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、投資活動について規定する。

第 1 章 総則（一般規定）

第 1 条 適用範囲

本法は、経営を目的とする投資活動、投資家の権利及び義務、投資家の合法的な権利及び利益の保護、投資の奨励・優遇制度、ベトナムにおける投資活動及び海外投資活動に対する国家管理について規定する。

第 2 条 適用対象

1. ベトナム領土で投資活動を行う国内投資家及び外国投資家並びに海外へ投資する投資家。
2. 投資活動に関連する組織・個人。

第 3 条 用語の解釈

本法に記載されている以下の用語の意味は次の通りである。

1. 「投資」とは、投資家が本法及びその他の関係法律の規定に従い、有形或いは無形の資産を投入し、投資活動を行うことをいう。
2. 「直接投資」とは、投資家が資金を投入し、投資活動の運営へ直接参加する投資形態をいう。

3. 「間接投資」とは、投資家が投資活動の運営へ直接的に参加せず、株券、株式、債券及びその他の有価証券を購入すること、また投資信託基金及び他の中間融資機関を通じる投資形態をいう。
4. 「投資家」とは、ベトナム法律の規定に従って投資活動を行う以下の組織および個人である。
 - a) 企業法の規定に基づいて設立され、すべての経済セクターに属する企業である。
 - b) 協同組合法の規定に基づいて設立される協同組合、協同組合連合。
 - c) 本法の発効日以前に設立される外資系企業。
 - d) 経営世帯、個人。
 - e) 外国組織、外国人；海外に定住しているベトナム人；ベトナムに常駐する外国人。
 - f) ベトナム法律の規定によるその他の組織。
5. 「外国投資家」とは、ベトナムにおける投資活動を行う為に資本を投入する組織・個人をいう。
6. 「外資系企業」とは、外国投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に設立する企業、及び外国投資家が株主であるか又は合併・買収するベトナム企業をいう。
7. 「投資活動」とは、投資の準備、投資プロジェクトの実行及び管理を含む、投資期間中の投資家による活動である。
8. 「投資プロジェクト」とは、確定された期間及び地域における投資活動を実施するための中期・長期出資案件をいう。
9. 「投資資本」とは、直接投資或いは間接投資の形態に従う投資活動を実施するための合法的な資金・財産をいう。
10. 「国家資本」とは、国家予算からの投資開発資本、国家の保証を受ける投資信用資金、国家の開発投資信用資金、およびその他の国家投資資本を言う。
11. 「投資主」とは、投資資本の所有主、所有主の代表者、或いは投資活動を行うための資本を借り入れ、資本を直接的に管理、活用する者をいう。
12. 「外国投資」とは、外国投資家が投資活動を行う為に合法的な資本金または他の財産での資本をベトナムに投入することをいう。
13. 「国内投資」とは、国内投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に合法的な資本金または他の財産での資本を投入することをいう。
14. 「海外投資」とは、投資家が投資活動を行う為に資本金または他の財産での資本を海外へ投入することをいう。
15. 「条件付投資分野」とは、法律が定める具体的な条件の下で投資を行う分野をいう。

16. 「事業協力契約(以下 BCC 契約をいう)」とは、新設法人を設立せずに事業協力、利益配当、製品の分配を目的として、各投資家の間に締結される契約をいう。
17. 「建設・運営・譲渡契約(以下 BOT 契約をいう)」とは、一定の期間にインフラ・施設の建設・運営の為に権限を有する政府機関と投資家との間に締結される契約をいう。かかる期間が満了した後に、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を無償で移転する。
18. 「建設・譲渡・運営契約(以下 BTO 契約をいう)」とは、インフラ・施設建設の為に権限を有する国家機関と投資家との間に締結される契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転する。投資家が投資資本を回収し、利益を獲得するために、政府はそのインフラ施設を一定の期間に、投資家に運営権を付与される。
19. 「建設・譲渡契約(以下 BT 契約をいう)」とは、インフラ・施設建設の為に権限を有する国家機関と投資家との間に締結される契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転する。投資資本の回収及び利益の獲得が可能となるように、政府は投資家がその他のプロジェクトを行える便宜を図り、又は投資家に BT 契約の合意に従って投資家に代金を支払う。
20. 「工業団地」とは、工業製品の生産及び工業生産のためのサービス提供に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。
21. 「輸出加工区」とは、輸出品の生産、及び輸出品の生産と輸出のためのサービス提供に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域をいう。
22. 「ハイテク団地」とはハイテクの研究・開発・応用、ハイテク企業の育成、ハイテク人材の育成及びハイテク製品の生産・経営に特化し、境界が確定され、政府の規定に従って設立される区域である。
23. 「経済特区」とは、投資家にとって特別に有利な投資・経営環境をもつ経済空間のあり、境界が確定され、政府の規定に従って設立される区域である。

第4条 投資政策

1. 投資家は、法律の禁止されない業種・分野における投資活動を行うことができる；法律の規定に従って、投資・経営活動を自主かつ自由に決めることができる。
2. 国家は、国内投資、外国投資を問わず、すべての経済セクターにおける投資家に対し法律の下で平等に扱い、投資活動に対し奨励し、有利な条件を与える。
3. 国家は、投資家の財産所有権、投資資本、収入及びその他の合法的な権利と利益を保護し、投資活動の長期的な存在及び発展を認める。

4. 国家は、ベトナム社会主義共和国が加盟している、投資活動に関連する国際条約の施行を約束する。
5. 国家は、奨励投資分野・地域における投資に対し、奨励し、優遇制度を与える。

第5条 投資法律、国際条約、外国法および国際投資慣行の適用

1. ベトナム領土における投資家の投資活動は、本法及びその他の関連法規の規定を遵守しなければならない。
2. 特殊の投資活動が他の法律に定められる場合には、当該法律の規定を適用する。
3. ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定が本法の規定と異なる場合、当該国際条約の規定を適用する。
4. 一定の外国投資活動に関して、ベトナムの法律が規定していない場合、各当事者は、外国法及び国際投資慣行の適用を契約に合意することができる。ただし、当該外国法及び国際投資慣行は、ベトナムの法律の基本原則に反してはならない。

第2章 投資の保障

第6条 資本と財産の保障

1. 投資家の合法的な投資資本及び財産は、国有化されず、また行政措置によって没収されない。
2. 国防安全及び国家利益のため、国家が徴用・強制収用する必要がある特別な場合には、投資家が徴用・強制収用の公布を受ける時点における市場相場で代金又は賠償金が支払われる。
代金又は賠償金の支払いの際、投資家の合法的な利益を保証し、投資家を差別的に取り扱うことはない。
3. 外国投資家に対しては、本条第2項に規定する代金又は賠償金の支払いは、外貨で支払われ、外国投資家は、その代金又は賠償金を海外へ送金することができる。
4. 徴用及び収用の形式・条件は、法律の規定に従う。

第7条 知的財産権の保護

国家は、投資活動における知的財産権を保護し、また知的財産権に関する法律及びその他の関連法律の規定に従ってベトナムでの技術移転における投資家の合法的な権利を保障する。

第8条 市場の開放と貿易に関連する投資

ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、国家は外国投資家に対し、以下の規定の実施を保障する。

1. 約束したロードマップに基づく投資市場の開放
2. 投資家に以下の要求の実施を強制することはない。
 - a) 国内の商品・サービスを優先的に購入すること又は、一定の製品生産者・サービス提供者から商品・サービスを購入すること。
 - b) 一定の割合の商品・サービスを輸出すること。輸出用また国内での生産・提供用の商品・サービスの数量、価値及び種類の制限。
 - c) 輸出商品・サービスの数量、価値に相当する商品・サービスの数量、価値を輸入し、又は輸入需要に応えるために輸出による外貨を調達する。
 - d) 製品における現地調達率の達成。
 - d. d) 国内での研究・開発における一定レベルあるいは一定価値の達成。
 - e) 国内外の一定の場所における商品・サービスの提供。
 - f) 一定の場所において本社を設置すること。

第9条 海外への資本送金、財産移転

1. 外国投資家は、ベトナム国家に対する財政義務のすべてを履行した後、以下の海外送金することができる。
 - a) 事業活動により獲得した利益。
 - b) 技術、サービス、知的財産の提供により受領した報酬。
 - c) 海外から借り入れた借入金の元金とその金利。
 - d) 資本金、投資活動の清算後の金銭。
 - e) 合法的に所有している金銭、及びその他の財産。

2. 投資プロジェクトのためにベトナムで働く外国人は、ベトナム国家に対する財務上義務を履行した後、合法的な収入を海外へ送金することができる。
3. 海外へ送金される上記の金額は、投資家が選択する商業銀行の為替レートに基づき外貨に換算される。
4. 投資活動に関連する海外送金の手続きは、外貨管理に関する法律の規定に従う。

第10条 価格、料金、手数料の統一適用

ベトナムにおける投資活動を行う間、投資家は、国家が管理する商品・サービスの価格・料金、手数料を統一的に適用される。

第11条 法律、政策変更の場合の投資保障

1. 新法律・政策による権利と優遇措置が従前権利と優遇より有利であれば、投資家は、新法律・政策制度の発効日より新設の権利と優遇が適用される。
2. 新法律・政策により、当該法律・政策の発効日の前に付与された投資家の合法的な利益に悪影響を及ぼされた場合には、投資家が投資証明書に定められた優遇を引き続き保障される、又は以下の一つ或いは複数の措置によって適用される。
 - a) 付与された権利及び優遇措置を引き続きに受ける。
 - b) 課税収入から損害を控除される。
 - c) プロジェクトの目標を調整することができる。
 - d) 必要な場合において賠償が考慮される。
3. 法律の規定及びベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、政府は、法規定及び政府の変更により投資家の利益に悪影響を与えられた場合の投資家の利益保障に関しては、詳細な規定を定める。

第12条 紛争解決

1. ベトナムにおける投資活動に関連する全ての紛争は、法律の規定に基づき交渉、和解、仲裁機関又は裁判所により解決される。
2. ベトナム領土における投資活動の関連する国内投資家間の紛争、また国内投資家と国家管理機関の間の紛争は、ベトナムの仲裁機関又は裁判所により解決される。

3. 当事者の一方が外国投資家又は外資系企業である紛争、また、外国投資家間の紛争は、以下の機関・組織を通して解決される。
 - a) ベトナム裁判所。
 - b) ベトナム仲裁。
 - c) 外国仲裁。
 - d) 国際仲裁。
 - e) 紛争当事者の協議によって設立される仲裁委員会。
4. 投資家とベトナム国家管理機関との間で、ベトナム領土における投資活動に関連する紛争が発生した場合、ベトナムの仲裁又は裁判所で解決される。ただし、ベトナム国家当局と投資家との契約又はベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約に別途の規定がある場合はその限りではない。

第3章 投資家の権利及び義務

第13条 自主的な投資・経営の権利

1. 投資分野、投資形態、資本調達方法、投資地域と投資規模、投資相手とプロジェクトの運営期間を自由に決定すること。
2. 一つの分野或いは複数の分野で営業を登録し、法律の規定に従って企業の設立及び登録した投資・経営活動を自ら決定すること。

第14条 投資資金源のアクセス、使用する権利

1. 信用資本、支援基金への平等的アクセスと使用。法律の規定に従って土地及び資源を使用する。
2. 投資プロジェクトの実施のために、国内外から設備及び機械を賃貸し、又は購入する。
3. 現地労働の雇用、また事業進行上の必要に応じて管理業務、技術事務に従業する外国人労働者を雇用することができる。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が異なる規定がある場合は、当該国際条約の規定を適用する。

第15条 投資活動に関する輸出入、広告、マーケティング、加工また再加工をする権利

1. 投資活動に必要な設備、機械、物資、材料及び商品を直接輸入するか、或いは輸入委託をし、直接輸出、又は輸出委託、商品販売をすること。
2. 自社の製品及びサービスの広告、マーケティングを行い、広告業務が許可された組織と広告契約を締結すること。
3. 商業に関する法律の規定に従い、製品の加工・再加工をするか、或いは国内また国外において加工・再加工の注文をすること。

第16条 外資の購入権

1. 投資家は、外貨管理に関する法律規定に従い経常取引、資本取引及びその他の取引に必要な外貨を調達するために、外貨取引を許可された信用組織から外貨を購入することができる。
2. 政府は、エネルギー、交通インフラや廃棄物の処理の分野における重要なプロジェクトに対して、外貨均等（バランス）又は外貨均等（バランス）支援をする。

第17条 投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整の権利

1. 投資家は、投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整を行うことができる。譲渡によって所得が発生する場合、譲渡側は税法の規定に従い所得税を納付する。
2. 条件が必要な場合、政府は、資本、投資プロジェクトの譲渡、調整に関する条件を規定する。

第18条 土地使用权、土地に定着する財産の抵当

投資プロジェクトを持つ投資家は、法律の規定に従って、プロジェクト進行上の資金調達のため、ベトナムにて活動を許可された信用組織（注：銀行等）において土地使用权、土地に定着する財産に対して抵当権を設定することができる。

第19条 投資家のその他の権利

1. 本法及び他の法律の規定に従って、投資優遇を受ける。

2. 無差別原則に基づく公的サービスへのアクセス及び使用。
3. 投資に関する法律文書及び政策へのアクセス；投資活動に関連する国民経済と各経済区域の情報及びその他の経済・社会情報へのアクセス。投資に関連する法律及び政策についての意見を提案する。
4. 法律の規定に従い、投資に関連する違法行為を為した個人・組織を申立て・告発・起訴すること。
5. 法律の規定に従ってその他の権利を受ける。

第20条 投資家の義務

1. 投資手続きに関する規定を遵守し、投資登録の内容、投資証明書の規定に従って、投資活動を実施すること。
投資家は投資登録内容、投資プロジェクトの書類の正確性及び忠実さ、並びに確認書類の適合性について責任を負う。
2. 法律の規定する財務上の義務を十分に履行すること。
3. 会計、会計検査及び統計に関する法律の規定を十分に遵守すること。
4. 労働・保険に関する法律の規定に従い全ての義務を履行し、労働者の名誉・人格を尊重し、彼らの合法的権利を保障すること。
5. 労働者が政治組織、政治社会組織を設立、参加することを尊重し、有利な条件を与えること。
6. 環境保護に関する法律の規定を遵守すること。
7. その他の関連する法律規定を遵守すること。

第4章 投資形態

第21条 直接投資の諸形態

1. 国内投資家又は外国投資家の100%投資形態をもつ経済組織の設立。
2. 国内投資家と外国投資家との合弁形態をもつ経済組織の設立。
3. BCC 契約、BOT 契約、BTO 契約及びBT 契約による投資形態。
4. 営業開発への投資形態。
5. 投資活動を管理するための株式の購入又は出資。

6. 企業の合併及び買収に従う投資。
7. その他の直接投資形態。

第22条 経済組織を設立する投資

1. 本法第 21 条に規定された投資形態の下で、投資家は、以下の経済組織を設立するために投資することができる。
 - a) 企業法に従って設立、運営する企業。
 - b) 法律の規定に従って、信用金融機関、保険業務を営む企業、投資信託基金及び他の金融機関。
 - c) 医療、教育、科学、文化、スポーツ及びその他の営利目的をもつサービス施設。
 - d) 法律の規定に従うその他の経済組織。
2. 本条第 1 項に規定される経済組織以外に、国内投資家は、協同組合法の規定に従って設立、運営している協同組合、協同組合連合および法律の規定による経営世帯（家内経営）を形成する投資を行うことができる。

第23条 契約に従う投資

1. 投資家は、経営協力、利益の配分、製品の配分、及びその他の事業協力の推進の為に BCC 契約を締結することができる。

協力する対象、内容、業務期間、各協力当事者の権利・義務及び責任、各当事者間の協力関係と管理組織は、各当事者の合意により、契約書に記載される。

石油及びその他の資源の探索、採掘及び開拓における製品分配契約といった形である BCC 契約は、本法及び関連法規に従って履行される。
2. 投資家は、交通、電気の生産・経営、排水・給水、廃棄物処理の分野及び首相が規定するその他の分野における新設・規模拡大、近代化又は運営に関する投資プロジェクトについて、投資家は、権利を有する国家管理機関と BOT、BTO、BT 契約を締結しなければならない。政府は、投資分野、条件、手続き及びプロジェクト進行方式や BOT、BTO、BT 契約による投資プロジェクトを実施する各当事者の権利及び義務を規定するものとする。

第24条 経営開発投資

投資家は、以下の投資形態を通して経営開発のために投資をすることができる。

1. 規模拡大、生産能力向上、経営能力向上。
2. 技術更新、品質向上、環境汚染改善。

第25条 資本の出資、株式の購入、合併及び買収

1. 投資家は、ベトナムで活動している会社・支店へ出資し、その株を購入することができる。
一定の分野と業種における外国投資家の出資・株購入の可能な比率は、政府の規定による。
2. 投資家は、会社・支店の合併、買収を行うことができる。
会社・支店の合併及び買収の条件は、本法、競争法及びその他の関連法律の規定に従う。

第26条 間接投資の形態

1. 投資家は、以下の投資形態によりベトナムへの間接投資を行うことができる。
 - a) 株式、株券、債券およびその他の有価証券の購入。
 - b) 証券投資基金を通じて投資すること。
 - c) その他の間接金融制度を通じて投資すること。
2. 株式、株券、債券およびその他の有価証券の購買、販売による投資と間接投資の手続きは、証券に関する法律および関連法律の規定に従う。

第5章 投資分野・地域と投資優遇・補助

第1節 投資分野・地域

第27条 投資優遇の分野

1. 新材料、新エネルギー、ハイテク製品、バイオロジーテクノロジー、情報技術、製造機械。
2. 農林水産品の養殖及び加工、食塩の生産、人口孵化、苗木の生産。
3. 高等かつ近代技術の応用、環境生態系の保護、科学技術の開発研究。
4. 労働集約事業。
5. インフラ整備及び重要かつ大規模のプロジェクト。
6. 教育・訓練・医療・体育・スポーツ及び民族文化の事業の開発。

7. 伝統業種の開発。
8. 奨励すべきその他の生産・サービス分野。

第28条 投資優遇の地域

1. 経済・社会条件が困難である地域、経済・社会条件が特に困難である地域。
2. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区。

第29条 条件付投資分野

1. 条件付投資分野は、以下の通りである。
 - a) 国防・国家安全、治安、社会安全に影響を与える分野。
 - b) 金融・銀行。
 - c) 国民の健康に影響を与える分野。
 - d) 文化、情報、新聞、出版。
 - e) 娯楽サービス。
 - f) 不動産の経営。
 - g) 天然資源の調査、探索、開拓並びに生態環境保護。
 - h) 教育・訓練事業の発展。
 - i) 法律が定めるその他の分野。
2. 外国投資家に対しては、本条第1に定める分野以外に、条件付投資分野は、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約におけるコミットメントを実施するロードマップに従う投資分野をも含む。
3. 最初は外資系企業が投資した分野が条件付投資分野以外であっても、「条件付投資分野リスト」が追加された後、条件付投資分野に該当する場合、投資家は引き続き当該分野で投資活動をすることができる。
4. 外国投資家は、ベトナム国内投資家が定款資本の51%以上を保有している企業へ投資する場合、国内投資家と同様な条件を適用される。
5. ベトナム政府は、時期別の社会・経済発展要求に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約におけるコミットメントに従って、条件付投資分野リスト、並びに経済組織の設立、投資形態および一部の生産・サービス分野における外国投資への市場開放に関連する諸条件を公布する。

第30条 投資禁止分野

1. ベトナムの国防、治安および公共利益に損害を与える投資プロジェクト。
2. ベトナムの歴史遺跡、文化、習慣並びに道徳に損害を与える投資プロジェクト。
3. 国民の健康或いは資源・環境破壊を及ぼす投資プロジェクト。
4. ベトナムへ持ち込む有害廃棄物の処理プロジェクト、又は国際条約に禁止される有害化学物質の生産・使用。

第31条 投資優遇分野・地域リストおよび条件付投資分野リストの制定

1. 政府は、時期別の経済社会発展の計画・方針及びベトナムが加盟している国際条約におけるコミットメントに基づき、投資優遇分野リスト、条件付投資分野リスト、投資禁止分野リスト、投資優遇地域リストの制定・改訂を行う。
2. 省、省同等の機関、省・中央直轄市の人民委員会（以降、省級人民委員会をいう）は、法律の規定を超えて、禁止投資分野、条件付投資分野および投資優遇に関連する規定を制定してはならない。

第2節 投資優遇

第32条 投資優遇の対象及び条件

1. 本法第27条と第28条に定める投資優遇分野・地域に該当するプロジェクトを行う投資家は、本法とその他の関連法律の規定に従って投資優遇を受けられる。
2. 本法第1項に定める投資優遇は、新規プロジェクト並びに規模拡張、効率向上、経営能力向上、技術更新、品質向上及び環境汚染改善のプロジェクトにも適用される。

第33条 優遇税

1. 本法第32条に規定された対象に該当するプロジェクトを行う投資家は、税法の規定に従って優遇税率、優遇税率の適用期間及び減免税を適用される。

2. 法人税の納税後の利潤から配当される利益に関しては、投資家は税法の規定に従って優遇税が適用される。
3. 投資家は、輸出入税法の規定に従って、ベトナムにおけるプロジェクト実施のための設備、物資、運送機械およびその他の商品に対する輸入税を免税される。
4. 投資優遇に該当するプロジェクトにおける技術移転によって得られる収入は、税法の規定に従って所得税を免税される。

第34条 赤字の繰越

投資家は、税務機関と税決算を行う時、赤字になった場合、赤字額は翌年度に繰り越すことができ、法人税法の規定に従って翌年度の課税所得から控除することができる。繰越期間は5年を超えてはならない。

第35条 固定資産の減価償却

投資優遇分野・地域に該当する投資プロジェクトおよび経営実績のある投資プロジェクトは、固定資産の減価償却期間を短縮することができる。ただし、この減価償却率は固定資産減価償却制度に定める償却率の2倍を超えてはならない。

第36条 土地使用に関する優遇

1. 投資プロジェクトの土地使用期間は、50年を超えないものとする。ただし、投資額が大きく資本の回収が遅い投資プロジェクト、および経済・社会条件が困難である地域と経済・社会条件が特に困難である地域に投資するプロジェクトは、それより長い期間が必要である場合、土地の交付・賃貸期間は延長できるが70年を超えてはならない。
土地使用期間が満了しても、投資家が土地法の規定を遵守し、かつ引き続き土地使用を希望する場合は、権限を有する国家機関によって、承認された土地使用企画に基づいて土地使用期間を延長される。
2. 投資優遇分野・地域に投資する投資家は土地法および税法の規定に従って土地の賃貸料・使用料を減免される。

第37条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家への優遇

政府は、時期別の経済社会発展条件および本法に定める原則に基づいて、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家に対する優遇を規定する。

第38条 投資優遇に関する手続き

1. 投資登録の不必要な国内投資プロジェクトおよび本法第 45 条に定められる投資登録を必要とする国内投資プロジェクトに関しては、投資家は、法律が定める投資優遇・優遇条件に基づいて自ら優遇を確定し、権限を有する国家管理機関で投資優遇に関する手続きを行う。投資優遇の確認を希望する投資家は、投資管理国家機関が投資証明書に投資優遇を記載するために、投資登録手続きを行う。
2. 本法第 47 条に定められる投資審査に該当する国内投資プロジェクトは、投資優遇条件を満たした場合は、投資管理国家機関は、投資証明書に投資優遇を記載する。
3. 優遇付与条件を満足している外資案件については投資管理国家機関が、投資証明書に投資優遇を記載する。

第39条 優遇拡大の場合

特に重要である業種、または特別な地域・経済特区の発展を奨励する必要がある場合、政府は、国会が審査・決定するため、本法に規定される投資優遇と異なる投資優遇を提出する。

第 3 節 投資支援

第40条 技術移転支援

1. 政府は、技術移転の法律に従ってベトナムにおける投資プロジェクトの実施に技術による出資を含め、技術移転側の合法的な権利及び利益を保護し、また技術移転活動が円滑に行われるように有利な条件を与える。
2. 政府は、ベトナムにおいては、先進的な技術、新製品の製造技術、生産力、競争力及び品質を向上させる技術、原材料及び天然資源を効率的に開発及び使用する技術の移転を奨励する。

第41条 人材育成支援

1. 政府は、国内外の個人・組織の出資、支援による人材育成支援基金設立を奨励する。
企業の人材育成経費は、合理的な費用とみなされ、企業の課税収入を確定する根拠とする。
2. 政府は、人材育成支援プログラムを通して、企業における人材育成に対し国家予算を使って支援する。

第42条 投資サービスの奨励・補助

政府は、以下の投資支援サービスを行う組織、個人を奨励・補助する。

1. 投資コンサルタント、管理コンサルタント。
2. 知的財産権、技術移転コンサルタント。
3. 職業訓練、技術教育、管理技能教育。
4. 市場、科学技術及び投資家の要求するその他の経済・社会情報の提供。
5. 投資及び貿易の促進。
6. 社会組織、社会・職業組織の設立および参加。
7. 中小企業を支援するための設計センター及び試験センターなどの設立。

第43条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区のインフラ整備への投資

1. 政府の承認した「工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区の開発マスタープラン」に基づき、省庁及び省同等の機関、省級人民委員会は、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区の境界外における技術かつ社会的なインフラシステムへの投資計画を作成し、またその計画の実施を行う。
2. 経済社会条件が困難である地域、経済社会条件が特に困難である地域に対しては、国家は、政府の規定に従い、投資家と共に工業団地、輸出加工区のインフラ整備のため、地方政府に投資金の一部を補助する。
3. 政府は、ハイテク団地及び経済特区の技術、社会インフラシステムの開発を補助するために、国家予算による支援金及び低利融資を優先的に与え、またハイテク団地及び経済特区のインフラシステムの開発のために投資金の調達措置を適用する。

第44条 出国及び入国ビザ

ベトナムでの投資活動を行う外国投資家、ベトナムにおける投資プロジェクトで就業する外国人専門家及び外国技術労働者とその家族は、マルチビザが発給される。ビザの有効期間は、最長5年である。

第6章 直接投資活動

第1節 投資手続

第45条 国内投資プロジェクトに対する投資登録手続

1. 150億ベトナムドン未満の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当しない国内プロジェクト（ベトナム企業）に関しては、投資家が投資登録手続を行う必要がない。
2. 150億ベトナムドンから3000億ドン未満の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当しない国内プロジェクトに関しては、投資家は省級の投資管理機関にて投資登録手続を行う。

投資家が投資証明書の発行を求める場合、省級の投資管理機関は投資証明書を発行する。

3. 投資登録の内容は、以下のとおりである。
 - a) 投資家の法的資格。
 - b) 投資プロジェクトの目的、予定規模および場所。
 - c) 投資額、プロジェクトの進行速度。
 - d) 土地使用の要望並びに環境保護の約束。
 - e) 投資優遇の申請（もしあれば）。
4. 投資家は、投資プロジェクトを実施する前に投資登録をすること。

第46条 外国投資プロジェクトに対する投資登録手続

投資金が3000億ベトナムドン未満で、条件付き投資分野リストに該当しない外国投資プロジェクトに関しては、投資家は、投資証明書を発給してもらうために省級投資管理国家機関にて登記手続を行う。

1. 投資登録書類は、以下のものを含む。
 - a) 本法第45条3項に定める事項に関する書類。
 - b) 投資家の財政能力に関する報告書。

- c) 合弁契約または BCC 契約、企業定款（もしあれば）。
- 2. 省級投資管理国家機関は、不備のない書類を受理した日から 15 日以内に投資証明書を発給する。

第 47 条 投資プロジェクトの審査

- 1. 3000 億ベトナムドン以上の投資額がある、又は条件付投資分野リスクに該当する国内外の投資プロジェクトに関しては、投資証明書の発給に審査手続きを行わなければならない。
- 2. 投資審査期間は、不備のない書類を受理してから 30 日間以内である。必要な場合、上述の期間が延長され得るが、45 日間を超えてはならない。
- 3. 重要な国家プロジェクトに関しては、国会が投資方針を決め、プロジェクトの基準を規定し、政府が投資審査及び投資証明書発給の手順及び手続きを規定する。
- 4. 政府は、投資審査および投資証明書発給に関する分権を規定する。

第 48 条 3000 億ベトナムドン以上の投資額があり、条件付投資分野リストに該当しない投資プロジェクトに対する審査手続き

- 1. 投資プロジェクトの書類は、以下のものを含む。
 - a) 投資証明書発給の申請書。
 - b) 投資家の法的資格を確認する書類。
 - c) 投資家の財政能力に関する報告書。
 - d) 投資目的、場所、土地使用要望、投資規模、投資額、プロジェクト進行スケジュール、技術対策、環境対策を内容とする経済技術説明書。
 - e) 外国投資家には、プロジェクトの書類には合弁契約または BCC 契約、企業定款（もしあれば）を含む。
- 2. 審査内容は、次のとおりである。
 - a) インフラ計画、土地使用計画、建設計画、鉱産および他の資源の使用計画との適合性。
 - b) 土地使用要望。
 - c) プロジェクトの進行スケジュール。
 - d) 環境対策。

第 49 条 条件付投資分野リスクに該当するプロジェクトの審査手続

1. 3000 億ベトナムドン未満の投資額があり、かつ条件付投資分野リストに該当するプロジェクトに対する審査手続きは、以下のとおりである。
 - a) プロジェクトの書類は、プロジェクトが満たすべき要件の説明書、本法第 45 条 3 項（国内投資プロジェクトの場合）又は本法第 46 条第 2 項（外国投資プロジェクトの場合）に規定する投資登録事項を含む。
 - b) 審査事項は、投資プロジェクトが満たすべき要件を含む。
2. 3000 億ベトナムドン以上の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当する投資プロジェクトに対する審査手続きは、以下のとおりである。
 - a) プロジェクトの書類は、プロジェクトが満たすべき要件の説明書、及び本法第 48 条第 1 項に規定する投資登録事項を含む。
 - b) 審査事項は、本法第 48 条第 2 項に定められた内容および投資プロジェクトが満たすべき要件を含む。

第 50 条 経済組織の設立に伴う投資手続

1. ベトナムで初めて投資をする外国投資家は、投資証明書を発給してもらうために必ず投資プロジェクトを持ち、投資管理機関で投資登録手続き又は審査手続きを行わなければならない。投資証明書は、同時に営業登録証明書でもある。
2. ベトナムで既に設立された外資系の経済組織は、新たな投資プロジェクトがある場合、新規経済組織を設立せずに当該プロジェクトの実施手続きを行うことができる。
3. 経済組織の設立に伴う投資プロジェクトを有する国内投資家は、企業法、関連法律の規定に従って営業登録をし、かつ本法の規定に従って投資手続きを行う。

第 51 条 投資プロジェクトの調整

1. プロジェクトの目標、規模、場所、投資形態、資本、活動期間の変更を希望する場合、投資家は、以下の手続きを行わなければならない。
 - a) 投資登録に該当するプロジェクトに関しては、投資家は、プロジェクトの調整を自ら決め、その決めた日より 10 日以内に、省級の投資管理機関で調整項目を登録しなければならない。
 - b) 投資審査に該当するプロジェクトに関しては、投資家は、権限を有する投資管理機関に投資プロジェクト調整申請書を提出する。
投資プロジェクト調整申請書は、プロジェクトの進捗状況、調整理由、審査された内容の変更などのものを含まれる。

2. 投資管理機関は、不備のない書類の受理日より 15 日以内に、投資家に投資証明書の調整について通知する。
3. 投資プロジェクトの調整は、投資証明書に調整・追加内容を記入する形で行われる。

第 52 条 外資系投資プロジェクトの期間

外国投資プロジェクトの期間は、プロジェクトの内容に適合し、50 年を超えないものとする。必要な場合、政府は、投資プロジェクトの期間をそれより長期間を決定するが、70 年間を超えてはならない。

投資プロジェクトの期間は、投資証明書に記載される。

第 53 条 投資プロジェクトの作成、投資決定及び投資審査における責任

1. 投資家は、自ら投資プロジェクトを決定し、投資登録内容、投資プロジェクト書類の正確性・誠実性に対する責任を負い、登録した投資の約束を実施すること。
2. 投資プロジェクトの作成・投資決定および投資審査に関する権限を有する組織及び個人は、自己の決定および提案について法律上責任を負う。

第 54 条 複数の投資家により関心を集める投資プロジェクトに対する投資家の選択

産業計画に定められる重要なプロジェクトに対して、二者以上の投資家が関心を持つ場合、当該プロジェクトの投資家を選択するためには、入札法の規定に従って入札を行わなければならない。

第 2 節 投資プロジェクトの展開

第 55 条 投資プロジェクト用地の賃貸と交付

1. 土地使用の必要があるプロジェクトに関しては、投資家は、プロジェクトが実施される場所における土地管理機関で、土地賃貸・交付の手続きを行う。土地の交付・賃借手順、手続は土地法の規定に従う。
2. 投資家が土地を引き渡されたが、定められた期間内に投資プロジェクトを展開しない又は土地の使用目的が不正である場合には、土地法の規定に従って土地を回収されかつ投資証明書を回収される。

第 56 条 建設用地の準備

1. 国家が土地法の規定に従って土地を回収する場合、土地回収の権限を有する国家機関は、投資家に対し土地の交付又は賃貸をする前に、用地の回収、賠償、立ち退きを行う責任を負う。用地の回収、賠償、立ち退きは土地法の規定に従う。
2. 投資家が国家から土地の交付・賃貸を受けた土地使用者から土地を転借する場合、投資家は自ら賠償、立ち退きを行う責任を負う。
投資家と土地使用者との間には、賠償、立ち退きに関する合意に至ったが、土地使用者が合意した義務を履行しない場合、投資プロジェクトが実施される場所における権限のある人民委員会は、法律の規定に従って投資家への土地の引渡の前に用地の賠償、立ち退きを行う責任を負う。
3. 権限のある国家機関に認められた土地使用計画に適合する投資プロジェクトに関しては、投資家は、土地の回収手続きを行わずに、土地法の規定に従って土地所有権の譲渡・賃借、経済組織・世帯・個人による土地所有権の形での出資を受けることができる。

第 57 条 天然資源、鉱産物を採掘・使用する投資プロジェクトの実施

天然資源・鉱産物を採掘、使用するプロジェクトは、天然資源・鉱産物法の規定に従って実施する。

第 58 条 建設作業が行われるプロジェクトの実施

1. 建設作業が行われるプロジェクトは、技術設計、見積り、総見積の作成・審査・承認は、建設法の規定に従って実施する。
2. 投資家は施設の品質及び環境保護について責任を負う。

第 59 条 機械・設備の鑑定

投資家は、固定資産を形成し、投資プロジェクトの実施を目的に輸入した機械・設備について、それらの価値及び品質の鑑定を行う責任を負う。

第 60 条 ベトナム市場における商品の販売

1. ベトナム市場で商品を販売する時、投資家は、販売地域の制限がなく、直接又は代理店を通じて販売することができる。投資家は、ベトナムで同種製品を生産する他企業の代理店となることができる。
2. 投資家は、自分の生産・提供する商品・サービスの販売価格を自ら決める。国家による価格統制対象の商品、サービスに関しては、その販売価格が権限を有する国家機関の公表する価格枠内に設定される。

第 61 条 外貨口座及びベトナムドン口座の開設

1. 投資家は、ベトナムでの事業活動を許可された銀行で外貨口座及びベトナムドン口座を開設することができる。ベトナム国家銀行の承認を得た場合、投資家は、外国における銀行で口座を開設することができる。
2. 国内外の銀行における口座の開設、使用及び廃止はベトナム国家銀行の規定に従う。

第 62 条 保険

投資家は、保険法の規定に従ってベトナムにおいて営業する保険会社と締結した保険契約に基づき、財産保険及び他の保険に加入する。

第 63 条 管理組織への依頼

1. 投資家は、ハイレベル、専門管理技能が必要な分野における投資プロジェクトの投資・営業管理を管理組織に依頼することができる。
2. 投資家は、管理契約に定められる管理事項に関して、管理組織の全ての活動についてベトナム法律上の責任を負う。
3. 管理組織は、投資家に対して投資管理及び投資プロジェクトの営業活動について責任を負い、また管理契約に定められる権利及び義務を履行する際、ベトナム法律を遵守しなければならない。自己の管理契約の範囲外の活動については、法律上の責任を自ら負わなければならない。

第 64 条 プロジェクト中止、投資証明書の回収

1. 投資家は、プロジェクトを一時的に中止する場合、中止期間における土地使用料減免を判定するために、投資管理国家機関に対して報告しなければならない。

2. 投資許可書が発給されてから12ヶ月が経過しても、投資家が正当な理由がなく、投資プロジェクトを展開しない、又は約束した進行スケジュールに従って実施する能力がない場合、投資証明書は回収される。

第65条 投資プロジェクトの終了

投資プロジェクトは、以下の場合において終了する。

1. 投資証明書に記載された期間が終了した場合。
2. 契約、企業定款或いは投資家間の合意書に規定された終了条件に従う場合。
3. 投資家が投資プロジェクトの終了を決定した場合。
4. 法律違反を理由に、投資管理機関の決定或いは裁判判決・仲裁決定により活動終了させられる場合。

第66条 重要な施設およびプロジェクトに対する国家の保証

政府は、本法の原告に基づき重要なプロジェクトを決め、プロジェクトの借入資本、原材料の供給、製品の販売、支払いに対する保証、およびその他の契約義務履行の保証を決定する。また、政府は保証機関を指定する。

第7章 国家資本による投資・経営

第67条 国家資本による投資・経営の管理

1. 国家資本による投資、経営は、時期別の経済社会発展に関する戦略及び計画に適合しなければならない。
2. 国家資本による投資・経営は、正しい目的に従って効率よく行うべきである。資金拠出先、プロジェクトごとに適切な方法で管理され、投資プロセスは公開され、透明性を確保されなければならない。
3. 法律に定める、他の経済セクターに属する組織との合弁、連携のための国家資本の使用は、投資の決定権を有する国家管理機関により審査・承認されなければならない。
4. 投資プロセスにおける機関、組織、個人の責任分担を明らかにする。国家資本の投資・経営・使用に対する国家管理権の委譲を行う。
5. 国家資本による投資は、法律、投資プロセス、投資の進行スケジュールを守りながら、品質を確保し、無駄、紛失、閉鎖的な投資を防止しなければならない。

第 68 条 国家資本の経済組織への投資・運営

1. 国家予算の経済組織への投資は、国家資本投資運用総合会社を通じて運用される。
2. 国家資本投資運用総合会社は、国営企業及び関連法律の規定に従い活動する。一人有限会社、二人以上有限会社、株式化される国営企業又は新規設立される株式会社において国家資本所有主の代表として活動する。
3. 政府は、国家資本投資運用総合会社の組織及び活動について規定する。

第 69 条 公益活動を行う企業への国家投資

1. 政府は、政府が計画を立て、そして外注又は入札などの形式で公益商品の生産、公益サービスの提供をする事業に投資する。
2. 政府が規定する特別な場合を除き、全ての経済部門に属する企業は、平等的に公益商品・サービスの生産・提供へ参加できる。

第 70 条 国家の開発投資信用資本による投資

1. 国家の開発信用資本の対象は、ローンの返済可能なもので、重要な産業・分野におけるプロジェクト、経済・社会に対する好影響を及ぼす大規模な経済プログラム。
投資信用資本を借り入れるプロジェクトは投資決定を出す前に、ローン貸出組織による財務計画とローン返済計画の審査及び承認を得なければならない。
2. 政府は、国家の開発投資信用資本による投資に対する優遇制度、投資信用資本を借り入れ可能対象のリスクおよび期間別信用諸条件を規定する。

第 71 条 国家資本における投資プロジェクトの管理を委嘱される組織・個人

国家資本所有主の代表を委嘱される組織・個人は、資本の保安および効率的な資本使用を保障する責任を負う。

国家資本所有主または国家の企業における出費・株を代表する組織・個人は、国家資本管理・使用に関する法律および企業法の規定に従い義務を履行する。

第 72 条 プロジェクトの変更・中止・停止および取消

1. プロジェクトの内容には変更がある場合、投資家は、その理由と変更内容を投資に関する国家管理機関へ申し出る。プロジェクトが実施中である場合、投資家は、プロジェクトに関する評価を報告しなければならない。
2. 投資に関する国家管理機関がプロジェクト内容の変更を書面にて承認した場合のみ、投資家は、規定どおりプロジェクトの審査手続きを行う。
3. 以下の場合において、投資プロジェクトは中止・停止また取り消しを適用される。
 - a) 投資決定をしてから12ヶ月が経過しても、権限を有する国家機関の書面による許可を得ないまま、投資家は投資プロジェクトを展開しない場合。
 - b) 権限を有する国家機関の書面による許可を得ない内に、プロジェクトの内容を変更した場合
4. プロジェクトの中止・停止又は取り消しをする際、権限を有する国家機関は、はっきりした理由を確定し、かつ法律に対し自らの決定について責任を負う。

第73条 国家資本を使用する投資プロジェクトの契約者の選択

国家資本を使用する投資プロジェクトには、入札に関する法律の規定に従いコンサルタント、物品購入、建設に関連する入札パッケージの契約者選定の手続きを行わなければならない。

第8章 海外への投資

第74条 海外への投資

1. 投資家は、営利目的で海外へ投資することができるが、ベトナムと投資受入国の法律の規定に従わなければならない。
2. 政府は、海外への投資が順調に行われるよう便宜を図り、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際協約に従って、外国におけるベトナム投資家の利益を保護する。
3. 政府は、すべて経済部門における投資家が信用資本へのアクセス・参画できるよう公平かつ無差別原則で好条件を与え、特別奨励投資分野における海外への投資に対し資本の借り入れを保証する。

第75条 海外への投資に関する奨励分野および禁止分野

1. 政府は、ベトナムにおける諸経済組織に対し、次の分野における海外への投資を奨励する。
 - a) 多数労働力輸出の分野；

- b) ベトナムの伝統的業種を効果的に発揮できる分野；
 - c) 投資相手国における市場および天然資源を開拓できる分野；
 - d) 輸出促進、外貨の稼得；
2. 政府は、ベトナムの国防、国家安全、歴史、文化、道徳の伝統、習慣に対し悪影響を及ぼす海外への投資プロジェクトに対して許可をしない。
 3. 投資国家管理機関に投資証明書を発給されること。
 4. 間接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、銀行・証券に関する法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。
 5. 国家資本をもって外国へ投資する場合、国家資本管理・使用に関する規定を遵守しなければならない。

第 76 条 海外への投資の条件

1. 直接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、次の条件を満たさなければならない。
2. 海外への投資プロジェクトがあること。
3. ベトナム国家に対する財務上の義務を十分に履行すること。
4. 投資国家管理機関に投資証明書を発給されたこと。
5. 間接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、銀行・証券に関する法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。
6. 国家資本をもつて外国へ投資する場合、国家資本管理・使用に関する規定を遵守しなければならない。

第 77 条 海外への投資家の権利

1. 投資プロジェクトが投資相手国・地域の管理機関に承認された場合、外貨管理に関する法律の規定に従って、投資活動に必要な現金及び合法的な財産での投資資本を海外へ送金すること。
2. 法律の規定に従って、投資優遇を適用される。
3. 海外で設立された生産経営事業所で就業させるための労働者をベトナムで雇用すること。

第 78 条 海外への投資家の義務

1. 投資受入国の法律を遵守すること。

2. 法律の規定に従い海外への投資活動から発生する利益及びその他の所得をベトナムへ返送すること。
3. 海外における投資活動の財務報告及び活動報告を定期的に行うこと。
4. ベトナム国家に対する納税義務及びその他の財務上の義務を履行すること。
5. 海外投資を終了するとき、法律の規定に従いすべての資本金及びその他の合法的な財産を国内へ返送すること。
6. 投資家が本条第2項および第5項の規定に従い海外への投資活動による資本、財産、利益及びその他の所得をベトナムへ返送していない場合は、権限を有する国家機関からの承認を得なければならない。

第79条 海外への投資の手続き

1. 海外への投資プロジェクトは、以下のものを含む。
 - a) 投資登録プロジェクトとは、150億ベトナムドン未満の資本額があるプロジェクトをいう。
 - b) 投資審査プロジェクトとは、150億ベトナムドン以上の資本額があるプロジェクトをいう。
2. 投資登録および審査手続きは、以下のとおり規定される。
 - a) 投資登録プロジェクトの場合、投資家は、投資証明書を発給してもらうために投資管理国家機関で登録手続きを行わなければならない。
 - b) 投資審査プロジェクトの場合、投資家は、投資証明書を発給してもらうために審査書類を投資管理国家機関に提出しなければならない。

政府は、海外への投資に対する奨励分野、制限また禁止分野、投資条件、優遇制度および海外投資活動に関する手続き並びに管理を詳細に規定する。

第9章 投資に関する国家管理

第80条 投資に関する国家管理の内容

1. 開発投資に関する戦略、計画及び政策を作成し、その実施を指導する。
2. 投資に関する法的文書を制定し、その執行を指導する。
3. 投資家に対し投資プロジェクトの実施を指導、サポートし、また投資家の問題・要請を解決する。

4. 投資証明書の発給、回収を行う。
5. 投資効率の評価を指導、検査、監査し、投資活動における苦情及び告訴を解決し、褒賞及び違反処分を行う。
6. 投資活動に関連する人材育成をサポートする。
7. 投資促進活動をサポートする。

第 81 条 投資に関する国家管理機関の責任

1. 政府は、全国での投資に関する国家管理を統一的に行う。
2. 計画投資省は政府に対し、投資に関する国家管理を行う責任を負う。
3. 各省、省に相当する機関は、担当任務及び権限の範囲内で、担当分野への投資に関する国家管理を行う。
4. 各級人民委員会は、政府の委譲に従い、担当地域での投資に関する国家管理を行う責任を負う。

第 82 条 計画による投資管理

1. 政府は、計画に関する法律の規定に従い計画の作成、計画の提出・審査および承認について規定する。
2. 投資プロジェクトは、技術的インフラ計画、土地使用計画、建設空間計画、鉱物および他の資源の使用計画などを遵守しなければならない。
本法の第 27、28、29 及び 30 条に規定した優遇投資分野、条件付き投資分野と禁止分野に適合しなければならない、且つ投資家が投資を選択・決定するための方向付けの一つであること。
3. 発展計画に関する権限を有する国家管理機関は、マスメディアを通じて投資に関連する計画を公開・公布する責任を持つ。
4. 本条に規定される計画に該当しないプロジェクトに関して、投資家が質問をする場合、投資国家管理機関は、発展計画に関する権限を有する国家管理機関とコンタクトをし、投資家が要求した日から 30 日以内に返事すること。

第 83 条 投資促進

1. 各級の国家機関による投資促進活動は、政府の規定に従う。
2. 国家機関による投資促進活動の予算は、国家予算から支出される。

第 84 条 投資活動の観察及び評価

1. 投資に関する各級国家管理機関は、法律の規定に従い投資活動の監督、観察及び評価・報告を行う。
2. 投資の観察・評価の内容は以下の通りである。
 - a) 投資に関する法規の制定及び執行を監督観察する。
 - b) 投資証明書の規定に従い、投資プロジェクトの進行を監督観察する。
 - c) 全国、各省、各産業、各地方、各投資プロジェクトの投資結果を評価する。
 - d) 同等レベル国家管理機関及び上級管轄国家機関に対して投資の観察・評価結果を報告し、問題点の解決方法或いは投資法に違反する行為の処分を提案する。

第 85 条 投資監査の任務

1. 投資監査は以下の任務を負う
 - a) 投資に関する精査及び法律の執行を監査する。
 - b) 投資に関する法律の違反行為を発見、防止し、管轄内の問題の場合は違反を処分し、管轄外の問題の場合は権限を有する国家機関に対し処分を提議する。
 - c) 投資に関する苦情と告訴を検証し、権限を有する国家機関に対しその解決を要請する。
 - d) 投資に関する監査の組織及び活動は、監査に関する法律の規定に従うものとする。

第 86 条 苦情・具申・告訴

1. 法律の規定に従い、組織・個人は苦情・具申・告訴をする権利を有し、組織は具申・告訴をする権利を持つ。投資活動に関する苦情・具申・告訴、及び苦情・具申・告訴の解決は、法律の規定に従う。
2. 苦情・具申・告訴あるいは手続の期間中、組織及び個人は、最終決定が出るまで、投資国家管理機関の行政決定を執行しなければならない。解決をはかる投資国家管理機関の最終決定あるいは裁判所の判決が出された後、当該決定あるいは判決を執行する。
3. 各級投資国家管理機関は、組織・個人の苦情、具申および告訴を受理した後、管轄内の問題であればそれを解決し、管轄外の問題であれば解決権限を有する機関・組織へ転送する責任を負い、また苦情・具申・告訴を申し立てた者に対しその旨を書面にて通知しなければならない。

第 87 条 違反処分

1. 本法及び投資に関する法律及びそのほかの規定に違反した者は、その違反の性質及び程度に応じて規律処分、行政処分を受けるか、あるいは刑事責任が追及される。
2. 投資活動の関連公務に携わる者は、与えられた権限に便乗し、投資活動の妨害及び投資家の邪魔をしたり、投資家の要求の解決を延期したり、あるいは法律の規定するその他の任務を履行しない場合、その違反の性質及び程度に応じて規律処分、行政処分を受けるか、又は刑事責任が追及される。

第 10 章 施行条項

第 88 条 本法の発行日以前に実施されている投資プロジェクトに対する適用法律

1. 本法の発行日以前に投資許可証を取得した外国投資プロジェクトは、投資証明書の再発行手続を行う必要がない。しかし、投資家が投資登録を任意に行う場合、新たな投資証明書の交換登録手続を行う。
2. 本法の発行日以前に実施されている国内投資プロジェクトは、投資登録あるいは投資審査手を行う必要がない。しかし、投資家が投資登録手続を任意に行う場合を除く。

第 89 条 執行効力

本法は、2006 年 07 月 01 日発効する。

本法は、1996 年ベトナム外国投資法、2000 年外国投資法、1998 年国内投資奨励法に取って代わる。政府は、本法の執行を詳細に規定するものである。

本法は、2005 年 11 月 29 日にベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 8 回会議で承認された。

国会議長

(署名)

グエン ヴァン アン

第二部

統一企業法

ベトナム社会主義共和国第11期第8回国会にて承認

2005年11月29日付 60/2005/GH11号

第1章 総則

第1条 適用範囲

本法は、すべての経済セクターにおける有限会社、株式会社、合名会社と私営企業（以下、企業という）の設立、管理組織及び活動、かつ企業のグループに関して規定する。

第2条 適用対象

1. すべての経済セクターにおける企業。
2. 企業の設立、管理組織及び活動に関する組織及び個人。

第3条 企業法、国際条約及び関連法規の適用

1. すべての経済セクターにおける企業の設立、管理組織及び活動は、本法及び関連法規の規定に従わなければならない。
2. 専門法規が本法の規定と矛盾する場合、専門法規を準用する。
3. ベトナム社会主義共和国の締結または加盟した国際条約の規定が本法の規定と矛盾する場合、国際条約の規定を準用する。

第4条 用語解釈

本法に記載される以下の用語は下記のように解説する。

1. 「企業」とは、特殊商号、資産、安定的な事業所を持ち、法律のみに規定される商行為を為すために営業登記をする経済組織をいう。
2. 「経営（事業）」とは、営利を目的とし、製品の生産から販売まで、又はサービスの提供までのプロセスの一つ、一部又は全ての段階を連続的に行うことをいう。
3. 「法的な書類」とは、本法の定める全ての必要な文書が揃っている書類で、書類の内容が法律の規定に従って正確にかつ十分に申告されるものをいう。
4. 「出資」とは、企業の所有主又は共同所有主になるために、会社へ資産を投入することである。出資の目的たる財産とは、ベトナムドン、強い外貨、金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ、又は定款に定められるその他の資産であり、会社の投資資本を形成するものをいう。
5. 「出資率」とは、企業の所有主又は共同所有主の法定資本への出資率をいう。
6. 「法定資本」とは、会社の定款に記載される社員（出資者）全員の出資総額または一定期限内の約束出資額をいう。
7. 「法的資本」とは、法律の規定する企業の設立に必要な最低の資本額をいう。

8. 「議決権付き出資率」とは、社員（出資者）総会又は株主総会における管轄問題について検討権及び議決権を持つ構成員の出資率をいう。
9. 「配当金」とは、会社が財政義務を実現した後の利益から控除され、株主に現金あるいは他の財産で支払われる利潤をいう。
10. 「発起社員（Partner）」とは、有限会社また合名会社の最初定款の作成及び調印に参加した出資者をいう。
11. 「株主」とは、株式会社の発行した株を最低1株所有する者をいう。
「発起株主」とは、株式会社の最初定款の作成及び調印に参加した株主をいう。
12. 「合名社員」とは、合名会社の債務に対し自らの全ての財産で責任を負う者をいう。
13. 「企業管理者」とは、私営企業の所有主・社長、合名会社の合名社員、有限会社及び株式会社の社員（出資者）総会委員長、会長、取締役、社長また総支配人及び定款に定められるその他の重要な地位に就く人をいう。
14. 「委嘱による代表者」とは、有限会社及び株式会社の法人である社員、株主により文書にて依頼され、本法の規定に基づきそれぞれの当該権利を実現する個人をいう。
15. 企業が他社の親会社だとみなされる場合は、次の通りである。
 - a) その会社の法定資本また総数発行済み普通株の50%以上を所有する場合；
 - b) その会社の取締役の多数また全員、及び社長また総支配人を直接的あるいは間接的選定する権を持つ場合；
 - c) その会社の定款の改訂・追加を決定する権を持つ場合；
16. 「企業再編」とは、企業の分割、分離独立、合併、統合、及び企業形態の変更をいう。
17. 企業の「関連者」とは、以下の場合において企業と直接また間接関係を持つ組織・個人をいう。
 - a) 親会社、或いは親会社の管理者と管理者の選任する権限を持つ者（企業が子会社である場合）。
 - b) 子会社（企業が親会社である場合）。
 - c) 企業管理機関を通じて企業の決定又は活動を左右する個人又は団体。
 - d) 企業管理者。
 - e) 企業管理者、また会社の支配的出資分・株を所有する社員、株主の夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹。
 - f) 本条 a, b, c, d, e に定められている者の委嘱代表者。
 - g) 本条 a, b, c, d, e, f, h に定められている者が、企業の決定又は活動を左右であるほどの支配資本を所有する企業。
 - h) 企業の資本、株、利益を保有する、又は企業の決定を左右する目的として連携を組む団体。
18. 「国家所有出資分」とは、国家予算また国家のその他の資本源から投資される資産であり、委嘱された国家機関また経済組織が所有主とする。
「国家所有株」とは、国家予算また国家のその他の資本源にて支払いされる株であり、委嘱された国家機関あるいは経済組織が所有主とする。
19. 「出資分また株の市価」とは、証券市場での取引価格、あるいは評価査定組織により評価される価格をいう。
20. 「企業の国籍」とは、企業が設立、営業登録をした国・地域をいう。
21. 「所在住所」とは、法人の場合は登録した本社の住所、個人の場合は戸籍の住所また勤務先の住所あるいはその人が企業と連絡先として登録した住所をいう。
22. 「国営企業」とは、国家が法定資本の50%以上を所有する企業をいう。

第5条 企業及び企業所有主に対する国家保証

1. 国は、本法に定められる各企業形態の長期的な存続及び発展を認め、所有形態と経済セクタ

一を問わず各企業に対する法律上平等な待遇を保証し、営業活動から発生する合法的な収入を認める。

2. 国は、企業、企業の所有主の資産、資本金、収入及びその他の合法的な権利・利益を認めて保護する。
3. 企業、企業の所有主の合法的な財産及び資本金は、国有化、行政的な措置による没収の対象外である。

国防、国家の安全及び利益のために特に必要な場合のみにおいて、国は企業の資産の徴収又は徴用を決定する可能性があるが、企業の所有主又は共同所有主に対し、徴収・徴用時点における市場価格に基づいて支払いまた賠償をする。支払いまた賠償は、企業の利益を保証しなければならない、かつ企業形態を差別しないこと。

第6条 企業における政治組織と各政治社会組織

1. 企業内の政治組織と各政治社会組織は、憲法、法律及びその組織の適法な条例に従い、活動をする。
2. 企業は、本条第1項に規定する組織を尊重し、労働者が組織の設立および活動参加するよう有利な条件を与える。

第7条 経営分野・業種

1. すべての経済セクターにおける企業は、法律上禁止対象外の分野・業種の取扱を行うことができる。
2. 投資法及び関連法規に従う条件付き業務の取扱を希望する企業は、当該業務に対する法律に基づく全ての条件を満たした後のみ、事業開始を行うことができる。
営業条件は、具体的分野・業種における業務の取扱をする時企業が満たさなければならない条件であり、営業許可書、営業条件完備証明書、業務取扱い認定書、職業責任保険証および法定資本の要求などにて具体化される。
3. ベトナムの国防、安全、秩序、社会安全、歴史、文化、道徳の伝統、習慣及び国民の健康、資源及び環境に対し悪影響を及ぼす業務の取扱を禁止する。
政府は、禁止業務に関する具体的なリストを発行するものとする。
4. 政府は、全部又は一部の営業条件を再チェック、評価し、不適合な条件を取り消し、また取り消しの提案をする、もしくは改正・追加、再改正・追加の提案をする；あるいは、国家管理要求に応じて、新しい営業条件の公布又公布提案をする。
5. 各省、省同等機関、各レベル人民評議会、人民委員会は条件付き分野・業種および営業条件を規定することができない。

第8条 企業の権利

1. 自主的に営業活動を行う；経営・投資の業務、地域、形態の選択、営業規模及び業種の拡大を自由に行うこと；公益製品・サービスの生産・提供に参加するよう、国家に奨励され、良い条件を与えられる。
2. 資本調達・分配・使用の方法・形式の決定。
3. 市場、顧客の調査、契約の締結を自由に行うこと。
4. 輸出入業務の実施。
5. 営業活動に必要な労働者の募集、雇用及び使用。
6. 営業効率及び競争力を向上するために近代科学技術を自由に適用すること。
7. 業務及び内部の仕事を決定する。
8. 企業の資産の所有、運用、売却などの決定。

9. 法律上定められていない人材、資金の提供に関する要求を拒否する。
10. 具申・告訴に関する法律に基づき具申・告訴をする。
11. 法律の規定に基づき直接また委嘱代表者を通じて裁判に参加できる。
12. 法律の規定するその他の権利。

第9条 企業の義務

1. 営業登録証明書に記載された教務に従って活動すること。条件付き業種の取扱をするとき法律の規定に基づき営業条件を保証すること。
2. 会計に関する法律の規定に従い会計記録の作成、期限どおりに誠実かつ正確な財務報告書の作成。
3. 納税番号の登録、税金の申告、納税、法律の規定する他の財政業務の履行。
4. 労働法律に従う労働者の権利及び利益の保証。保険に関する法律の規定に従い、労働者のために社会保険、医療保険及びその他の保険を加入する。
5. 登録された基準に従う製品・サービスの品質を保証し、責任を負う。
6. 統計に関する法律の規定に基づき統計制度を実現すること。国家の審査機関に対し、企業の営業情報及び企業の財務状況を定められた用紙にて定期的に正確かつ十分に申告、報告する。申告・報告による情報が不正確、不十分であると発見した場合、遅滞なく情報の修正・追加を行わなければならない。
7. 国防、安全、秩序、社会安全、資源保護、環境保護、歴史・文化遺産の保存、名所旧跡の保存などに関する法規の遵守。
8. 法律に従うその他の義務の履行。

第10条 公益製品・サービスの生産・提供をする企業の権利及び義務

1. 本法の第8条、9条と他の関連のある規定に従う権利及び義務。
2. 国家の審査機関規定に従い、経費を計算・補足され、またサービスの使用料を取ることができる。
3. 投資資本の回収及び合理的な利益取得のため、製品・サービスの生産・提供期限を適合に保証される。
4. 国家の審査機関が規定した価格と費用に基づき、約束した数量・品質及び期限通りに製品・サービスの生産・提供する。
5. すべての顧客に対し、公平かつ有利条件を保証する。
6. 法律の規定及び顧客に対し、製品・サービスの数量、品質、提供条件、価格や使用料に関する責任を持つ。
7. 法律に従うその他の権利及び義務。

第11条 禁止行為

1. 本法の規定する条件を満たさない者に営業登録証明書を発行する行為及び、条件を満たした者に営業登録証明書の発行を拒否する行為。営業登録申請者と企業の営業活動に対し阻害、妨害、強制などをする行為。
2. 営業登録を行わずに本法の規定する企業形態で経営する行為及び営業登録証明書が取り消されたが経営を続ける行為。
3. 企業の営業登録書類の内容を誠実に、正確にかつ時間どおりに報告しない行為；又は営業登録書類の内容の変更を誠実に、正確にかつ時間どおりに報告しない行為；
4. 登録資本を誠実に報告しない行為、又は登録したとおりの資本を十分に出資しない行為、又は出資財産を恣意的に実際価値より高く申告する行為；

5. 違法・詐欺活動を行う行為。禁止業務における営業活動をする行為；
6. 法律の規定に従う営業条件を満たさずに条件付き業種を営業する行為。
7. 社員、所有主また株主の本法及び会社の定款の規定する権利を履行することを阻止する行為。
8. 法律の規定に違反するその他の行為。

第12条 企業の書類保管制度

1. 企業形態によって異なるが、企業は以下の書類を保管しなければならない：
 - a) 企業の定款；定款の改正・追加；企業の内部管理規制；構成員登記帳簿また株主登記帳簿；
 - b) 営業登録証明書；工業所有権保護書類；製品の品質登録証明書；その他の許可書及び証明書；
 - c) 企業の財産所有権を確定する書類；
 - d) 社員（出資者）総会議事録、株式総会に議事録、取締役会の議事録；企業の各種決定書；
 - e) 証券発行のための告白書；
 - f) 監査役会の報告書、監察機関の結論、独立会計監査組織の結論；
 - g) 会計帳簿、会計領収書、年間財務報告書；
 - h) 法律に規定されるその他の書類；
2. 企業は、本条第1項に定められている書類を本社の事務所に保管しなければならない。保管期間は法律の規定に従うこと。

第2章 企業の新規設立と営業登録

第13条 企業設立、出資、株購買及び管理権

1. 本条第2項に規定する場合を除き、ベトナムの個人・組織や国籍を問わずあらゆる外国の個人・組織は、本法の規定に従い企業の設立及び管理を行う権利を持つ。
2. 下記の個人・組織は、ベトナムにおいて企業の設立及び管理をする権利を有しない：
 - a) 機関・部隊の利益を目的として、国家財産・予算を活用し、企業を設立する国家機関及び人民軍隊の所属組織；
 - b) 職員・公務員に関する法令に従う職員、公務員；
 - c) 人民軍隊の所属機関・組織の士官、下士官、専門軍人、国防労働者、人民公安部隊の所属機関・組織の士官、下士官；
 - d) 国の出資額の管理代表に派遣された者を除き、ベトナム100%国営企業の管理者、幹部；
 - e) 未成年者。民事的行為能力が制限されているあるいは失った成年者；
 - f) 刑事責任を追求されている者。懲役刑を服している者。裁判所により開業禁止決定を受けた者；
 - g) 企業破産法の規定に基づくその他の場合；
3. 本条第4項に規定する場合を除き、あらゆる個人・組織は、本法の規定に従い、株式会社の株を購買、また有限会社及び合名会社へ出資する権利を持つ。
4. 下記の個人・組織は、本法の規定に従い、株式会社の株を購買、また有限会社及び合名会社へ出資する権利を持たない：
 - a) 機関・部隊の利益を目的として、国家財産・予算を活用し、各企業へ出資する国家機関及び人民軍隊の所属組織；
 - b) 職員、公務員に関する法律に基づき、各企業への出資を許可されない対象；

第 14 条 営業登録前の締結済み契約

1. 発起社員（出資者）または委嘱代表者は、営業登録前に企業の設立に直接関連する各種契約を締結することができる。
2. 企業が設立された場合、企業は、本条第 1 項に記載された契約から発生する権利及び義務を継続するものとする。
3. 企業が設立されない場合、本条第 1 項に従う契約を締結した者は、当該契約の履行を完全に責任を負う、または共同責任を負わなければならない。

第 15 条 営業登録の手続

1. 企業の設立を行う者は、本法に規定される営業登録書類を作成し、営業登録審査機関 関に対し、同書類を提出しなければならない。また、営業登録書類の正確性及び誠実性について責任を負わなければならない。
2. 営業登録機関は、書類の受理日から 10 日以内に営業登録書類の処理を完了し、営業登録証明書を発行しなければならない。営業登録証明書を発行しない場合、企業設立者に対し書面にて通知しなければならない。通知書には、却下理由又は書類の改正・追加に関する要求を明記しなければならない。
3. 営業登録機関は、営業登録書類を審査し、営業登録証明書を発行する場合は、営業登録書類の合法性に対する責任を負う。営業登録機関は、企業設立者に対し、本法の規定する書類以外の書類の提出を要求してはならない。
4. 具体的なプロジェクトに関する営業登録証明書の発行期限は、投資法の規定に従うものとする。

第 16 条 私営企業の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙に従う営業登録申請書。
2. 身分証明書またパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
3. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
4. 事業実施許可書また他の許可書が必要とする業務の場合は、社長と他の個人のそれぞれの許可書。

第 17 条 合名企業の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙に従う営業登録申請書。
2. 会社の定款。
3. 合名社員（出資者）の名簿、それに従う身分証明書またパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書また他の許可書が必要とする業務の場合は、合名会社の合名社員（出資者）と他の個人のそれぞれの許可書。

第 18 条 有限会社の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙に従う営業登録申請書。
2. 会社の定款。
3. 発起構成員の名簿とそれに伴い以下のものがなければならない：

- a) 構成員が個人である場合は、身分証明書またパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
- b) 構成員が法人である場合は、発起簿謄本、営業登録証明書またそれと同等の書類のコピー、委嘱決定書、委嘱代表者の身分証明書またパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
発起構成員が外国の法人である場合、営業登録証明書のコピーは、登録申請日まで3ヶ月以内の登録機関の証明がなければならない。
4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書また他の許可書が必要とする業務の場合は、社長または総社長と他の個人のそれぞれの許可書。

第19条 株式会社の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙に従う営業登録申請書。
2. 会社の定款。
3. 発起株主の名簿とそれに伴い以下のものがなければならない：
 - a) 株主が個人である場合は、身分証明書またパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
 - b) 株主が法人である場合は、発起簿謄本、営業登録証明書またそれと同等の書類のコピー、委嘱決定書、委嘱代表者の身分証明書またパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
発起株主が外国の法人である場合、営業登録証明書のコピーは、登録申請日まで3ヶ月以内の登録機関の証明がなければならない。
4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書許可書また他の許可書が必要とする業務の場合は、社長または総社長 (General Director) と他の個人のそれぞれの許可書。

第20条 ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容

ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容は、本法と投資に関する法律（投資法）の規定に従わなければならない。投資許可書は営業登録証明書でもあるものとする。

第21条 営業登録申請書の内容

1. 社名。
2. 本社の所在地、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス（あれば）。
3. 経營業務。
4. 会社の場合は法定資本、私営企業の場合は所有主の初期投資金額。
5. 有限会社及び合名会社の場合は各社員（出資者）の出資額、株式会社の場合は発起株主の所有する株式数、株式の書類、株の額面、上場される書類別の株式数。
6. 私営企業の場合は所有主の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；一人有限会社の場合は会社所有主また法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；二人以上有限会社の場合は発起社員（出資者）全員また発起社員（出資者）の法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；株式会社の場合は発起株主全員また発起株主の法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、

身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；合名会社の場合は合名社員（出資者）全員の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。

第22条 定款の内容

1. 本社、支店、駐在事務所（あれば）の名称及び所在地。
2. 業務内容。
3. 法定資本、法定資本の増資・減資の方式。
4. 合名会社の場合は合名出資者全員の氏名、住所、国籍および基本的特徴。
有限会社の場合は所有主また発起出資者の氏名、住所、国籍および基本的特徴。
株式会社の場合は発起株主の氏名、住所、国籍および基本的特徴。
5. 有限会社及び合名会社の場合は各出資者の出資率及び出資額。
株式会社の場合は発起株主の購入する株式数、株式の種類、株の額面、上場される種類別の株数。
6. 有限会社及び合名会社の場合は社員（出資者）の権利及び義務。株式会社の場合は株主の権利及び義務。
7. 管理組織機構。
8. 有限会社及び株式会社の場合は法的代表者。
9. 決定の承認手続き、会社内に発生する紛争の解決原則。
10. 管理人及び監査役会のメンバーまた監査員の給料、報酬と賞与を計算する根拠・方法。株式会社の場合は取締役、社長及び監査役会の給料、報酬と賞与を計算する根拠・方法。
11. 出資者又は株主が、自らの出資率（有限会社）、株式（株式会社）の買戻しを会社に要請する場合。
12. 税引き利益の分配及び損金の分担に関する原則。
13. 企業解体、解体手続き及び資産の清算手続。
14. 定款の改正・追加手続き。
15. 合名会社の場合は合名出資者全員の氏名、署名。有限会社の場合は会社の法的代表者、会社の所有主、出資者全員または委嘱代表者の氏名、署名。株式会社の場合は会社の法的代表者、発起株主全員または発起株主の委嘱代表者の氏名、署名。
16. 各社員、各株主は相談の上、その他の内容を定款に規定することができるが、法律の規定を遵守しなければならない。

第23条 有限会社と合名会社の社員の名簿、株式会社の発起株主の名簿

有限会社と合名会社の出資者の名簿、株式会社の発起株主の名簿は、営業登録機関が定めた様式で作成し、下記の内容を記載しなければならない。

1. 有限会社、合名会社の場合は社員（出資者）の氏名、住所、国籍、常住住所およびその他の基本的特徴。株式会社の場合は発起株主の氏名、住所、国籍、常住住所およびその他の基本的特徴。
2. 有限会社、合名会社の場合は、発起社員（出資者）全員の出資率、出資額、出資の目的たる財産の種類、数量と価値、出資期間。株式会社の場合は、発起株主全員の所有する株式数、株式の種類、出資の目的たる財産の種類、数量と残価値。
3. 有限会社、株式会社の場合は、法的代表者又は発起社員（出資者）、発起株主全員の氏名及び署名。合名会社の場合は、合名社員全員の氏名および署名。

第24条 営業登録証明書発行条件

企業は、下記の条件を満たしている場合、営業登録証明書を取得できる。

1. 企業の業務が営業禁止項目の対象外である。
2. 企業の名称が、本法第 31, 32, 33, 34 条の規定に従い命名されている。
3. 本法第 35 条第 1 項に規定される本社がある。
4. 法律に規定される営業登録書類を作成している。
5. 法律に規定される営業登録料金を納付している。

営業登録料金は、営業登録業種の数に基づき定められる。具体的な料金は政府により規定される。

第 25 条 営業登録証明書の内容

1. 本社、支店、駐在事務所の名称及び所在地。
2. 企業の法的代表者の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
3. 有限会社と株式会社の場合は、発起社員（出資者）また発起株主が個人である場合、全員の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。発起社員（出資者）また発起株主が法人である場合、所有主また発起社員（出資者）全員の設立決定番号あるいは営業登録番号。
合名会社の場合は合名社員全員の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
私営企業の場合は所有主の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
4. 有限会社及び合名会社の場合は法定資本。
株式会社の場合は株式数、出資する株式類、上場される株式数。
私営企業の場合は所有主の初期投資金。
法定資本が必要とする業務の場合は法定資本。
5. 業務内容。

第 26 条 営業登録内容の変更

1. 本社、支店、駐在事務所（あれば）の名称と所在地、業務と経営目標、法定資本、上場される株式数、企業所有主の投資資本、又は法的代表者と営業登録書類に記載されるその他の内容の変更を希望する場合、企業は、変更決定日より 10 日間以内に営業登録機関に変更の登録を行わなければならない。
2. 営業登録証明書に記載される内容の変更の場合は、新しい営業登録証明書が発行される。
3. 営業証明書が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、企業は営業登録証明書の再発行を受けられるが、料金を払わなければならない。

第 27 条 営業登録内容に関する情報の提供

1. 営業登録証明書、営業登録変更証明書の発行日から 7 日以内に、営業登録機関は、税務機関、統計機関及び他の同級の政府機関、企業の本社が置かれている省の市町村の人民委員会に対し、同証明書のコピーを送付しなければならない。
2. 組織、個人は、営業登録機関に対し、営業登録内容に関する情報の提供、営業登録証明書のコピー、営業登録変更証明書のコピー、又は営業登録内容の簡略書の発行を要求することができるが、法律に従う料金を支払わなければならない。
3. 営業登録機関は、本条第 2 項に定められる組織・個人の要求した営業登録の情報を遅滞なく十分に提供する義務を負う。

第 28 条 営業登録内容の公開

1. 営業登録証明書の発行日から 30 日以内に、企業は、営業登録機関の各企業情報ネットワークまたは電子新聞あるいは紙新聞に 3 回連続で以下の主な内容を公開しなければならない。
 - a) 企業の名称。
 - b) 本社、支社、駐在事務所の所在地。
 - c) 業務内容。
 - d) 法定資本（有限会社、合名会社の場合）、株式数、出資する株式額、上場される株式数（株式会社の場合）又は初期投資金（私営企業の場合）、法定資本（法定資本が必要とする業務の場合。）
 - e) 所有主及び発起社員（出資者）、発起株主全員の氏名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの、設立決定番号あるいは営業登録番号。
 - f) 企業の法的代表者の氏名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号又身分を証明できる法的なもの。
 - g) 営業登録場所。
2. 営業登録内容の変更がある場合、変更内容も本条第 1 項に規定される期限と方式に従って公開しなければならない。

第 29 条 財産所有権の移転

1. 有限会社、合名会社の発起社員（出資者）と株式会社の株主は、下記の規定に従い出資の目的たる財産の所有権を会社へ移転しなければならない。
 - a) 所有権が登録されている財産、及び土地所有権の場合、出資者は、当該財産の所有権、土地所有権の移転手続きを管轄機関にて行わなければならない。
出資の目的たる財産の所有権の移転は、登録料を支払う必要がない。
 - b) 所有権が登録されない財産の場合は、確認書を作成の上、財産を引き渡す。
引渡し確認書には、次の主な内容を記載しなければならない。本社の名称及び所在地、出資者の氏名、住所、身分証明書またパスポート番号又身分を証明できる法的なものとして設立決定番号また登録番号、財産の種類及び数量、出資の目的たる財産の総価値、法定資本とその出資総価値との比率、引渡日、出資者また代表委嘱者及び会社の法的代表者の署名、株式による出資、又はベトナムドン、強い外貨及び金以外の財産による出資の場合、財産の法的な所有権が完全に会社へ移転された後のみ、出資者として認められる。
2. 私営企業の営業活動に利用される財産は、企業へ所有権を移転する必要がない。

第 30 条 出資の目的たる財産の評価

1. ベトナムドン、強い外貨、金以外の出資の目的たる財産は、発起社員（出資者）全員また評価査定組織により評価をされなければならない。
2. 企業設立時点における出資の目的たる財産の価値は、発起社員（出資者）また発起株主全員により評価され、全員が一致した上で決められる。
出資の目的たる財産の評価価値が出資時期における申告価値を上回る場合、財産評価に参加する全員は、評価終了日に評価価値と出資時期の申告価値の差額と会社の他の財政義務に対し、共同責任を負わなければならない。
3. 活動中に出資される財産は、企業と出資者との一致で評価され、または評価査定組織により評価される。
評価査定組織が出資の目的たる財産を評価する場合、財産の価値は出資者及び企業により認められなければならない。

出資の目的たる財産の評価価値が出資時期における申告価値を上回る場合、出資者また評価組織と会社の法定代表者は、評価終了日に評価価値と出資時期の申告価値の差額と会社の他の財産義務に対し、共同責任を負わなければならない。

第31条 企業の名称

1. 企業の名称は、ベトナム語で表示しなければならない。数字また記号をつけることができるが、発音できなければならない。また、最低下記の二つの条件を満たさなければならない。
 - a) 企業の形態。
 - b) 自社の名前。
2. 企業の名称は、本社、支店、駐在事務所において書かれ、また貼られなければならない。ベトナム領土に置かれなければならない。企業の名称は、企業の発行するあらゆる取引書類、文書と出版物に印刷また明記されなければならない。
3. 本条の規定と本法第29, 30, 31, 32条の規定に基づき、営業登録機関は、企業の登録希望名称を拒絶する権利がある。経営登録機関の決定は最終的決定である。

第32条 企業名づけにおける禁止事項

1. 登録されている他の企業の名称と重複しない又は誤解を招かないこと。
2. 政府機関、人民軍隊の所属機関・組織、政治組織、社会組織、政治・社会組織の名称を、企業の名称の全部文また一部として利用しないこと。当該組織・機関の承諾がある場合は除く。
3. ベトナム民族の歴史、文化、道徳の伝統に反対する言葉、記号を使用しないこと。

第33条 外国語にて表示される企業名及び企業名の略語

1. 外国語で表示される企業の名称は、企業のベトナム語の名称からその外国語に訳されたものである。外国語に訳するとき、企業の名称が無変換また当該の意味の外国語で表示される。
2. 企業、または企業の取引書類及び出版物における外国語で表示される企業の名称は、企業のベトナム語の名称より小さく印刷されなければならない。
3. 企業名の略語は、ベトナム語また外国語から略された名称である。

第34条 重複する企業名及び誤解を招く企業名

1. 重複する企業名とは、企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称とまったく同じベトナム語での書き方、発音がある名称である。
2. 下記の場合、他企業の名称と誤解を招くとみなされる。
 - a) 企業の登録希望ベトナム語での名称が、登録されている他の企業の名称と同じ読み方がある場合。
 - b) 企業の登録希望ベトナム語の名称が、登録されている他の企業の名称とは「&」という記号だけが異なる場合。
 - c) 企業の登録希望名称の略が、登録されている他の企業の略名称とは重複する場合。
 - d) 企業の登録希望外国語での名称が、登録されている他の企業の外国語の名称と同じである場合。
 - e) 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称の直後に数字、番号またベトナム語のアルファベット (A, B, C. . .) という記号だけが異なる場合。ただし、名称を登録希望する企業が、登録されている企業の子会社である場合は除く。
 - f) 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称の直前に「TAN」また直後に「MOI」という言葉だけが異なる場合。

- g) 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称と、「MIEN BAC」（北部）、「MIEN NAM」（南部）、「MIEN TRUNG」（中部）、「MIEN TAY」（西部）、「MIEN DONG」（東部）また同じ意味を持つ言葉だけが異なる場合。ただし、名称を登録する希望企業が、登録されている企業の子会社である場合は除く。

第 35 条 企業の本社

1. 企業の本社は、企業の連絡先、取引用書類の届け先であり、ベトナム領土に置かなければならない。本社の住所には、省又は中央直轄市、区・町・市、村、通り、番号、電話番号及び FAX 番号（あれば）を明確にかつ詳細に記載しなければならない。
2. 企業は、営業登録許可書を発行された日から 15 日以内、営業登録機関にオープン時間と勤務時間を知らせしなければならない。

第 36 条 企業の印鑑

1. 企業は、自己の印鑑を持つ。企業の印鑑は、企業の本社に配置・保管されなければならない。印鑑の形式、内容及び印鑑作製条件、印鑑の使用制度は、政府の規定に従わなければならない。
2. 企業の印鑑は企業の財産である。企業の法的代表者は、法律の規定に基づき企業の印鑑の使用・管理に責任を持つ。必要な場合、印鑑の発行機関の許可があれば、企業は印鑑を二個持つことができる。

第 37 条 企業の駐在事務所、支社及び企業の営業場所

1. 駐在事務所は、企業の所属組織であり、委任範囲内にて企業の代表として活動し、企業の利益を保護する責任を負う。駐在事務所の組織及び活動は、法律の規定に従わなければならない。
2. 支社は、企業の所属組織であり、委任に従う代表機能も含めて、企業の全て又は一部の機能を実施する責任を負う。支社の業務は、企業の業務に適合しなければならない。
3. 企業の営業場所は、企業の具体的経営活動が行われる場所である。企業の営業場所は、本社の登録されている住所以外でも可能。
4. 支社、駐在事務所及び営業場所には、企業の名称をつけられなければならない、かつそれぞれ支社、駐在事務所及び営業場所の住所を確定するものを追加する。
5. 企業は、国内又は外国に支社、駐在事務所を設立することができる。企業は、一箇所また数箇所の駐在事務所を行政境界上の同じ地方に置くことができる。支社と駐在事務所の設立手順と手続きは、政府の規定に基づく。

第 3 章 有限会社

第 1 節 二人以上有限会社

第 38 条 二人以上有限会社

1. 有限会社とは、以下の特徴を有する企業である。
 - a) 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）は、組織でも個人でも認められるが、社員の総数が 50 名を越えてはならない。
 - b) 社員は、企業への出資額の範囲内で、企業の債務又はその他の財政義務に対し責任を負う。

- c) 社員の出資額の譲渡は、本条第 43, 44 と 45 条の規定に従って行わなければならない。
- 2. 有限会社は、営業登録証明書の発行日から常人格を有する。
- 3. 有限会社は、株を発行することができない。

第 39 条 出資実現及び出資証明書の発行

- 1. 社員は、契約した出資金額、出資財産の種類及び期限どおり出資しなければならない。
社員が登録した出資財産の種類の変更を希望する場合、他の社員全員からの承諾を得なくてはならない。この場合企業は、変更を承諾する日から 7 日以内に書面にて営業登録機関にその旨を知らせなければならない。
企業の法的代表者は、営業登録機関に対しメンバーリストに掲載してある登録出資状況を書面にて締切期日より 15 日以内に報告しなければならない。
上記の期限が切れても書面による報告を行わない場合、また報告内容が正直でない、もしくは正確でない場合、企業の法的代表者は、企業と関係者に対しそれにより発生する損害について自己責任を負わなければならない。
- 2. 契約した金額及び期限どおりに出資しない社員がいる場合は、その社員が企業の債務者になり、それにより発生する損害を賠償しなければならない。
- 3. 最終期限が切れても約束した金額を出資できない社員がいる場合は、下記の対策で足りない分を処理する。
 - a) 一人または何人かのメンバーは、足りない分を出資することを引き受ける。
 - b) 他者が企業へ出資するよう勧める。
 - c) 残りのメンバーは、企業の法定資本に占めるそれぞれ出資率に応じて、共同責任を負い、足りない分を出資する。
本項の規定に従い足りない分が出資されたら、約束したとおりに出資しない社員は当然企業のメンバーではない。この場合、企業は本法の規定に基づき営業登録内容変更の手続きを行わなければならない。
- 4. 目標にした金額を十分に出资した時点で、社員は出資証明書が発行される。出資証明書は、以下の主な内容を記する。
 - a) 社名及び本社の所在地。
 - b) 営業登録証明書の番号及び発行日。
 - c) 会社の法定資本。
 - d) 社員が個人である場合、社員の氏名及び住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
社員が法人である場合、社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号また営業登録番号。
 - e) 社員の出資率及び額。
 - f) 出資証明書の番号及び発行日。
 - g) 会社の法的代表者の氏名及び署名。
- 5. 出資証明書が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、社員は、出資証明書の再発行を受けられる。

第 40 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の名簿

- 1. 会社は、営業登録を行った後、直ちに社員の名簿を作成しなければならない。社員の名簿は、以下の主な内容を含まなければならない。
 - a) 社名及び本社の所在地。
 - b) 社員が個人である場合、社員の氏名及び住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
社員が法人である場合、社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号また営業登録番号。

- c) 出資時期における出資率及び出資額、出資時期、出資の目的たる財産の種類、出資の目的たる財産それぞれの数量及び価値。
 - d) 社員が個人である場合は社員の署名、社員が法人である場合は法的代表者の署名。
 - e) 社員全員の出資証明書の番号及び発行日。
2. 社員の名簿は、会社の本社で保管される。

第 41 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の権利

1. 二人以上有限会社の社員は以下の権利を有する。
- a) 社員総会議（Board of Meeting）に参加し、社員総会の管轄問題について相談、提案及び議決すること。
 - b) 出資率に相当する議決権を持つ。
 - c) 社員の名簿、取引状況を記する帳簿、会計帳簿、年度別財務報告及びメンバー評議会の記録帳簿と会社のその他の資料の一部また全部をチェック、調査、コピーと複製する権利がある。
 - d) 会社が納税義務及び法律の規定に従いその他の財政義務を完了した後、出資率に担当する利益を分配されること。
 - e) 会社の解体・破産の際、会社の残余財産から出資率に相当する価値の分配を受けること。
 - f) 会社が法定資本を増資する際、追加出資することを優先される、かつ本法の規定に従い、出資分の一部又全部を譲渡する権利がある。
 - g) 社長（General Director、以下同じ）の義務の不履行により会社また社員が損害を受けた時、社員は社長を告訴することができる。
 - h) 法律及び会社の定款の規定に基づき会社への自分の出資分を他の人に譲り渡す権利を有する。
 - i) 本法及び会社の定款に規定されるその他の権利。
2. 法定資本の 25%以上、又は会社の定款に定められたより低い比率を保有する社員そして社員グループは、社員総会の問題を解決するために、社員総会を招集することができる。ただし、本条第 3 項に規定する場合は除く。
3. 法定資本の 75%以上を保有する社員がいる場合、かつ会社の定款には本条第 2 項の規定のようにより低い比率を定めない場合、社員は、当然本条第 2 項に規定される権利を有する。

第 42 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の義務

- 1. 契約した金額を期限どおりに出資し、会社の債務及びその他の財政義務に対し出資額の範囲内で責任を負うこと。本法第 43, 44, 45 と 60 条に規定する場合を除き、出資分の引き出しをしてはならない。
- 2. 会社の定款を遵守すること。
- 3. 社員総会の決定を執行すること。
- 4. 本法に規定されるその他の義務を負うこと。
- 5. 会社の名義で、下記の行為を行った時、社員は自己責任を負う。
 - a) 法律の規定に違反した行為。
 - b) 経営活動また他の取引を行い、他人に対し損害を来たす行為。
 - c) 会社の財務的リスクが起こる前に、期限が切れていない債務を支払う行為。

第 43 条 出資分の買い戻し

1. 以下の問題に関する社員総会の決定に書面で反対する社員は、自らの出資分の買い戻しを会社に要請することができる。

- a) 社員の権利及び義務、社員総会の権限及び任務に関連する定款の内容の改正、追加。
 - b) 企業再編。
 - c) 会社の定款に規定されるその他の問題。
出資分の買戻しの要請は、書面で作成され、また本項第 a、b、c に記載される問題が決議された日から 15 日以内に会社へ送付されなければならない。
2. 本条第 1 項による社員の要請を受けた時、買戻しの価格について一致に至らない場合、会社は、要請書の受取日から 15 日以内に、相場または定款に規定される原則に基づいて価格を決め、当該社員の出資分を買戻さなければならない。
ただし、出資分の買い戻しにかかる金額を支払う時、債務の返済及びその他の財政業務を完了していなければならない。
 3. 会社が本条第 2 項の規定に従い出資分の買い戻しをしない場合、当該社員は会社における自分の出資分を他の社員また外部の人に自由に譲渡することができる。

第 44 条 出資分の譲渡

本法第 45 条 6 項の規定に定められる場合を除き、二人以上有限会社の社員は以下の規定に従い、自らの出資分の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。

1. 残りの社員に対し彼らの出資率に応じて、同様の条件でオファーしなければならない。
2. オファーをした日より 30 日の間に、残りの社員が買戻ししないか又は全てを買戻ししない場合のみ、外部の人に譲渡することができる。

第 45 条 他の場合における出資分の処理

1. 個人である社員が死亡するか又は裁判所より死亡宣告をされた場合、死亡した社員の法的相続人または遺書による相続人は、会社の社員になる。
2. 社員の民事的な行為能力が制限されているか又は失った場合、その社員の権利及び義務は、後見人により執行される。
3. 以下の場合、社員の出資分は、本法第 43, 44 条に従って会社により買い戻されるか、譲渡される。
 - a) 相続人が会社の社員になりたくない場合。
 - b) 本条第 5 項に規定される社員に贈られたか又は譲られた者が社員総会の承認を得られない場合。
 - c) 社員は解体・破産した組織である場合。
4. 個人である社員が死亡したが、相続人がいない場合、又は相続人が相続権を拒否するか相続権が剥奪される場合、その社員の出資額は民事法の規定に従い処理される。
5. 社員は会社における自らの出資分を一部または全部を他人に譲渡する権利を有する。

第 46 条 会社管理組織機構

二人以上有限会社は、社員総会、会長、社長（総社長 General Director）を含まなければならない。11 名以上の社員を有する有限会社は、監査役会がなければならない。他の場合、会社の管理組織仕組みにおける監査役会の設立は、諸社員の任意決定による、監査役会、監査役会長の権限、任務及び勤務制度、活動範囲は、会社の定款に規定される。

会長または社長（総社長）は会社の法的代表者である（会社の定款による）。会社の法的代表者はベトナム領土に常住しなければならない。もしベトナムを 30 日以上離れる場合、会社の法的代表者の権利と任務を他の者に書面にて委嘱しなければならない。

第 47 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会

1. 社員総会は、有限会社の社員全員から構成され、会社において最高権力を持つ機関である。組織である社員は、委嘱代表者（例えば Board of Directors）を派遣し、社員総会に参加させる。会社の定款は社員総会に関して具体的に規定するが、社員総会は、毎年最低一回招集される。
2. 社員総会は、以下の権限及び任務を有する。
 - a) 会社の発展戦略と年度経営計画を決定する。
 - b) 法定資本の増資又は減資や資本の調達方法及び時点を決定する。
 - c) 会社の最新財務報告に記録される財務の総価値の 50%又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある投資プロジェクト及び投資方式を決定する。
 - d) 市場の開発、マーケティング及び技術転移などの対策を決定する。ローンの借入契約、ローンの貸付契約、会社最新財務報告に記録される財産の総価値の 50%又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある財産の売却を承認する。
 - e) 社員総会長の選任及び解任。社長（総社長）、会計長、及び会社の定款に定められるその他の重要な地位に就く人の選任、解任、降格を決定する。
 - f) 社長（総社長）、会計長、及び会社の定款に定められるその他の重要な地位に就く人に対する給料、賞金、その他の福利制度を決定する。
 - g) 年度財務計画、利益の使用・分配計画、損金処理計画を承認する。
 - h) 会社の管理組織機関を決定する。
 - i) 支社、支店、駐在事務所の設立を決定する。
 - j) 会社の定款を改正、追加する。
 - k) 会社の再編を決定する。
 - l) 会社の解体を決定するあるいは破産を求める。
 - m) 本法及び会社の定款に規定されるその他の権限及び任務。

第 48 条 委嘱による代表者

1. 委嘱代表者を指定することに関しては、書面を作成し、指定する日より 7 日以内に会社と営業登録機関に知らせなければならない。通知は、下記に内容を含まなければならない。
 - a) 本社の名称と所在地、国籍、設立決定番号又は営業登録番号、設立決定時点又は営業登録時点。
 - b) 出資率及び出資証明書の番号、発行日。
 - c) 指定された委嘱代表者の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
 - d) 代表を委嘱する期間。
 - e) 社員の法的代表者と委嘱による代表者の氏名、署名。
委嘱による代表者の変更がある場合は、変更を決定する日より 7 日以内に会社と営業登録機関に知らせなければならない。委嘱による代表者は、会社が知らせを受けた時点より変更される。
2. 委嘱による代表者は、下記の水準及び条件を満たさなければならない：
 - a) 民事的な行為能力が十分でなければならない。
 - b) 企業の設立・管理を禁じられる対象外である。
 - c) 経営管理また会社の主要経営分野における専門と経験がある。
 - d) 国家の出資分また国家の保有する株が法定資本の 50%以上の会社の子会社に関しては、親会社の管理者及び親会社の管理職を選任する権限のある人の夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹は、子会社の社員総会における委嘱代表者として指定されてはならない。

3. 委嘱代表者は、社員の代形で本法に定められる社員総会のメンバーの権利及び義務を執行する。社員の権利を執行する際、委嘱代表者に対する社員の如何なる方式によるあらゆる制限は、第三者にとっては法律上無効である。
4. 委嘱代表者は、全て社員総会の会議に参加する義務を負う。そして、委嘱した社員と会社の最大利益のため、社員総会のメンバーとして権利と義務を正直で、かつ最良の方法で責任を持って実現しなければならない。

第 49 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ） 総会長

1. 社員総会は、社員全員から一人を選出し、会長に指名する。会長は、会社の社長（総社長）を兼任することができる。
2. 会長は、以下の権限及び任務を有する。
 - a) 社員総会の事業計画及びスケジュールの準備また準備の促進。
 - b) 社員総会儀、社員の意見を聴取するための会議のスケジュール、計画及び資料の準備また準備の促進。
 - c) 社員総会、社員の意見を聴取するための会議を招集し、進行する。
 - d) 社員総会の決定の執行を監督また監督の促進をする。
 - e) 社員総会に代わり社員総会の決定に署名する。
 - f) 本法及び会社の定款に規定されるその他の権限及び任務。
3. 会長の任期は最高 5 年間である。社員総会は会長の再選任を行うことができる。
4. 会社の定款に「社員総会長が会社の法的代表者である」と規定する場合、全ての取引資料もそれを明記しなければならない。
5. 不在のとき、会長は、会社の定款の規定に基づき書面にて社員総会長の権利及び任務の実現を一人の社員に委嘱する。被委嘱者がいない場合、又は会長は仕事をする能力を一時的に失った場合、残りの社員は、その中の一人を選任し、多数過半の原則に従い会長の権利及び任務の実現を臨時的にその人に任せる。

第 50 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ） 総会の招集

1. 会長、及び本法第 41 条第 2, 3 項による社員又は社員グループの要求がある時、社員総会は招集されなければならない。定款に異なる規定がある場合を除き、社員総会の会議は、会社の本社において行われなければならない。

社員総会長は、会議のスケジュール、内容を準備また準備促進をし、且つ社員総会を招集する。社員全員は、会議の内容を書面にて提議することができる。提議書類には、下記の主要内容を含まなければならない。

 - a) 社員の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの（社員が個人である場合）、又は社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）、社員また委嘱代表者の署名。
 - b) 出資率及び出資証明書の番号、発行日。
 - c) 会議への提議内容。
 - d) 提議した理由。

社員総会会議開始日より 1 日前まで規定どおりの内容を揃えた提議が本社へ送付された場合、社員総会長は、提議を承認し、社員総会会議の内容へ追加しなければならない。会議開幕直前に提出される場合、会議への出席者全員の承認を得る必要である。
2. 社員総会会議への招待は、招聘状、電話、ファックス、TELEX 又はその他の電子手段で社員総会のメンバーそれぞれ宛に直接送付しなければならない。招待する内容の中で、少なくとも会議の時間、場所とスケジュールを含まなければならない。

会議のスケジュール及び各種資料は、会議開催前までにメンバーへ届けなければならない。会議の中で会社の定款を改正・追加、会社の発展戦略、年度財務計画、会社の解体、再編に

関する資料は、会議開幕日より最低 2 日前までにメンバーへ届けなければならない。その他の資料に関しては、送付期限は会社の定款により定められる。

3. 本法第 41 条第 2、3 項の規定に従い、会長が社員、社員グループからの社員総会長招集の要請を受けた日より 15 日以内に、総会を招集しない場合、要請した社員グループは社員総会を招集する権利がある。この場合、必要であれば営業登録機関に社員総会会議の組織・主催の観察を要求する。また社員は、自己また会社の名義で会長が管理義務の不履行により彼らの合法的利益に損をきたすことを訴える権がある。
4. 会社の定款に規定がない場合、本条第 3 項に定められる社員総会招集の要請は、書面にて作成され、以下の主要内容を含まなければならない。
 - a) 要請する社員それぞれの氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの（社員が個人である場合）、又は社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）、出資率及び出資証明書の番号、発行日。
 - b) 社員総会招集要請の理由及び解決すべき問題。
 - c) 社員総会会議のスケジュール。
 - d) 要請する社員または委嘱代表者それぞれの氏名、署名。
5. 本条第 4 項に定められる内容を備えない社員総会招集要請に関して、会長は、要請を受けた日より 7 日以内に書面にて社員、また社員グループ宛に知らせなければならない。その他の場合、会長は、要請を受けた日より 15 日以内に社員総会を招集しなければならない。規定どおり総会を招集しない場合、会長は、会社または関連社員のそれにより生じた損害に関して法律上自己責任を負う。この場合、社員また社員グループは、総会を招集する権を有する。総会の招集・組織による合理的な費用は会社から返還される。

第 51 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会の開催条件及び手続

1. 社員総会は、会議に出席する株主の出資総額が法定資本の 75%以上にならなければ開催することができない。具体的な比率は会社の定款による。
2. 本条第 1 項の条件が満たせず、第 1 回会議が開催できなかった場合、第 1 回会議の開催予定日から 15 日以内に、第 2 回会議を招集しなければならない。第 2 回会議は、会議に出席する社員の出資総額が法定資本の 50%以上にならなければ開催することができない。具体的な比率は会社の定款による。
3. 本条第 2 項の条件を満たさず、第 2 回会議も開催できなかった場合、第 2 回会議の開催予定日から 10 日以内に、第 3 回会議を招集しなければならない。第 3 回会議は、出席する社員の人数また彼らの法定資本に占める比率にかかわらず開催される。
4. 社員又社員の委嘱代表者は、社員総会議へ出席し、決議に参加しなければならない。社員総会議の進行手続及び決議方式は、会社の定款による。

第 52 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会の決議

1. 社員総会は、会議での議決又は書面による意見聴取又は定款に規定されるその他の方式によって懸案の問題を決定する。
会社の定款に異なる規定がない場合、下記の問題に対する決定は、会議での議決により議定されなければならない。
 - a) 会社の定款を改正、追加する。
 - b) 会社の発展戦略を決定する。
 - c) 会長の選任及び解任、社長（総社長）の選任、解任、降格を決定する。
 - d) 年度財務報告を承認する。
 - e) 会社の再編・解体を決定する。

2. 社員総会は、以下の場合において会議での議決によって決定する。
 - a) 決定に賛成する社員が会議出席者の出資総額の 65%以上を保有する場合。具体的な比率は会社の定款による。
 - b) 会社の最新財務報告に記録される財産の総価値の 50%又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある財産の売却、会社の定款の改正・追加、及び会社の再編・解体に関する問題については、賛成する社員が会議出席者の出資総額の 75%以上を保有することが条件とする。具体的な比率は会社の定款による。
3. 書面による意見聴取を行うとき、賛成する社員の出資総額が法定資本の 75%以上であれば、会社総会の決定は通過される。具体的な比率は、会社の定款による。

第 53 条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会の議事録

1. 全ての社員総会は、議事録を作成しなければならない。
2. 社員総会の議事録は、閉会以前に完成及び承認されなければならない。議事録には以下の主な内容を記さなければならない。
 - a) 会議の時間、場所及び目的、スケジュール。
 - b) 出席した社員また委任代表者の氏名、出資率、出資証明書番号及び発行日。欠席する社員また委任代表者の氏名、出資率、出資証明書番号及び発行日。
 - c) 討論・議決された問題。会議で諸問題それぞれに対し発表された意見のまとめ。
 - d) 会議で発表された意見のまとめ。
 - e) 議決された問題に対するそれぞれの総賛成票数、白票また拒否票。
 - f) 承認された決定の内容。
 - g) 出席した社員また委任代表者全員の氏名及び署名。

第 54 条 書面による意見聴取という方法に従う社員総会の決定通過手続

会社の定款には特別な規定がある場合を除き、書面による意見聴取をする権限及び手続きは下記のとおりである。

1. 会長は、書面により社員総会のメンバーの意見聴取を決定する権限を持つ。
2. 会長は、決定すべき内容についての報告・提案書、決定案や意見聴取用紙を作成し、会社総会全員宛に送付しなければならない。意見聴取用紙には、下記の主な内容を記さなければならない。
 - a) 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号と日付、営業登録場所。
 - b) 社員総会の社員の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は他の同等書類と出資率。
 - c) 意見聴取対象の問題と次の順序どおりの回答：「賛成」「反対」「議決なし」。
 - d) 会社へ回答済みの意見聴取用紙の送付期限。
 - e) 社員総会長と社員の氏名、署名。意見聴取用紙は、定められた期限前に会社へ送付されることにより、法的効力があるとみなされる。
3. 会長は、開票及び開票結果報告書の作成を組織・指導し、会社への送付期限日から 7 日以内に開票結果及び内容を、社員全員に知らせなければならない。開票結果報告は、本法第 53 条第 2 項に規定される主な内容を含まなければならない。

第 55 条 社長（総社長 General Director、以下同じ）

1. 会社の社長は、会社の毎日の営業活動を運営し、社員総会に対し自らの権限及び任務の遂行について責任を負う者である。
2. 社長は以下の権限を有する。

- a) 社員総会の決定の執行を指導すること。
- b) 会社の通常活動に関連する全ての問題を決定すること。
- c) 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導すること。
- d) 社内管理規則を公布すること。
- e) 社員総会の管轄する職責を除き、会社における各管理者の指名、解任及び降格を決定すること。
- f) 会長の管轄する契約を除き、会社の代表として契約を締結すること。
- g) 会社の組織機構を提案すること。
- h) 社員総会に対し年度ごとの財務決算書を提出すること。
- i) 利益分配方式及び損金処理方法を提案すること。
- j) 労働者を雇用すること。
- k) 会社の定款、社長と会社との雇用契約、及び社員総会の決定に従うその他の権限。

第 56 条 社員総会構成員及び社長（総社長 General Director、以下同じ）の義務

1. 社員総会構成員及び社長は、下記の義務を負う。
 - a) 会社及び会社所有主の合法的な利益を最大限に確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行すること。
 - b) 会社に利益をもたらすような商機を個人の目的或いは他者の目的に悪用してはならない。自らの地位により得た情報を私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に悪用してはならない。自らの地位及び権限に便乗し、私益或いは他の組織および他者の利益の目的に会社の財産を悪用してはならない。
 - c) 社員または社員の委任代表者及び関係を持つ人達の運営している或いは支配的な株式・出資金を持っている企業について会社へ迅速かつ正確に申告・報告しなければならない。本申告・報告内容は、本社と支社において掲示しなければならない。
2. 支私期限が近づくローン及びその他の債務を返済できない場合、社長は、昇給、褒賞を行わないこと。

第 57 条 社長（総社長 General Director、以下同じ）の資格及び条件

1. 社長は、下記の資格及び条件を満たさねばならない。
 - a) 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外である。
 - b) 会社の法定資本の 10%以上を保有するメンバーである。また社員ではないが、経営管理又は会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者である。もしくは会社の定款に規定するその他の資格及び条件を満たす者である。
2. 国の保有する株・出資の比率が法定資本の 50%以上を占める会社の子会社である場合、本条第 1 項に規定される資格及び条件の他に、その親会社の管理者及び管理者を任命する権限を持つ者との関係を持つ者（夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹）を子会社の社長に任命してはならない。

第 58 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会のメンバー及び社長（総社長 General Director、以下同じ）の報酬、給料、賞与

1. 会社は、営業の結果及び効率に応じて社員総会のメンバー、社長及び他の管理者に報酬・給料・ボーナスを支払う自主権を持つ。

2. 社員総会のメンバー、社長及び他の管理者の報酬・給料は、企業所得税に関する法律及びその他の関連法規に基づき会社の経費に計上され、また会社の年度財務報告で特別な項目に記録されなければならない。

第 59 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会の承認を必要とする契約・取引

1. 会社と以下の者との契約及び取引は、社員総会の承認を得なければならない。
 - a) 社員又は社員の委任代表者、社長、会社の法的代表者。
 - b) 本条の a) に規定する者と関係のある者
 - c) 親会社の管理者あるいは親会社の管理職を選任する権限を持つ者。
 - d) 本条の c) に規定する者と関係のある者。会社の法的代表者は、契約案、或いは取引の主な内容を明記する通知書を社員総会の全員に送付しなければならない。同時に会社に本社と支店（もしあれば）に掲示しなければならない。会社の定款に特別な規定がない場合、社員総会は、契約或いは取引を承認するかどうかを掲示日から 15 日以内に決定しなければならない。この場合、議決権付き資本の 75%以上を持つ社員グループの承認を得れば、契約又は取引が承認される。契約・取引と関連のある社員は議決権を有しない。
2. 本条第 1 項の規定に従わない締結済契約・取引は、無効契約・取引と見なされ、法律の規定に従って処理される。会社の法的代表者及び関係した社員又はその社員と関係のある者は、発生した損害を賠償しなければならない。当該契約・取引の実施により得た利益を会社へ返却しなければならない。

第 60 条 法定資本の増資、減資

1. 会社は社員総会の決定の下で、以下のように法定資本を増加することができる。
 - a) 社員全員の出資総額を増加する。
 - b) 会社の財産価値の増加額に応じて法定資本を増加する。
 - c) 新規社員の出資を引き受ける。
2. 社員全員の出資総額を増加する場合、増加額は、社員に対し出資率に応じて割り当てる。法定資本の増資を反対する社員は、自己の出資率に応じて追加出資をしなくてもよい。その社員が追加出資を行わない場合、該当社員の出資率は、残りの社員に対し出資率に応じてさらに割り当てる。

会社の定款に特別な規定がある場合を除き、新規社員の出資の引き受けによる増資は社員全員の承認を得なければならない。
3. 会社は社員総会の決定の下で、以下のように法定資本を減少することができる。
 - a) 社員に対し法定資本への出資率に応じて一部を払い戻す。ただし、2 年以上連続して経営活動を行い、かつ社員に払い戻した後でもローン及び他の債務を返済できることを保証できる場合のみとする。
 - b) 本法第 44 条の規定に従い、出資分を買取る。
 - c) 会社の財産価値の減少額に応じて法定資本を減少する。
4. 法定資本の増加・減少を決定日より 7 日以内に、会社は書面にて営業登録機関に通知しなければならない。通知書には、以下の主な内容を含まなければならない。
 - a) 本社の名称及び所在地。営業登録証明書の番号及び発行日。営業場所。
 - b) 氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの（社員が個人である場合）。または社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）。社員全員の出資率。
 - c) 法定資本、増資、減資予定額。

- d) 私戻し予定時点と私戻し方式。
- e) 会長及び会社の法的代表者の氏名と署名。

法定資本の増資の場合、通知書と一緒に社員総会に決定書を添付しなければならない。法定資本の減少の場合、通知書と一緒に社員総会の決定書と最新財務報告を添付しなければならない。外国の資本が法定資本の 50%以上である会社の場合、財務報告書は、独立会計監査機関により承認を要しなければならない。

営業登録機関は、通知書を受けた日より 10 日以内に法定資本の増資・減資を登録しなければならない。

第 61 条 利益分配の条件

有限会社は、利益を配分することができるが、経営が黒字で、納税義務及びその他の財務上義務が完了され、また利益の配分を行った直後でも支払期限が切れたローン及び他の債務を返済できることを保証しなければならない。

第 62 条 返還済み出資また配分済み利益の回収

定款資本の減少による出資額の一部の払い戻しが本法第 60 条第 3, 4 項の規定に違反するか又は利益配分が本法第 61 条の規定に従わない場合、社員全員は、会社に対し、受け取った金額及び財産を返却するか、受け取った金額及び財産を返却するまで減少された資本額、配分された利益額に相当する財務を共同責任で負担しなければならない。

第 2 節 一人有限会社

第 63 条 一人有限会社

1. 一人有限会社とは、一つの組織又は一人の個人により所有される企業である（以下は会社所有主と略する）所有主は、会社の法定資本の範囲内で会社の債務及び他の財産上の義務に対する責任を負う。
2. 一人有限会社は、営業登録証明書の発給日から法人格を有する。
3. 一人有限会社は、株式を発行することができない。

第 64 条 会社所有主の権限

1. 組織である所有主は以下の権限を有する。
 - a) 定款の内容、定款の改正及び追加の内容を決定すること。
 - b) 会社の発展戦略及び年間経営計画を決定すること。
 - c) 会社の管理組織機関を決定すること。会社の各管理職の任命、解任、降格を決定すること。
 - d) 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する価値のある投資プロジェクトを決定すること。
 - e) 市場開拓、マーケティング、技術に関連する対策を決定すること。
 - f) 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する価値のある、ローン借入契約、ローン貸出契約および定款の規定するその他の契約の決定すること。
 - g) 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する財産の売却を決定すること。
 - h) 会社法定資本の増資を決定すること。会社の全部又は一部を他の組織・個人へ譲渡することを決定すること。

- i) 子会社の設立および他の会社への出資を決定すること。
 - j) 会社の営業活動の監査、監督及び評価を行うこと。
 - k) 会社の納税義務およびその他の財務上の義務を完了した後の利益の使用を決定すること。
 - l) 会社の再編、解体又は破産を決定すること。
 - m) 会社の解体又は破産手続きを完了した後の財産価値金額を回収すること。
 - n) 本法及び定款に従うその他の権限。
2. 個人である所有主は、以下の権限を有する。
- a) 定款の内容、定款の改正及び追加の内容を決定すること。
 - b) 会社の定款に異なる規定がある場合を除き、投資・経営計画、会社の内部管理を決定すること。
 - c) 会社の全部又は一部を他の組織・個人へ譲渡することを決定すること。
 - d) 会社の納税義務およびその他の財務上の義務を完了した後の利益の使用を決定すること。
 - e) 会社の再編、解体又は破産を決定すること。
 - f) 会社の解体又は破産手続きを完了した後の財産価値金額を回収すること。
 - g) 本法及び定款に従うその他の権限。

第 65 条 会社所有主の義務

- 1. 登録した金額及び期限どおりに資本を出資しなければならないこと。約束した金額および期限に従わない場合、会社の債務および他の財産上の義務に対し連帯で責任を負わなければならない。
- 2. 定款を遵守する。
- 3. 所有主の財産と会社の財産を明らかに確定し区別しなければならない。個人である所有主は、自らおよび家族の家計と、会長および社長（General Director）の費用を区別しなければならない。
- 4. 売買、ローン借入、ローン貸出、賃貸、リースなどに関する所有主と会社の契約は、関連法規に従わなければならない。
- 5. 本法及び会社の定款に規定されるその他の義務を履行する。

第 66 条 会社所有主の権限に対する制限

- 1. 会社所有主は、他の組織又は個人に対し資本の金額又は一部を譲渡する方式のみで、資本の回収することができる。所有主は、他の方式で会社へ出資した資本の金額又は一部を回収した場合、会社の財務及び他の財産上の義務に対し連帯で責任を負わなければならない。法定資本の一部を他の組織又は個人に譲渡する場合、譲渡する日より 15 日以内に二人以上有限会社への変更を登録しなければならない。
- 2. 支払期限の切れたローン及び他の債務を十分に返済していない限り、所有主は利益を引き抜くことができない。

第 67 条 組織である一人有限会社の管理組織機構

- 1. 会社所有主は、本法と関連法規に従う自らの権限及び義務の履行のため、一人また数人を委任代表者として選任し、任期は最高 5 年間である。委任代表者は、本法第 48 条第 2 項に定められる水準及び条件を満たさなければならない。
- 2. 会社所有主は、いつでも委任代表者を変更する権利がある。
- 3. 所有主の委任代表者が二人以上である場合、会社の管理組織機構は、会長、社長（General Director）と監査役から成る。この場合、社員総会はすべて委任代表者を含む。

4. 委任代表者が一人である場合、同者が会社の会長になる。この場合、会社の管理組織機構は、会長、社長（General Director）と監査役から成る。
5. 会社の定款は、会長また社長（General Director）が会社の法的代表者であることを規定する。会社の法的代表者は、ベトナムに常住しなければならず、ベトナムの不在期間が 30 日間以上である場合、会社の定款に基づき会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない。
6. 社員総会、会長、社長（General Director）及び監査役の職能、権限と任務は、本法第 68、69、70 と第 71 条の規定に従う。

第 68 条 社員総会

1. 社員総会は、会社所有主を代表して所有主の権限及び義務の遂行を実現する。社員総会は、会社の名義で会社に権利と義務を履行する権限を有する、本法及び関連法律の規定に従い、与えられた権限と任務の実現に関して法律と会社所有主に対する責任を負わなければならない。
2. 社員総会の権利、義務及び任務と勤務制度は、関連法律及び会社の定款の規定に従う。
3. 会社所有主は会長を任命する。会長の任期、権限及び任務は、本法の第 49 条及びその他の関連のある規定に従う。
4. 社員総会の招集の審査権・方式は、本法第 50 条の規定に従う。
5. 社員総会の 3 分の 2 以上に社員が出席する場合、社員総会会議が行われる。会社の定款には特別な規定がない場合、社員総会のメンバーは同等議決権を有する。社員総会は、書面による意見聴取という方法により決定通過手続きを行うことができる。
6. 出席する社員の過半が承認するとき、社員総会の決定が通過される。会社の定款の改正・追加及び会社の再編、また会社の法定資本の全部又一部の譲渡に関する問題については、賛成する社員が会議出席者の 4 分の 3 以上ことが条件とする。
定款には「会社の所有者の承諾を得る必要がある」という規定がある場合を除き、社員総会の決定は、通過された日より法的価値を有する。
7. 全ての社員総会は、議事録を作成しなければならない。社員総会の議事録の内容は、本法第 53 条に規定に従う。

第 69 条 会社の会長

1. 会社の会長は、会社所有主を代表して所有主の権限及び義務の遂行を実現する。会長は、会社の名義で会社の権利・義務を履行する権限を有する。本法及び関連法律の規定に従い、与えられた権限と任務の遂行について法律と会社所有主に対する責任を負わなければならない。
2. 会社に会長の権利、義務及び任務と勤務制度は、関連法律及び会社の定款の規定に従う。
3. 定款には異なる規定がある場合を除き、会社所有主の権限及び義務の遂行に関する会長の決定は、所有主からの承諾を得た日より法的価値を有する。

第 70 条 社長（General Director、以下同じ）

1. 社員総会また 会社の会長は、会社の通常経営活動を運営するため、社長を選任また採用する。社長の任期は最高 5 年間である。社長は、自らの権限と任務の遂行について法律と社員総会また会長に対する責任を負わなければならない。
2. 社長は、下記の権限を持つ。
 - a) 社員総会また会社の会長の決定の執行を指導すること。
 - b) 会社の通常活動に関する全ての問題を決定すること。
 - c) 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導すること。

- d) 社内管理規則を公布すること。
 - e) 社員総会また会長の管轄する職責を除き、会社における各管理者の選任、解任及び降格を決定すること。
 - f) 会長の管轄する契約を除き、会社の代表として契約を締結すること。
 - g) 会社の組織機構を提案すること。
 - h) 社員総会また会長に対し年度財務決算書を提出すること。
 - i) 利益分配方式及び損金処理方法を提案すること。
 - j) 労働者を雇用すること。
 - k) 会社の定款、社長と会長との雇用契約に従うその他の権限。
3. 社長は、下記の資格及び条件を満たさねばならない：
- a) 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外であること。
 - b) 社員総会のメンバー、会長を任命する権限を持つ者との関係を持つ者ではないこと。
 - c) 経営管理又は会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者である、もしくは会社の定款に規定するその他の資格及び条件を満たすものである。

第 71 条 監査役

1. 会社所有主は一名から三名までの監査役を指名する。監査役の任期は 3 年を超えないとする。監査役は、与えられた権限及び任務の遂行について、法律と所有主に対し責任を負わなければならない。
2. 監査役は以下の任務を負う。
 - a) 社員総会、社員の会長及び社長 (General Director) による法律の遵守、誠実性と所有主の権限及び会社の運営・管理上の義務遂行について観察する。
 - b) 所有主および関連国家機関へ提出する前に、財務報告、経営状況報告、管理業務評価報告およびその他の報告を審査する。そして所有主に審査報告を提出する。
 - c) 管理組織機構、会社の経営活動における改正及び追加の対策を会社所有主に提案すること。
 - d) 定款の規定また所有主の要求及び決定に従うその他の任務。
3. 監査役は、本社と支店、駐在事務所のいかなる書類・資料でも参照することができる。社員、会長、社長 (General Director) は、監査役の要求に従い、所有権の遂行、会社の管理、運営、経営活動に関係する情報を十分にかつ迅速に提供する義務を負う。
4. 監査役は、下記の資格及び条件を満たさねばならない：
 - a) 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外であること。
 - b) 社員総会のメンバー、会長、社長 (General Director) また監査役を任命する権限を持つ者との関係を持つ者でないこと。
 - c) 監査役は、会計・会計監査に関する高度専門知識また職業経歴のある者でなければならない。もしくは、会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者でなければならない。或いは会社の定款に規定する資格及び条件を満たす者でなければならない。

第 72 条 社員総会構成員、会社の会長、社長 (General Director) 及び監査役の義務

1. 社員総会構成員、会社の会長、社長 (General Director) 及び監査役は、下記の義務を負う。
 - a) 法律、会社の定款と与えられた権限及び任務の遂行に関する所有主の決定を遵守すること。
 - b) 会社及び会社所有主の合法的な利益を最大限に確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行すること。

- c) 会社及び会社の所有主の利益を尊重し、会社の情報、経営秘訣、商機を、私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に悪用してはならない。自らの地位及び権限に便乗し、私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に会社の財産を悪用してはならない。
 - d) 自分自身また関係を持つ人達の運営している或いは支配的な株式・出資金を持っている企業について会社へ迅速かつ正確に申告・報告しなければならない。
本申告・報告内容は、本社と支社において掲示しなければならない。
 - e) 本法と定款に規定されるその他の義務。
2. 支払期限が近づくローン及びその他の債務を返済できない場合、社長（General Director）は、昇給、褒賞を行わないこと。

第 73 条 会社の管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益

- 1. 管理者及び監査役は、会社の営業結果及び効率に応じて報酬、給料と他の利益を支払われる。
- 2. 会社所有主は、社員総会構成員、会社の会長及び監査役の報酬、給料と他の利益を決定する。管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益は、企業所得税に関する法律及びその他の関連法規の基づき会社の経費に計上され、また会社の年度財務報告で特別な項目に記録されなければならない。

第 74 条 個人である一人有限会社の管理組織機構

- 1. 個人である一人有限会社の管理組織機構は、会社の会長と社長（General Director）から成る。会社所有主は同時に会社の会長である。所有主又は社長（General Director）は、会社の法的代表者であり、定款に明らかに規定されなければならない。
- 2. 会社の会長は、社長（General Director）を兼任するか、社長（General Director）になる他者を雇うことができる。
- 3. 社長（General Director）の権限、義務と任務は、会社の定款及び社長（General Director）と会長との雇用契約に規定される。

第 75 条 会社の関係者との契約・取引

- 1. 組織である一人有限会社と以下の者との各種契約及び取引は社員総会また会社の会長、社長（General Director）と監査役が検討の上、過半数原則により承認したものでなければならない。彼らはそれぞれ一つの議決権を持つ。
 - a) 所有主。所有主との関係を持つ者。
 - b) 委任代表者、社長（General Director）、監査役。
 - c) 本項の b) に規定された者との関係を持つ者。
 - d) 所有主の管理者、所有主の管理者を指名する権限を持つ者。
 - e) 本項の d) に規定された者との関係を持つ者。会社の法的代表者は、契約・取引の草案を社員総会また会社の会長、社長（General Director）及び監査役に送付しなければならない、また会社の本社及び各支店にてそれを掲示しなければならない。
- 2. 本条第 1 項に規定される契約及び取引は、以下の条件を満たさなければならない。
 - a) 契約又は取引の当事者は、独立的な法的主体であり、別々の権利、義務、財産及び利益を有する。
 - b) 契約又は取引の価格は、契約の締結時点又は取引の実施時点における市場価格である。
 - c) 所有主が本法第 60 条第 4 項第 c) に規定された義務を履行する。

3. 本条第 1 項の規定に従わない契約・取引は、無効になり、法律の規定に従って処理される。会社の法的代表者及び契約の当事者は、当該契約・取引により、発生した損害を賠償し、取得した利益を還付しなければならない。
4. 個人である一人有限会社と、その所有主又は所有主の関係者との全ての契約及び取引は、特別な書類に記録され、保管されなければならない。

第 76 条 法定資本の増資、減資

1. 一人有限会社は、法定資本の減少を行うことができない。
2. 一人有限会社は、所有主が追加出資を行うか或いは他者からの出資を受けることによって法定資本を増加することができる。
所有主は、法定資本の増加方式及び増加額について決定権を持つ。他者からの出資を受ける場合、会社は、新社員が会社への出資を誓約してから 15 日以内に、二人以上有限会社への移行登録手続きを行わなければならない。

第 4 章 株式会社

第 77 条 株式会社

1. 株式会社とは、以下の特徴を持つ企業である。
 - a) 会社法定資本が複数の等分に分けられ、個々の等分が株式である。
 - b) 株主は、組織でも個人でも認められる。株主の人数は、最低 3 名で、上限はない。
 - c) 株主は、企業への出資額の範囲内で企業の債務及び財産上の義務について責任を負う。
 - d) 本法第 81 条 3 項及び第 84 条第 5 項に規定される場合を除き、株主は、他者の株式を自由に譲渡する権利を持つ。
2. 株式会社は、営業登録証明書の発給日から法人格を有する。
3. 株式会社は、資金調達のために各種の証券を発行する権利を持つ。

第 78 条 株の種類

1. 株式会社は、普通株式を発行しなければならない。普通株式を保有する者は、普通株主という。
2. 株式会社は、優先株式を発行することができる。優先株式を保有する者は、優先株主という。
優先株式には以下の種類がある。
 - a) 議決権優先株式
 - b) 配当金優先株式
 - c) 償還優先株式
 - d) 定款に規定されるその他の優先株式
3. 政府の委任を受けた組織及び発起株主のみが議決権優先株式を保有できる。発起株主の議決権優先株式は、会社の営業登録証明書の発給日から 3 年以内は効力を持つ。その 3 年以降は、発起株主の議決権優先株式が普通株式になる。
4. 配当金優先株式、償還優先株式及びその他の優先株式を購入できる対象は、定款に規定されるか、或いは株主総会により決定される。
5. 同種の株式を保有する株主は、同等に権利及び義務を有する。
6. 普通株式が優先株式に変更されることはない。優先株式は、株主総会の決定に従い、普通株式に変更される場合がある。

第79条 普通株主の権利

1. 普通株主は、以下の権利を有する。
 - a) 株主総会への参加、株主総会での発言表権及び議決権を直接行使するか、或いは委任代表者を通じて間接的に行使することができる。一つの普通株式に付1個を得る。
 - b) 株主総会の決定に従う配当金額を得る。
 - c) 保有している普通株主の比率に比例する新規発行株式の購入が優先される。
 - d) 本法第84条第5項に規定される場合を除き、保有している株式を他者へ自由に譲渡する。
 - e) 議決権優先株式の保有株式の名簿を検査、コピーすることができる。
 - f) 会社の定款、株主総会の議事録と株主総会の議決を検査、検索、コピーすることができる。
 - g) 企業解体・破産の際、保有している株式に相当する価値のある残余財産を受けられる。
 - h) 本法及び定款に規定されるその他の権利。
2. 6ヶ月以上又は定款に従うより短い期間内に連続的に普通株式総数の10%以上を保有する株式又は株主グループは、以下の権利を持つ。
 - a) 取締役会、監査役会（あれば）への人事の推薦。
 - b) 取締役会の議事録と決議、ベトナムの会計制度の書式に従い半年間の財務報告書、年間財務報告書、監査役会の報告書の検査及びコピー。
 - c) 本条第3項に規定される場合には、株式総会の招集を要求することができる。
 - d) 必要な場合、監査役会に対し会社の管理及び運営に関連する具体的な問題の検査を要求する。要求は書面にて作成されなければならない。個々の株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株式の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株式の場合）、株数、株登録時期、株主グループ全員の株主数、会社の全株の中の割合、検査すべき問題、検査目的などを明記しなければならない。
 - e) 本法及び定款に従うその他の権利。
3. 本条第2項に規定される株主又は株主グループは、下記の場合において株主総会の招集を要求する権を持つ。
 - a) 取締役会が株主の権利、管理者に義務を深刻に侵害した場合、与えられた権限を越えた決定を下した場合。
 - b) 取締役会の任期は6ヶ月を超えたが、新取締役会はまだ選ばれていない場合。
 - c) 定款に規定されたその他の場合。

株主総会招集の要求は書面にて作成されなければならない。個々の株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、株数、株登録時期、株主グループ全員の株式数、会社の全株の中の割合、株主総会招集要求の理由。要求書と共に、取締役会の違反程度又は権限を越えた決定に関連する書類と証拠も提出しなければならない。
4. 定款が特別な規定をする場合を除き、本条第2項a)に規定された取締役会及び監査役会への人事の推薦は、以下の通り行われる。
 - a) 取締役会及び監査役会への人事の推薦に関する条件を満たす普通株主グループは遅くとも株主総会の開会式に、グループの集合について株主総会に出席する株主全員に対し通知しなければならない。
 - b) 本条第2項に規定された株式或いは株主グループは、取締役会及び監査役会の員数に応じて、株式総会の決定の下で取締役及び監査役になる候補者として一人又は数人を推薦する権利を持つ。当該株式・株主グループの推薦した候補者の人数が株主総会の決定による推薦可能な人数より少ない場合、残りの人数は、取締役会、監査役会及びその他の株式が推薦する。

第 80 条 普通株式の義務

1. 営業登録証明書を発行されてから 90 日以内に、誓約した株式数を購入し、会社への出資額の範囲内に会社に債務及び他の財務上の義務を対し責任を負う。
会社が株式を買戻しするか、或いは他者へ譲渡する場合を除き、会社へ出資した普通株資本金の全額又は一部を上記の規定に従わない方式で回収した場合、会社の取締役会及び法的代表者は、回収された資本金額の範囲内で会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。
2. 定款及び内部管理規則を遵守する。
3. 株主総会、取締役会の決定を執行する。
4. 本法及び定款に従うその他の義務を履行する。
5. 普通株主は、社名の下に行われた以下の行為に対して個人的な責任を負わなければならない。
 - a) 法律の規定の違反。
 - b) 私益また他の個人・組織の利益のため経営活動、取引を行う行為。
 - c) 会社が財政難に直面する可能性があるのに支払期限に達しない債務の支払。

第 81 条 議決権優先株式と議決権優先株主の権利

1. 議決権優先株式とは、普通株式より多い票数を有する株式を言う。議決権優先株式に付いての票数は、定款に規定される。
2. 議決権優先株主は以下の権利を持つ。
 - a) 株主総会の管轄問題について、本条第 1 項に規定される票数で議決する。
 - b) 本条第 3 項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ。
3. 議決権優先株主は、他者へ議決権優先株式を譲渡することができない。

第 82 条 配当金優先株式と配当金優先株主の権利

1. 配当金優先株式とは、普通株式の配当率又は年間固定配当率より高い比率で配当金が支払われる株式をいう。毎年、支払われる配当金には、固定配当金と特別配当金がある。固定配当金は、会社の営業結果によって左右されない。固定配当金の額及び特別配当金の算定方法は、配当金優先株式の株券に規定される。
2. 配当金優先株主の権利
 - a) 本条第 1 項に従い配当金の支払を享受する。
 - b) 企業の解体・破産の際、会社が債権者及び償還優先株主への支払いを完了した後、会社の残余財産から、会社へ出資した株資本金に相当する部分を享受する。
 - c) 本条第 3 項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ。
3. 配当金優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第 83 条 償還優先株式と償還優先株主の権利

1. 償還優先株主とは、保有主の要求又は償還優先株主の株券に規定された条件に従って、いかなる時点でも株資本金の償還が受けられる株式をいう。
2. 償還優先株主は、本条第 3 項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ。
3. 償還優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第 84 条 発起株主の普通株式

1. 発起株主は、オファー可能な普通株式総数の 20%以上を一緒に購入しなければならず、また会社の営業登録証明書を取得した後、購入を登録した株数の資本金を直ちに支払わなければならない。
2. 会社は、営業登録日から 90 日以内に、営業登録機関に対し株資本金の出資を通知しなければならない。通知書は以下の主な内容を含まなければならない。
 - a) 社名、本社の所在地、営業登録書の番号と日付、営業登録場所。
 - b) オファー可能な株主総数、発起株主の購入登録した株数。
 - c) 発起株主それぞれの氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、購入登録した株数、出資した株式の種類。
 - d) 発起株主全員の支払済の株式総数及び株価。
 - e) 会社の法的代表者の氏名と署名。

遅延通知又は通知の内容が不正・不十分・不正確な場合、会社の法的代表者は、会社及び他者が受けた損害に対して個人的責任を負わなければならない。
3. 購入契約した株価を十分に支払わない発起株主がいる場合、未払いの株価は、下記の方法で処理される。
 - a) 残りの発起株主は、会社へ出資した株資本金の割合に応じて足りない分を出資する。
 - b) 一人また何人かの発起株主は、その足りない分を出資する。
 - c) 発起株主ではない者がその足りない分を出資するよう勧める。この場合、出資する者は当然会社の発起株主となる。購入契約した株価を十分に支払わない発起株主は会社の発起株主の資格を失うとする。

購入契約した株価を十分に支払わない限り、発起株主全員は、未払いの株価の範囲内で、会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。
4. 発起株主がオファー可能な株数の全部購入を登録しない場合、残りの株数は、営業登録証明書を取得したから 3 年以内にオファーされ売却されなければならない。
5. 営業登録証明書を取得したから 3 年以内に、発起株主は、普通株式を他の発起株主に譲渡することができるが、株主総会の承認を得ないかぎり、発起株主以外の人に譲渡することができない。この場合、株式の譲渡を予定する株主は、該当株式の譲渡について株主総会での議決権を持たない。譲渡される人は、当然会社の発起株主となる。

第 85 条 株券

1. 株式会社により発行され又は帳簿に記録される、会社の一つ又は複数の株式の所有権を証明する書類は、株券という。株券の種類には、株主の氏名を明記するものと明記しないものがある。株券には以下の主な内容を明記しなければならない。
 - a) 社名、本社の所在地。
 - b) 営業登録証明書の番号及び発給日。
 - c) 株式総数及び株式種類。
 - d) 一つの株式の額面金額、及び株券に記載される株式の額面総額。
 - e) 株主の氏名を明記する株券の場合は、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書または営業登録の番号（法人である株主の場合）。
 - f) 株式譲渡手続きの概略。
 - g) 会社の法的代表者の署名及び会社の押印。
 - h) 会社の株主登記帳簿での登録番号、株券の発行日。
 - i) 優先株式の場合は、本法第 81、82 及び 83 条に従う他の内容。

2. 会社の発行した株券の内容及び形式上の誤りがあっても、所有者の権利及び利益は影響を受けることはない。取締役会長及び社長（総社長）は、その誤りにより会社の受けた損害について連帯責任を負わなければならない。
3. 株券が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、株主は、会社に要請し、株券の再発行を受けられる。
ただし、再発行申請書は以下の保証を記載しなければならない。
 - a) 株券が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄されたことが確実である。その他、紛失した場合、全力を出して捜したこと、かつ見つけたら会社へ返却して処分してもらうことを誓約しなければならない。
 - b) 株券の再発行により発生する紛争に対し責任を負う。
 - c) 1000 万ドン以上の額面のある株券の場合、株券再発行申請書を受理する前に、会社の法的代表者は、株券の所有主に対し、新聞で株券の紛失・焼失・廃棄を公開するよう要求することができる。株券の所有主は、通知してから 15 日後、株券再発行申請書を提出することができる。

第 86 条 株主登録帳簿

1. 営業登録証明書を取得した後、株式会社は、株主登記帳簿を作成及び保管しなければならない。株主登記帳簿は、書面、データ、又は書面とデータの両方の形式で作成することができる。
2. 株主登記帳簿は以下の主な内容を含まなければならない。
 - a) 社名、本社の所在地。
 - b) オファー可能な株式総数、オファー可能な株式の種類、オファー可能な種別株数。
 - c) 売却された種別の株数、出資された株価。
 - d) 株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）。
 - e) 株主の保有している種別の株数、株主の登記日。
3. 株主登記帳簿は、本社又は証券登記清算センターで保管するものとする。株主全員は、会社又は証券登記清算センターの勤務時間内であれば、いかなる時でも株主登記帳簿の内容の参照、検査及びコピーができる。
4. 株式総数の 5%以上を保有する株主は、保有株の比率が 5%に達してから 7 日以内に、権限を有する営業登録機関に対し登録しなければならない。

第 87 条 株のオファー及び譲渡

1. 取締役会は、オファー可能な株式のオファー時点、オファー方式及びオファー価格を決定する権利を持つ。株式のオファー価格は、以下の場合を除き、オファー時の市場価格或いは帳簿に登録された最新価値を下回ってはならない。
 - a) 発起株主以外の人に対し初めてオファーされる株式。
 - b) 株主全員に対しそれぞれの株式保有比率に応じてオファーされる株式。
 - c) ブローカー又は保証人に対しオファーされる株式。この場合、ブローカー及び保証人に対する割引額或いは割引率は、議決権を有する株式総数の 75%以上を保有する株主の承認を得なければならない。
 - d) その他の場合及びその他の場合の割引率は、定款の規定に従う。
2. 会社が普通株式を追加に発行し、普通株主全員に対しそれぞれの株式保有比率に応じてオファーする場合、以下の規定に従わなければならない。

- a) 会社は株主全員に対し書面にて通知しなければならない。通知書が株主の住所に必ず到着するような方法で通知を行わなければならない。また、同通知は通知書の発行日から 10 日以内に、新聞に 3 回連続で公開しなければならない。
 - b) 通知書には、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、保有している株数及び比率、発行予定の株式総数、購入可能な株数、株式のオファー価格、購入登録期限、会社の法的代表者の氏名、署名がなければならない。通知書に記載される期限は、株主が普通に株式購入の登録を行えるように合理的に設定されなければならない。
 - c) 株主は、自らの株式購入優先権を他者へ譲渡することができる。
 - d) 株式購入登録申請書が通知した期限内に会社に到着されない場合、当該株主が購入優先権を拒否したと見なされる。株主及び購入登録権の譲受人が発行予定の株式の全部を購入できない場合、残りの株数は取締役会が管理するものとする。取締役会は、会社の株主又は他者に対し適切な方式で配給できるが、株主総会の承認を得た場合或いは証券取引所に上場される場合を除き、株主にオファーされた条件より有利な条件で配給してはならない。
3. 本法第 86 条第 2 項に規定された情報が十分かつ正確に株主登記帳簿に記録され、また株価の支払いが完了された後、株式は「売却された」と見なされる。その時点から、株式を購入した人は、会社の株主になる。
 4. 株式が売却された後、会社は、株券を発行し、購入者にそれを引き渡さなければならない。会社は、株券を発行しないまま、株式を売却することができる。この場合、本法第 86 条第 2 項の規定に従って株主登記帳簿に記録される株主の情報は、会社の株式の所有権を証明する十分な根拠となる。
 5. 本法第 81 条第 3 項及び第 84 条第 5 項に規定された場合を除き、全ての株券は自由に譲渡できる。株券の譲渡は、書面での契約或いは手渡しで行うことができる。譲渡関係書類は、譲渡者の譲受者、或いは彼らの委任を受けた者が署名しなければならない。譲受者の名前が株主登記帳簿に記録されたいない限り、譲渡者はそのまま関連株式の所有主と見なされる。
株主の氏名の明記する株券で、株券にある株式の一部を譲渡する場合、当該株券は廃棄され、会社は譲渡された株式を証明する株券と残りの株式を証明する新しい株券を発行する。
 6. 公衆への証券オファーの条件、方式、手続き及び手順は、証券に関する法律の規定に従わなければならない。
政府は、個々の証券の発行について具体的に指導するものとする。

第 88 条 社債の発行

1. 株式会社は、社債、転換社債、定款及び法律に従うその他の社債を発行することができる。
2. 証券に関する法律が特別な規定をする場合を除き、会社は、以下の場合において社債を発行することができない。
 - a) 前の 3 年間、会社は、発行した社債の元金と利息、或いは支払期限の切れた債務を十分に支払いできない場合。
 - b) 前の 3 年間の税引き後平均利潤率が発行予定社債の利息を上回らない場合。
金融機関である債権者に対する社債の発行は、本項の a) と b) の規制を受けない
3. 定款が特別な規定をする場合を除き、取締役会は、社債の種類、社債の総価値及び発行時点を決定することができるが、次回の会議で株主総会に報告しなければならない。報告書と共に、社債の発行に関する取締役会の決定を説明する資料・書類を提出しなければならない。

第 89 条 株式及び社債の購入

株式会社の株式及び社債は、ベトナムドン、外貨、金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ、及び定款に規定されるその他の財産で購入することができるが、支払いは一括に行わなければならない。

第 90 条 株主の要求に従う株式の買戻し

1. 会社再編、定款に規定された株主の権利と義務の変更に関する決定に反対する株主は、自らの株式の買戻しを会社に要求することができる。要求書は、書面で作成し、株主の氏名、住所、種別の株数、売出予定価格及び買戻し要求の理由を明記しなければならない。その要求書は、株主総会が上述の問題に関する決定を通過してから 10 日以内に会社へ送付されなければならない。
2. 会社は、本条第 1 項に規定された株主の要求を受け取ってから 90 日以内に、市場価格、或いは定款に規定されるその他の方法で、該当株主の株式を買戻さなければならない。買戻し価格について一致に至らない場合、当該株主は他者へ譲渡するか、或いは双方は評価専門組織に株式の評価を依頼することができる。会社は最低 3 つの組織を紹介し、株主はそこから一つを選出する。この組織の決定は最終決定とする。

第 91 条 会社に決定に従う株式の買戻し

会社は、以下の規定に基づき、売却された普通株式総数の 30%以下、及び売却された配当金優先株式の一部又は全部を買戻しすることができる。

1. 取締役会は、12 ヶ月ごとに売却された株式の各種それぞれの 10%以下の買戻しを決定することができる。その他の場合の株式買戻しは株主総会が決定するものとする。
2. 取締役会は、株式の買戻し価格を決定する。普通株式の場合、買戻し価格は、本条第 3 項に規定された場合を除き、買戻し時点の市場価格を上回ってはならない。他種の株式の場合、定款が特別な規定をするか、或いは会社と株式との間に特別な契約がなければ、買戻し価格は市場価格を下回ってはならない。
3. 会社は、株式全員からそれぞれの株式保有比率に比例する株数を買戻すことができる。この場合、株主全員の株式の買戻しに関する決定は、通知日から 30 日以内に株主全員に周知されなければならない。通知書には、社名、本社の所在地、買戻し株式の総数、買戻し株式の種類、買戻し価格又買戻し価格の確定方法、支払の手続きと期限、会社への株式のオファー期限を明記しなければならない。

株主は、会社へ必ず到着するような方法で自らの株式のオファーを通知日から 30 日以内に送付しなければならない。オファーには、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書、パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書または営業登録の番号（法人である株主の場合）、保有している株数、オファーされる株数、支払方法、株主又はその法的代表者の署名がなければならない。会社は、上記に期限以内にオファーされる株式のみを買戻しする。

第 92 条 買戻しされる株式の支払条件及び処理

1. 会社は、本法第 90 条及び第 91 条に規定に従って買戻しされる株式の支払いを行うことができるが、支払いを行った後でも会社の債務及び他の財産上の義務を支払うことができることを保証しなければならない。
2. 本法第 90 条及び第 91 条に従って買戻しされる株式は、回収される株式と見なされ、オファー可能な株式になる。

3. 買戻し対象の株式を証明する株券は、当該株式の支払が完了された後、直ちに廃棄されなければならない。会長及び社長（General Director）は、株券を廃棄しない或いは廃棄を遅延したことによって会社を受けた損害に対し連帯責任を負わなければならない。
4. 買戻し対象の株式の支払が完了された後、会計帳簿に記録される会社の財産の総価値が 10% 以上減少した場合、会社は、買戻し対象の株式の支払が完了してから 15 日以内に、債権者全員に対しその旨を通知しなければならない。

第 93 条 配当金の支払

1. 優先株式に対する配当金は、優先株式それぞれに適用される条件に従って支払われる。
2. 普通株式に対する配当金は、純利益の下で算定され、会社の保留された利益から支出される。株式会社は、納税義務及び他の財政上の義務が完了され、法律及び定款の規定する各種基金への積立及び以前の赤字額の補充を行った後のみ、株主に配当金を支払うことができる。ただし、配当金を支払った後でも支払期限が切れた債務及び他の財産上の義務を支払うことができることを保証しなければならない。
配当金は、現金、会社の株式、定款の規定するその他の財産で支払うことができる。配当金を現金で支払う場合は、ベトナムドで行わなければならないが、小切手、或いは株主の住所への郵便での支払い指図によって支払うことが可能である。
会社は、株主の銀行口座に直接振り込めるような株主の銀行の詳細な情報が通知された場合、銀行振り込みによって配当金を支払うことが可能である。株主の通知した銀行の詳細な情報通りに銀行への振込みを行った後、会社は、その振込みによって発生する損害（もしあれば）に対し責任を負わない。
3. 取締役会は、配当金の支払日より遅くとも 30 日前に、配当金を受ける株主の名簿を作成し、また種別の株式の配当率、配当金の支払期日及び支払方式を決めなければならない。配当金支払の通知書は、配当金の支払日より遅くとも 15 日前に、株主全員に送付されなければならない。通知書には、社名、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、株主の保有している種別の株式数、種別の株式の配当率、配当金総額、支払期日及び支払方式を明記し、会社の取締役会長と法的代表者の氏名、署名がなければならない。
4. 株主名簿の作成が完了してから配当金の支払期日までの間に、株主が株式を譲渡する場合、譲渡者は、会社からの配当金を受け取るものとする。

第 94 条 買戻しされる株式の支払金及び配当金の回収

買戻しされる株式の支払が本法第 92 条第 1 項、又は配当金の支払が本法第 93 条の規定に違反した場合、株主全員は、受け取った金額及び財産を会社へ払い戻さなければならない。払戻しができない株主及び取締役会全員は、払い戻されていない金額及び財産の範囲内で、会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。

第 95 条 株式会社の管理組織機構

株式会社は、株主総会、取締役会及び社長（General Director）を有しなければならない。個人である株主が 11 名以上である或いは会社の総株式の 50% 以上を所有する法人である株主を持つ株式会社は、監査役会がなければならない。

取締役会長又は社長（General Director）が会社の法的代表者とする。会社の法的代表者は、ベトナムに常住しなければならないが、ベトナムでの不在期間が 30 日間以上である場合、定款の規定に従い会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない。

第 96 条 株主総会

1. 株主総会は、議決権を持つ株主全員から構成され、株主会社において最高権力をもつ機関である。
2. 株主総会は以下の権限及び任務を負う。
 - a) 会社の発展戦略を承認する。
 - b) オファー可能な株式の種類及び種別の発行数を決定する。定款が特別な規定をする場合を除き、各種類の年間配当率を決定する。
 - c) 取締役及び監査役の選出、解任、解雇。
 - d) 会社の最新財務報告書に記録されている資産総価値の 50%以上に相当する財産の売却・投資を決定する。
 - e) 定款に従う発行可能な株数の範囲内での株式追加発行により会社法定資本の調整を行う場合を除き、定款の改正および追加を決定する。
 - f) 年度財務報告を承認する。
 - g) 売却された各種の株式の 10%以上を買戻しすることを決定する。
 - h) 会社および株主に対し損害を及ぼす違反行為を行った取締役と監査役の検討及び処分。
 - i) 会社の再編及び解体の決定。
 - j) 本法及び定款に従うその他の権限及び任務。
3. 組織である株主は、法律に規定される株主権利を行使するために、一人以上に委任代表者を派遣することができる。委任代表者として二人以上派遣する場合、委任代表者それぞれ代表する株数及び票数を明らかに決めなければならない。委任代表者の指名、解任、変更は会社に対し、直ちに書面にて通知しなければならない。通知書は以下の内容を含まなければならない。
 - a) 株主の氏名、住所、国籍、設立決定書又は営業登録証明書の番号。
 - b) 株主の保有している株数、種類及び株主登記日。
 - c) 委任代表者の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は同等書類の番号。
 - d) 代表が委任される株数。
 - e) 代表が委任される期間。
 - f) 委任代表者及び株主の法的代表者の氏名、署名。

会社は、委任代表者に関する通知書を受け取ってから 5 日以内に、営業登録機関へ送付しなければならない。

第 97 条 株主総会の招集権限

1. 株主総会は、定期或いは臨時的に行われ、年に最低 1 回招集される。株主総会はベトナム国内で行われなければならない。
2. 株主総会は、財政年度の終了日から 4 ヶ月以内に定時会議を行われなければならない。取締役会の要請がある場合、営業登録機関はその期限を延長できるが、財政年度の終了日から 6 ヶ月を越えないこととする。株主総会の定時会議では、以下の問題を検討の上決議する。
 - a) 年度財務報告。
 - b) 会社経営管理状況の評価に関する取締役会の報告。
 - c) 取締役会と社長 (General Director) による会社管理に関する監査役会の報告。
 - d) 各種の株式に対する配当率。
 - e) その他の管轄問題。
3. 取締役会は、以下の場合において株主総会の臨時会議を招集しなければならない。
 - a) 会社の利益のために株主総会の臨時会議を招集する必要があると取締役会が判断した場合。
 - b) 取締役会の員数が法律の規定員数より少なくなった場合。

- c) 本法第 79 条第 2 項に規定された株主、株主グループが要求する場合。
 - d) 監査役会が要求する場合。
 - e) 定款に規定されるその他の場合。
4. 定款が特別な規定をする場合を除き、取締役会は、本条第 3 項 b) に規定する場合、また本条第 3 項 c)、d) に従う要求を受けてから 30 日以内に株主総会を招集しなければならない。取締役会が規定どおり株主総会の招集を行わない場合、取締役会長は、法律に対し責任を負い、かつ会社に対し発生した損害を賠償しなければならない。
 5. 取締役会が本条第 4 項の規定どおり株主総会の招集を行わない場合、監査役会は、30 日以内に取締役会の代わりに本法の規定に従って株主総会を招集しなければならない。監査役会が規定どおり株主総会の招集を行わない場合、監査役会長は、法律に対し責任を負い、かつ会社に対し発生した損害を賠償しなければならない。
 6. 監査役会が本条第 5 項の規定どおり株主総会の招集を行わない場合、本法第 79 条第 2 項に規定された株主、株主グループは、取締役会と監査役会の代わりに本法の規定に従って株主総会を招集することができる。
この場合、必要であれば株主総会を招集する株主、株主グループは、営業登録機関が株主総会の招集及び実施を觀察するよう要求することができる。
 7. 招集を行う者は株主総会に出席する権利をもつ株主名簿の作成、株主の名簿に関連する情報の提供及び紛争の解決、会議の議題及び日程表の準備、会議資料の準備、会議の開会時間と場所の決定、本法に規定される会議の出席権利をもつ株主への招待状の送付などを行わなければならない。
 8. 本条第 4、5、6 項の規定にしたがって、株主総会の招集及び実施にかかった費用は会社が支払う。

第 98 条 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿

1. 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、会社の株主登録帳簿の下で作成される。株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、会議招集の決定が出されてから作成され、株主総会の開会日より少なくとも 10 日前に完成されなければならない。但し、定款が特別な期間を規定した場合はその限りではない。
2. 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書、パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登記番号（法人である株主の場合）、保有している種別の株数、株主登記日・登記番号を明記しなければならない。
3. 全ての株主は株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿を検査、参照、複写することができ、株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿に記載される自身の関連情報の修正及び追加を要求することができる。

第 99 条 株主総会の日程表及び議題

1. 招集を行う者は株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿の作成、株主名簿に関連する情報の提供及び紛争解決、会議の議題及び日程表の準備、会議用資料の準備、会議の開会時間と場所の決定、本法に規定される会議の出席権利をもつ株主への招待状の送付などを行わなければならない。
2. 本法第 79 条第 2 項に定めた株主及び株主グループは株主総会で議論される問題を提案する権利を持つ。提案は書面で作成され、開会日より少なくとも 3 日前に会社に送付されなければならない。ただし、定款が特別期限を定める場合はその限りではない。提案書は、株主の氏名、保有している種別の株数、株主登記日・登記番号、会議で議論される問題などを明記しなければならない。

3. 株主総会の招集を行う者は、以下の場合のみにおいて、本条第 2 項に従う提案を拒否することができる。
 - a) 提案書の提出が遅い又は提案内容が不適切である場合。
 - b) 提案問題が株主総会の管轄外の問題である場合。
 - c) 定款の規定に基づくその他の場合。
4. 本条第 3 項に定める場合を除き、株主総会の招集を行う者は、本条第 2 項に規定される提案を受取り、予定議題に組み込まなければならない。提案は、株主の承認を得た後、会議の日程表と議題へ正式に組み込まれる。

第 100 条 株主総会の招集

1. 株主総会の招集を行う者は、出席する権利をもつ株主全員に対して、開会日より少なくとも、7 日前に招集状を送付しなければならない。ただし、定款が特別期限を定める場合はその限りではない。招集状は株主の住所に必ず到着するような方式で送付されなければならない。招待状は、会社の名称、本社の所在地、営業登録証明書番号・日付、営業登録場所、株主又は委任代表者の氏名、住所、会議の開会時間と場所を明記しなければならない。
2. 招待状と共に、会議への出席委任状の書式、会議の日程表、評決表、決定を認めるベースとなる議論資料、会議で議論される各問題の決議案も送付しなければならない。会社がホームページを持つ場合、株主全員への招待状の送付と共に、招待状及び関連資料をホームページで公開しなければならない。

第 101 条 株主総会に出席する権利

1. 個人である株主及びその委任代表者は株主総会に直接出席するか、又は他人に対して株主総会への出席を書面で委任することができる。組織である株主は本法第 96 条第 3 項に規定される委任代表者を指名しなければ、株主総会への出席を他人に委任することができる。
2. 株主総会に出席する代表者の指名は会社の規定する書式に従い、また以下の規定を遵守しなければならない。
 - a) 株主が個人である場合には、その株主及び委任代表者の署名が必要である。
 - b) 株主が組織である場合には、株主の委任代表者、法的代表者及び総会へ出席する委任代表者の署名が必要である。
 - c) その他の場合は、株主の法的代表者及び総会へ出席する委任代表者の署名が必要である。総会へ出席する委任代表者は、会議場に入る前に委任状を提出しなければならない。
3. 本条第 4 項に定める場合を除き、株主総会へ出席する委任代表者の評決は委任範囲内のものであれば、以下の場合においても効力をもつ。
 - a) 委任代表者を指名した者が死亡したか、又は民事行為能力が制限され、又民事行為能力が失った場合。
 - b) 委任者が委任を終了した場合。
4. 株主総会の開始より 24 時間前に、本条第 3 項に定める出来事のいずれかに関する書面通知を受けた場合、本条第 2 項の規定が適用されない。
5. 株主名簿の作成が完成してから株主総会の開会日までの間に、株式が譲渡される場合、株式の譲受者は株主総会に出席するものとする。

第 102 条 株主総会の開会要件

1. 株主総会は会議に出席する株主の評決権付株式の合計が 65%以上に達せば、開会することができる。具体的な割合は会社の定款による。

2. 本条第 1 項の要件を満たさず、第 1 回会議を開会できなかった場合、第 1 回会議の開会予定日より 30 日以内に、第 2 回会議を招集しなければならない。第 2 回会議は、会議に出席する株主の評決権付株式の合計が 51%以上に達せば、開会することができる。具体的な割合は会社の定款による。
3. 本条第 2 項の要件を満たさず、第 2 回会議も開会できなかった場合、第 2 回会議の開会予定日より 30 日以内に、第 3 回会議を招集しなければならない。第 3 回会議は、出席する株主の人数を問わず、開会される。
4. 株主総会のみが、本法第 94 条に定める招待状と共に、株主に送付された会議の日程表を変更する権限をもつものである。

第 103 条 株主総会進行手続及び評決形式

定款が別途の規定を定める場合を除き、株主総会の進行手続及び評決形式は以下の規定に従う。

1. 株主総会への出席の登録手続は出席の権利をもつ株主全員が参加できるように開会の前に行なわれなければならない。登録の際、出席者は会議で議論される問題に応じる評決票を受けられる。
2. 株主総会の議長は秘書及び評決審査委員会は以下の規定に基づいて、指名される。
 - a) 取締役会長は取締役会の招集する会議の議長をする。会長が欠席するか又は就業能力が臨時的に失った場合、残りの取締役から一人を議長として選出する。残りの取締役の如何なる者も議長として担当できない場合、職位の最も高い取締役が司会として、株主総会が評決によって議長を選出する。票の最も多い者が議長となる。
 - b) その他の場合、株主総会の招集決定書に署名した者が司会とし、株主総会が評決により議長を選出する。票の最も多い者が議長となる。
 - c) 議長は一人を選出して、株主総会の議事録を作成する秘書に指名する。
 - d) 株主総会は議長の要請の下で、3 人を超えない評決審査委員会を評決により選出する。
3. 会議の日程表と議題は、株主総会が開会式で通過しなければならない。日程表には、議題の議論時間帯を明確かつ具体的に確定しなければならない。
4. 株主総会の議長及び秘書は会議が通過された日程表に従って順調に行なわれるか又は会議に出席する多数者の意見・希望を反映できるように自己判断によって必要な活動を行うことができる。
5. 株主総会は日程表に記載された問題ごとに議論した後、評決する。評決は評決案に対する賛成票、次に反対票を集め、その後、賛成票及び反対票とその他の票を数える。開票結果は議長が株主総会の閉会前に公表する。
6. 株主又は委任代表者は株主総会が開会された後に会議場に到着しても、出席を登録でき、登録を行った直後に評決に参加する権利をもつ。議長は、遅刻者の登録のために会議を停止してはならない。この場合、行なわれた表決の結果が影響されない。
7. 株主総会を招集する物は以下の権利をもつ。
 - a) 出席者全員が検査又はその他のセキュリティ対策を受けるよう求めること。
 - b) 権限を有する機関に対して、会議の秩序維持を求め、議長の指導に従わず、会議進行を妨害する又はセキュリティ対策の規定を守らない者を株主総会から放出するよう求めること。
8. 議長は以下の場合において、出席者の数が規定の人数に達した株主総会の会議を別の日に延期するか、又は別の場所へ移動するよう求めること。
 - a) 会議場が狭く、出席者全員に十分なスペースがない場合
 - b) ある出席者が株主総会を妨害して、秩序を乱し、採用しているセキュリティ対策でも抑えられず、株主総会が公正かつ合法的に行なわれない可能性がある場合。
9. 議長が本条第 8 項の規定に従わない理由で株主総会の会議を延期するか又は一時的停止する場合、株主総会は出席している者から一人を議長として選出することができる。会議で行なわれた全ての評決の効力は変わらない。

第 104 条 株主総会決定の通過

1. 株主総会は会議での評決又は書面による意見聴取によって管轄内の議題に関する決定を通過する。
2. 定款が特別な規定を定めない場合、以下の問題に関する決定は、株主総会での評決によって通過されるものとする。
 - a) 定款の改正及び追加。
 - b) 会社の発展方針の決定。
 - c) 株式の種類、販売可能な各種の株数。
 - d) 取締役及び監査役の選出、解任。
 - e) 定款には、具体的な割合を定めない場合、会社の最新財務報告に記載される財産総額の 50%以上に相当する財産の投資又は売却。
 - f) 年度財務報告の通過。
 - g) 会社の再編成又は解散。
3. 株主総会の決定は以下の場合において、会議で通過されるものとする。
 - a) 決定に賛成する株主が出席者の評決票総数の 65%以上を保有する場合。具体的な割合は定款による。
 - b) 株式の種類、販売可能な各種株式の数、定款の改正・追加、会社の再編成・解散、会社の最新財務報告に記載される財産総額の 50%以上に相当する財産の売却などに関する問題については、定款が別途の規定を定める場合を除き、賛成する株主が出席者の評決票総数の 75%以上を保有することが条件とする。具体的な割合は定款による。
 - c) 取締役及び監査役の選出に関する評決は票数集中方式で行なわれる。すなわち、一人の株主の評決権総数は保有している株式に相当する票数を、評決対象の取締役又は監査役の人数に乘ずる。株主は自らの票数を一人又は数人の候補者に集中的に評決することができる。
4. 直接出席するか、又は委任代表者を通じて間接に出席する株主全員の保有する株式総数が評決権付株式の総数の 100%に相当する株主総会で承認された決議は、招集手続・手順・会議の日程表・議題と進行形式が規定に従わなかった場合でも効力を有する。
5. 書面による意見聴取を行う場合、賛成する株主が評決権付株式の総数の 75%以上を保有すれば、株主総会の決定は通過されるとする。具体的な割合は定款による。
6. 株主総会決議は株主総会の会議に出席する権利をもつ株主全員に対して、決議の承認日より 15 日以内に周知されなければならない。

第 105 条 株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式

定款が別途の規定を定める場合を除き、株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式は以下の規定に従うものとする。

1. 取締役会は会社の利益に必要と判断した場合、いつでも株主総会の決議を通過するために書面による株主の意見聴取を行う権限がある。
2. 取締役会は意見聴取用紙、株主総会の決議案、決議案の説明資料を準備するものとする。意見聴取用紙、株主総会の決議案、決議案の説明資料は株主の住所に必ず到着するような方法で送付されなければならない。
3. 意見聴取用紙は以下の主要な内容を含む。
 - a) 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所。
 - b) 意見聴取の目的。

- c) 株主又はその委任代表者の氏名、住所、身分証明書、パスポート、又は同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは、名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録番号（法人である株主の場合）、種別の株数及び票数。
 - d) 意見聴取対象の問題。
 - e) 評決案：「賛成」、「反対」と「意見なし」。
 - f) 回答済みの意見聴取用紙の送付期限。
 - g) 会社の取締役会長及び法的代表者の氏名、署名。
4. 回答済みの意見聴取用紙は、株主が個人である場合は、株主の署名、株主が法人である場合は、株主の委任代表者又は法的代表者の署名がなければならない。
会社へ送付される意見聴取用紙は密封された封筒に入れなければならない。開票前に如何なる者も開封してはならない。意見聴取用紙に記載された期限が経過した後には到着したか或いは開封された用紙は法的な効力がないと看做される。
5. 取締役会は監査役又は会社での管理職務に就いていない株主の立会を得ながら開票し、開票結果に関する報告書を作成しなければならない。
- a) 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所。
 - b) 意見聴取の対象問題と目的。
 - c) 評決に参加する株主の人数及び票総数。法的な効力のある票と法的な効力のない票を明記し、評決に参加する株主の名簿を同封する。
 - d) 問題ごとに対する「賛成」、「反対」と「意見なし」、それぞれの票数。
 - e) 通過された決議。
 - f) 会社の取締役会長、法的代表者及び開票監督者の氏名、署名。
取締役、開票監督者は、開票結果報告の誠実性及び正確性、並びに開票作業の不誠実と不正確によって通過された決議から発生する損害について連帯責任を負う。
6. 開票結果報告は開票終了日より 15 日以内に株主全員へ送付されなければならない。
7. 回答済みの意見聴取用紙、開票結果報告書、通過された決議の全文、意見聴取用紙と封筒される関連資料のすべては本社で保管されなければならない。
8. 意見聴取によって通過された決議は、株主総会で通過されたものと同等の効力を持つものである。

第 106 条 株主総会の議事録

1. 株主総会は会社の議事録帳簿に記録されなければならない。議事録はベトナム語で作成されなければならない。ベトナム語版と外国語版の両方を作成することが可能であるが、以下の主な内容を記載しなければならない。
- a) 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所。
 - b) 株主総会の時間と場所。
 - c) 株主総会の日程表と議題。
 - d) 議長と秘書。
 - e) 株主総会の経緯及び議題ごとに対する意見のまとめ。
 - f) 出席した株主の人数、及び評決票の総数。出席した株主・代表者の登録名簿も同封する。
 - g) 評決対象問題ごとに対する評決票の総数、「賛成票」、「反対票」、「その他の票」の数と評決票数におけるその割合を明記する。
 - h) 通過された決議の内容。
 - i) 議長と秘書の氏名、署名。
2. 株主総会の議事録は会議の閉会前に完成され、通過されなければならない。
3. 株主総会の議長及び秘書は議事録の誠実性と正確性について連帯責任を負う。
株主総会の議事録、出席した株主の名簿、通過された決議の全文、招待状と同封した資料のすべては会社の本社で保管されなければならない。

第 107 条 株主総会決議の取り消し要請

株主総会議事録又は意見聴取の開票結果報告書を受け取ってから 90 日以内に株主、取締役、社長および監査役は以下の場合において、通過された株主総会決議の取り消しを裁判所又は仲裁に要求することができる。

1. 株主総会の招集手続き及び手順が本法及び定款の規定に従わなかった場合。
2. 決定の内容が法律又は定款の規定に違反した場合。

第 108 条 取締役会

1. 取締役会は株式会社の管理機関である、株主総会の管轄問題を除き、会社の代表として、完全な決定権をもち、会社の権利と義務を行使する機関である。
2. 取締役会は以下の権限及び責任を負う。
 - a) 会社の中期発展戦略・計画及び年度経営計画の決定。
 - b) 売却可能な株式の種類、各種株の発行数の提案。
 - c) 売却可能な株数の範囲内での新規株式売却の決定。資金調達のためのその他の方法の決定。
 - d) 株式及び債券の売却価格を決定する。
 - e) 本法第 91 条第 1 項に定める株式の買い戻しを決定する。
 - f) 本法及び定款に定める権限及び範囲に従う投資計画及び投資プロジェクトの決定。
 - g) 市場拡大、マーケティング及び技術などの対策の決定。会社の最新財務報告書に記録される財産の総価値の 50%以上又は定款の規定より低い比率に相当する価値のある売買契約、ローンの借り入れ契約、ローンの貸付契約及びその他の契約を承認する。ただし、本法第 120 条第 1 項と第 3 項に定められる契約・取引を除く。
 - h) 社長及び定款に定められるその他の重要な職位に就く人の選任、任免、降格、契約の締結・終了、彼らの給与制度及びその他の福祉制度を決める。他の企業の株式及び出資資本の所有権を行使するための委任代表者を派遣し、彼らの報酬制度及びその他の福祉制度を決める。
 - i) 会社の日常業務運営について、社長及びその他の管理者を監督し指導する。
 - j) 会社の管理組織機構、社内管理原則を決める。子会社、支店、駐在事務所及びその他の企業への出資及び他の企業の株式の購入を決める。
 - k) 株主総会の日程表、議題及び参考資料を認める。株主総会の招集、株主総会の決定を承認するための意見聴取を行う。
 - l) 株主総会に年度財務決算報告書を提出する。
 - m) 配当率を提案し、配当金の支払期日と支払い手続、又は経営活動から発生した損金の処理方法を決める。
 - n) 会社の再編成、解散及び破産を提案する。
 - o) 本法及び定款に定めるその他の権限及び任務。
3. 取締役会は会議での評決、書面による意見聴取又は定款の規定に基づく方法によって決定を承認する。取締役は一人につき一つの投票権を有する。
4. 取締役会は機能及び任務を遂行する際、法律、定款及び株主総会の決議を遵守しなければならない。取締役会が法律、定款の規定に違反する決定を下し、会社に損害を及ぼした場合、当該決定を承認した取締役は会社への損害賠償について連帯責任を負い、取締役会の議事録に従って、当該決定に抗議した取締役は損害賠償責任が免除される。この場合、会社の株式を継続に 1 年以上所有する株主は取締役に対して当該決定の実施の中止を求めることができる。

第 109 条 取締役の任期及び人数

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役の人数は3人から11人までとする。ベトナムに常駐しなければならない取締役の人数は定款の規定による。取締役の任期は5年以内とし、取締役の再任は可能であり、取締役一人の再任回数は制限されない。
2. 取締役の任期が終了したが、新任期の取締役が決まっていない場合、前期の取締役会は新任期の取締役が選出されて仕事を引き継ぐまで、引き続き存在するものとする。
3. 任期中に追加任命される取締役又は解任された者の後任に就かせる取締役の任期は、現任取締役会の任期の残存期間である。
4. 取締役が必ずしも会社の株主であることはない。

第110条 取締役の資格及び条件

1. 取締役は以下の資格及び条件を満たされなければならない。
 - a) 十分な民事行為能力を有し、本法の規定に従って、会社管理を禁じられる者以外の者である。
 - b) 会社の普通株式総数の5%以上を保有する個人株主である。他の場合、経営管理又は会社の主な業務について専門知識及び経験を持つ者である、又は定款に定めるその他の資格及び条件を満たされなければならない。
2. 国が保有する株の比率が定款資本の50%以上を占める会社の場合、その親会社の管理者との関係をもつ者、及び管理者を任命する権限をもつ者との関係をもつ者を子会社の取締役に任命してはならない。

第111条 取締役会長

1. 株主総会又は取締役会は、定款の規定に従って、取締役会が選任する場合は、取締役のうち一人を会長として選任する。
定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会長は会社の社長を兼任することができる。
2. 取締役会長は以下の権限及び責任を負う。
 - a) 取締役会の活動計画・プログラムの作成。
 - b) 取締役会議の日程表、議題、及び参考資料の準備又は準備の指導。取締役会を招集し、取締役会議の議長を務める。
 - c) 取締役会の決定を承認する。
 - d) 取締役会の決定の実施を監督する。
 - e) 株主総会の議長を務める。
 - f) 本法及び定款に規定されるその他の権限及び任務。
3. 取締役会長が不在の場合、取締役会長は定款の規定に従って、他の取締役に取締役会長の権限の履行を委任する。取締役会長が委任をしない場合、あるいは、取締役会長が与えられた任務を履行できない場合、残りの取締役から過半数原則により選出された者取締役会長に臨時的に勤める。

第112条 取締役会議

1. 取締役会は評決の終了日より7日以内に最初の取締役会議を行わなければならない、会長を選出し、管轄決定を下す。この最初の取締役会議は最も多い票数を得た取締役を招集するものとする。最も多い票数を得た人数が二人以上である場合、当該者から協議の上で、過半数原則により選出される者は最初の取締役会議を招集する。
2. 取締役会議は定時取締役会議及び臨時取締役会議がある。取締役会は会社の本部或いはその他の場所で行うことができる。

3. 取締役会長は自己判断で必要に応じて取締役会を招集するが、毎四半期に少なくとも 1 回行わなければならない。
4. 取締役会長は以下のいずれかの場合、取締役会を招集しなければならない。
 - a) 監査役会からの要請書がある場合。
 - b) 社長又は管理社の 5 名以上からの要請書がある場合。
 - c) 取締役 2 名以上からの要請書がある場合。
 - d) 定款の規定に従うその他の場合。

要請書は書面で作成されなければならない、かつ、目的、議題及び取締役会の管轄決定権を明確に規定しなければならない。
5. 取締役会長は、本条第 4 項に定める要請書を受け取ってから 15 日以内に取締役会を招集しなければならない。取締役会長は取締役会を招集しない場合、取締役会長は会社に対して発生する損害について責任を負う。要請書を提出した者は取締役会長の代わりに取締役会を招集することができる。
6. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会長又は取締役会の招集を行う者は開会日より遅くとも 5 日前に招待状を送付しなければならない。招待状は、会議の時間、場所、日程表、議題及び決定案を明記しなければならない。招待状と共に取締役会の参考資料と評決票も送付しなければならない。

招待状は郵便、ファクス、電子メール又はその他の方法で送付することができる。ただし、会社に登録された取締役の住所に必ず到着するような方法で送付しなければならない。
7. 取締役会長又は取締役会の招集を行う者は、招待状と関係資料を監査役及び社長へも取締役と同様に送付しなければならない。

取締役を務めない監査役、社長は、全ての取締役会議に出席して競技できるが評議権を持たない。
8. 取締役会議は取締役全員の 3/4 以上が出席すれば開会される。

会議に直接出席できない取締役は書面での評決によって評決権を行使することができる。評決票は、密封された封筒に入れなければならない、開会時点より遅くとも 1 時間前、取締役会長の所に到着しなければならない。評決権は出席している取締役全員の前で開票されなければならない。締役会の決定は出席している取締役の過半数をもって通過される。

評決が割れた場合、会長は決定権をもつ。
9. 取締役はすべての取締役会議に出席する責任を負う。取締役会の過半数の承認を得た場合、取締役は取締役会への出席を他者に委任することができる。

第 113 条 取締役会議の議事録

1. 取締役の会議は会社の議事録帳簿に記録されなければならない。議事録はベトナム語で作成しなければならない、ベトナム語版及び外国語版の両方を作成することができるが以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所。
 - b) 取締役会議の時間と場所。
 - c) 取締役会議の日程表と議題。
 - d) 取締役又は委任代表者の氏名、出席しなかった取締役の氏名と出席しない理由。
 - e) 取締役会議で議論され、評決された議題。
 - f) 取締役会議の経緯及び議題ごとに対する意見のまとめ。
 - g) 評決結果、賛成した取締役、反対した取締役、その他の取締役を明記する。
 - h) 通過された決定。
 - i) 出席した取締役及び委任代表者の氏名、署名。

議長及び秘書は取締役会の議事録の誠実性と正確性について責任を負う。
2. 取締役会議の議事録及び使用された資料は、会社の本社で保管される。

3. 議事録のベトナム語版と外国語版は同等の法的効力を持つ。

第 114 条 情報提供の要求に関する取締役の権利

1. 取締役は社長、副社長、及び各所属組織の管理者に対して、会社、所属組織の財務状況、経営活動などに関する情報及び資料の提供を要求することができる。
2. 要求を受けた管理者は取締役の要求に従って、情報及び資料を遅滞なく十分かつ正確に提供しなければならない。

第 115 条 取締役の解任、解雇及び追加

1. 取締役は以下の場合において解任・解雇される。
 - a) 本法第 110 条に定める資格及び条件を満たさない場合。
 - b) 取締役会の活動に連続 6 ヶ月参加しない場合。
 - c) 辞任の場合。
 - d) 定款に規定されるその他の場合。
2. 本条第 1 項に定めた場合以外に、取締役はいつでも株主総会の決定に従って解雇される。
3. 取締役の人数が定款に規定される定数の 1/3 以上減った場合、取締役会は 60 日以内に株主総会を招集し、新しい取締役を追加しなければならない。
その他の場合、次の株主総会は解雇又は解任された取締役の後任に就かせる新しい取締役を選任する。

第 116 条 社長

1. 取締役会は、取締役の中から又は外部の人を社長に選任する。
定款には取締役会長が会社の法的代表者であるという規定がなければ、社長は会社の法的代表者になる。
2. 社長は、会社の日常業務を行い、取締役会の監督を受けながら、取締役会及び法律に対して、与えられた権限及び任務の遂行について責任を負う。
社長の任期は 5 年を超えない。再任は可能であり、再任回数は制限されない。
社長の資格及び条件は、本法第 57 条の規定に従う。
社長は同時に他企業の社長として努めてはならない。
3. 社長は以下の権限及び任務を負う。
 - a) 取締役会の決定を得る必要がなく、会社の日常業務に関連するすべての問題を解決する。
 - b) 取締役会の決定の実施を指導する。
 - c) 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導する。
 - d) 会社の組織機構、及び社内管理規則を提案する。
 - e) 取締役会の管轄地位を除き、会社の管理職に就く人の任命、解任及び降格を決定する。
 - f) 社長の管轄地位に就く管理者を含む就労者全員の給与及び手当（あれば）の制度を決定する。
 - g) 労働者の雇用。
 - h) 配当金の支払方法及び損金処理方法を提案する。
 - i) 法律、定款及び取締役会の決定に従うその他の権限及び任務。
4. 社長は、法律、定款、会社との労働契約、取締役会の決定に従って会社の日常業務を行わなければならない。上記の規定に従わない運営を行い、会社に損害を与える場合、社長は法律に対して責任を負わなければならない、かつ会社への損害を賠償しなければならない。

第 117 条 取締役、社長の報酬・給与とその他の利益

1. 会社は、営業の結果及び能率に応じて取締役、社長及びその他の管理者に報酬・給与を支払う自主権を持つ。
2. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役、社長の報酬・給与及びその他の便益は以下の規定に従って支払われる。
 - a) 取締役は、報酬と賞与が支払われる。報酬は、取締役の任務を完了するのに必要な日数と日給の下で算定される。取締役会は取締役それぞれの報酬を意見一致の原則で概算する。取締役会全員の報酬総額は、定時株主総会の会議で決定される。
 - b) 取締役は、任務の遂行上立て替えた実費（食事代、宿泊代、交通費及びその他の合理的な費用）の払い戻しを受けられる。
 - c) 社長は給与と賞与が支払われる。社長の給与は取締役会が決定するものとする。
3. 取締役の報酬並びに社長及びその他の管理者の給与は、法人税法の規定に基づいて、会社の費用に計上され、会社の年度財務報告で特別の項目に記録されなければならない。定時株主総会の会議へ報告されなければならない。

第 118 条 関連利益の公開

1. 取締役、監査役、社長及びその他の管理者は以下の関連利益を会社に申告しなければならない。
 - a) 自身が出資している又は株式を保有している企業の名称、本社の所在地、業務形態、営業登録証明書の番号・日付、営業登録地、出席時期と出資比率或いは株式購入の時点と比率。
 - b) 自身との関係を持つ者が共同で又は別々に定款資本の 35%に相当する株式を保有している又は出資している企業の名称、本社の所在地、業務形態、営業登録証明書の番号・日付、営業登録地。
2. 本条第 1 項の規定に定める関連利益の深刻はその利益が発生してから 7 日以内に行わなければならない。利益の追加、変更もその発生時点から 7 日以内に申告しなければならない。
3. 本条第 1 項と第 2 項に定める関連利益の申告情報は、定時株主総会へ報告されなければならない。会社の本社で掲示、保管される。株主全員、株主の委任代表者、取締役、監査役、社長は必要に応じて、いつでも申告した情報・内容を参照することができる。
4. 取締役、社長は、個人の名義又は他者の名義を問わず、会社の経営活動の範囲内の取引であればいかなる方法で行っても、その取引の本質と内容を事前に取締役会と監査役に報告しなければならない。残りの取締役の過半数から承認を得ていない限りその取引を実施してはならない。

取締役会へ報告せず、承認を得ないまま取引を実施した場合、その取引から発生した所得は会社の所有財産とする。

第 119 条 株式会社における管理者の義務

1. 取締役、社長及びその他の管理者は以下の義務を負う。
 - a) 本法及び関連法律、定款の規定及び株主総会の決議に従って与えられた権限及び任務を遂行する。
 - b) 会社及び株主の合法的な利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
 - c) 会社及び株主の利益を尊重し、自己利益又はその他の組織及び他者の利益のために会社の情報、経営秘訣、商機と財産を悪用したり、地位及び権限を濫用してはならない。
 - d) 自身及び自身との関係をもつ者の運営している又は支配株式・出資金を持っている企業について十分かつ迅速・正確に会社へ報告しなければならない。報告した情報は、会社の本社と支店で掲示される。

2. 本条第 1 項に定める義務の他に会社が支配権限の切れた債務及びその他の財産上の義務を返済できない状態にある場合、取締役会又は社長は昇給され、ボーナスを支払われない。
3. 本法及び定款に定めるその他の義務を履行する。

第 120 条 株主総会又は取締役会の承認を必要とする契約

1. 会社と以下の者との間の契約及び取引は、株主総会又は取締役会の承認を得なければならない。
 - a) 普通株式総数の 35%以上を保有する大口株主（委任代表者）及び彼らとの関係者。
 - b) 取締役、社長。
 - c) 本法題 118 条第 1 項 a)、b) に定める企業及び取締役、社長との関係者。
2. 取締役会は、会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以下、又は定款の規定より少ない比率に相当する価値のある契約・取引を決定する。この場合、会社の法的代表者は、契約案、又は取引の主な内容を明記する通知書を取締役全員に送付しなければならない、同時に会社の本社と支店で掲示しなければならない。取締役会は契約又は取引を承認するかどうかを掲示日より 15 日以内に決定しなければならない。関連利益を有する取締役は評決に参加することはできない。
3. 本条第 2 項の規定に該当しない契約及び取引は、株主総会の承認を得るものとする。取締役会は、契約案又は取引の主な内容を明記する通知書を株主総会で報告するか又は株主全員の意見を書面で聴取しなければならない。
この場合、関連利益を有する株主は評決に参加することができない。契約及び取引は評決票総数の 65%に相当する賛成票を得れば、承認されるものとする。
4. 契約又は取引が本条第 2 項及び第 3 項に定める承認を得ないものの、締結された、又は実施された場合、無効契約・取引と看做され、法律の規定に従って、処理される。会社の法的代表者及び関係した株主、取締役、社長は、発生した損害を賠償しなければならない、当該契約・取引の実施により得た利益を会社に返却しなければならない。

第 121 条 監査役会

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、監査役会は 3 名から 5 名から構成される。監査役会の任期は 3 年以内とし、監査役の再任は可能である。
2. 監査役会は、監査役の中から 1 名を会長に選任する。監査役会長の権限及び任務は定款による。監査役会の過半数以上がベトナムに常駐している者でなければならない。監査役の内に少なくとも 1 名は会計士又は会計監査官でなければならない。
3. 監査役会の任期が終了したが、新任期の監査役会が決まっていない場合、前期の監査役会は、新任期の取締役会が選出されて着任するまで、引き続きその権限及び任務を履行する。

第 122 条 監査役の資格及び条件

1. 監査役は、以下の資格及び条件を満たさなければならない。
 - a) 21 歳以上で、完全な民事行為能力を持ち、本法の規定に従って、企業の設立及び運営が禁止される対象外の者である。
 - b) 取締役、社長及びその他の管理者との関係を持たない者。
2. 監査役は会社の管理職に就いてはならない。監査役は必ずしも会社の従業員又は会社の株主であることはない。

第 123 条 監査役会の権限及び任務

1. 監査役会は、取締役会及び社長による会社運営・管理事業を監査し、株主総会に対して与えられた任務の遂行について責任を負う。
2. 会社運営・管理事業、会計記録及び財務報告書の合理性、合法性、誠実性と正確性を検査する。
3. 会社の 6 ヶ月運営結果報告、年度営業結果報告、6 ヶ月財務報告、年度財務報告、取締役会による会社管理運営事業評価報告を監査する。
会社の 6 ヶ月営業結果報告、年度営業結果報告、6 ヶ月財務報告、年度財務報告、取締役会による会社管理運営事業評価報告の審査結果に関する報告書を定時株主総会に提出する。
4. 必要に応じて、又は株主総会の決定又は本法第 79 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求にしたがって、会計帳簿とその他の書類、会社の営業活動及び会社の運営・管理に関連する具体的な問題を監査する。
5. 本法第 79 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求があった場合、監査役会は要求を受けてから 7 日以内に監査を行わなければならない。対象問題の検査結果に関する報告書を作成しなければならない。監査結果に関する報告書は、監査の終了日より 15 日以内に作成し、取締役会と要求した株主・株主グループへ送付しなければならない。
本項の規定に従う監査役会の監査は取締役会の通常業務を妨害したり、会社の日常営業活動を混乱させてはならない。
6. 会社の管理組織機構、経営活動の管理システムに関する改善対策を取締役会又は株主総会に提案する。
7. 取締役、社長、その他の管理者が法律、定款、株主総会の決定又は本法第 119 条に定める管理者の義務に違反したことを発見した場合、遅滞なく、取締役会へ書面で報告し、違反行為の停止及び処理対策を要求する。
8. 本法、定款、株主総会の決定によるその他の権限及び義務を遂行する。
9. 監査役会は、与えられた任務の遂行上、独立するコンサルタントを利用することができる。監査役会は、株主総会へ報告書を提出し、意見を述べる前に取締役会の意見を参考にすることができる。

第 124 条 監査役会の情報提供を求める権利

1. 取締役会への招待状、意見聴取用紙及び同封資料は取締役と同様な送付時点及び方法で監査役へ送付しなければならない。
2. 社長が取締役会へ提出する報告書及び会社の発行する書類、取締役と同様な時点及び方法で監査役へ送付しなければならない。
3. 監査役は、会社の勤務時間中であれば、本社、支店及びその他の場所で保管されているすべての書類・資料を参照することができる。会社の幹部及び従業員の勤務している場所に入ることができる。
4. 取締役会、取締役、社長及びその他の管理者は監査役会の要求にしたがって、会社の運営、管理及び営業活動に関連する情報及び資料を十分かつ迅速に提供しなければならない。

第 125 条 監査役の報酬及びその他の権利

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、監査役の報酬及びその他の権利は以下の規定に従って支払う。
2. 監査役は株主総会の決定により報酬及びその他の利益が支払われる。株主総会は監査役の予定勤務日数、仕事量、仕事の特徴、平均日給などの下で監査役会の報酬総額及び年間活動予算を決定する。

3. 監査役は立て替えた食事代、宿泊代、交通費、独立するコンサルティングサービスの使用料金などの支払を受けられる。ただし、株主総会の異なる決定がある場合を除き、その総額は株主総会の承認した監査役会の年間活動予算を超えてはならない。
4. 監査役会の報酬及び活動費用は会社の経費に計上することができる。ただし、会社の年度財務報告書で特別の項目に記録されなければならない。

第 126 条 監査役 of 義務

1. 法律、定款、株主総会の決定及び職業倫理により与えられた監督役の権限及び任務を遂行する。
2. 会社及び株主の合法的な利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
3. 会社及び株主の利益を尊重し、自己利益又はその他の組織及び他者の利益のために会社の情報、経営秘訣、商機と財産を悪用し、地位及び権限を濫用してはならない。
4. 法律及び定款に定めるその他の義務を履行する。
5. 監査役は本条第 1, 2, 3, 4 項に定める義務に違反して会社及び他者に損害を及ぼした場合、違反行為により発生した損害の賠償について個人責任又は連帯責任を負う。
監査役が本条第 3 項に定めた義務に違反したことにより直接又は間接的に得たすべての収入及び所得は会社の所有財産とする。
6. 取締役会は、監査役が与えられた権限及び義務の遂行上義務に違反したことを発見した場合、監査役会へ書面で通知し、違反行為の停止及び処理対策を要求する。

第 127 条 監査役 of 解任・解雇

1. 監査役は以下の場合において解任・解雇される。
 - a) 本法第 122 条に定める監査役の資格及び条件を失った場合。
 - b) 取締役会の承認を得ないものの、与えられた権限及び任務を連続 6 ヶ月遂行しない場合。
 - c) 辞任申請書を提出した場合。
 - d) 定款に規定されるその他の場合。
2. 監査役ははいつでも株主総会の決定に従って解雇される。
3. 監査役会は深刻に義務に違反して、会社に損害を与える可能性のある場合、取締役会は株主総会を招集し、現職の監査役の解任を検討した上、新しい監査役会を選出する。

第 128 条 年度報告 of 提出

1. 取締役会は年度の終了時点で監査役会の審査を受けるために以下の報告書及び書類を作成し、監査役会へ送付しなければならない。
 - a) 会社の営業結果の報告書。
 - b) 財務報告書。
 - c) 会社の運営及び管理の評価に関する報告書。
2. 法律の規定に基づき、会計監査を必要とする株式会社の場合、株式会社の年度財務報告書は、株主総会へ提出する前に会計監査を受けなければならない。
3. 本条第 1 項に規定された報告書及び書類は、定時株主総会の開会日より遅くとも 30 日前に監査役会へ送付されなければならない。ただし、定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。
4. 取締役会の作成した報告書と書類、監査役会の進化結果報告書及び会計監査結果報告書は、定時株主総会の開会日より遅くとも 7 日前に会社の本社及び支店に到着しなければならない。ただし、会社定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。

第 129 条 株式会社に関する情報の公開

1. 株式会社は、会計法律及び関連法律に定める所属国家機関に対して株主総会の承認を得た年度財務報告書を送付しなければならない。
2. 株式会社は、年度財務報告書の内容を纏めた上で、株主全員に通知しなければならない。
3. すべての組織及び個人は、営業登録機関で保管される株式会社の年度財務報告書を参照、複写することができる。

第 5 章 合名会社

第 130 条 合名会社

1. 合名会社は以下の特徴を持つ企業である。
 - a) 会社の共同所有主として、同一の名前で共同経営する合名社員の数が少なくとも 2 名である。合名社員以外に出資社員がある場合もある。
 - b) 合名社員は、個人でなければならない、会社の債務についてすべての個人財産をもって責任を負う。
 - c) 出資社員は、出資額の範囲内で会社の債務に対する責任を負う。
2. 合名会社は営業登録証明書を取得してから法人格を有する。
3. 出資会社は、証券のいかなる種類も発行することができない。

第 131 条 出資及び出資証明書の発行

1. 合名社員及び出資社員は、約束した金額及び期限にしたがって十分に出資しなければならない。
2. 合名社員は約束した金額及び期限にしたがって出資しない場合、出資されていない金額は、当該社員の会社に対する債務となる、この場合、当該社員は社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。
3. 出資社員は、約束した金額及び期限にしたがって出資しない場合、出資されていない金額は、当該社員の会社に対する債務となる、この場合、当該社員は社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。
4. 約束した金額を期限通りに十分に出資した社員は出資証明書の発行を受けられる。出資証明書は以下の主な内容を含む。
 - a) 社名、本社の所在地。
 - b) 営業登録証明書の番号・日付。
 - c) 定款資本。
 - d) 社員の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は同等書類の番号・社員の資格。
 - e) 社員の出資額、出資財産。
 - f) 出資証明書の番号・発行日。
 - g) 出資証明書の保有主の基本的な権利及び義務。
 - h) 出資証明書の保有主及び合名社員全員の氏名、署名。
5. 出資証明書が紛失したり、焼失したり、またはその他の理由で破棄された場合、社員は、出資証明書の再発行を受けられるが、会社の規定料金を支払わなければならない。

第 132 条 合名会社の財産

合名会社の財産は以下のものから構成される。

1. 社員によって出資され、所有権が会社へ譲渡された財産。
2. 会社によってもたらされた財産。
3. 社名の下で合名社員の行ったあらゆる経営活動及び会社の営業範囲内で合名社員の名の下で行われた経営活動により得た財産。
4. 法律に定められるその他の財産。

第 133 条 合名社員（合名会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の権利制限

1. 合名社員は、残りの合名社員の承認を得ない限り、私営会社の所有主及びその他の合名会社の合名社員になってはならない。
2. 合名社員は、私益又他の個人・組織の利益を図るために自分の名前又は他者の名前の下で、会社と同種の業務を運営してはならない。
3. 合名社員は、残りの合名社員の承認を得ない限り、会社への出資額の一部又は全部を他者へ譲渡してはならない。

第 134 条 合名社員（合名会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の権利・義務

1. 合名社員は、以下の権利を持つ。
 - a) 会社のすべての問題について協議、議論及び評決に参加する。定款が別途の規定を定める場合を除き、合名社員はそれぞれ一つの評決票をもつ。
 - b) 社名の下で会社の業務範囲内の日常営業活動を行い、会社の権利をできる限り確保しながら、契約、合意書などを交渉し締結する。
 - c) 社名の下で会社の業務範囲内の日常営業活動を行うために会社の印鑑及び財産を利用する。会社の営業活動を行う際、立て替えた金額とその利息の支払いを会社に請求することができる。
 - d) 管轄内の経営活動を行ったことにより、受けた損害及び損失の補償を会社に請求することができる。ただし、当該合名社員の過失による損害及び損失はその限りではない。
 - e) 会社又はその他の合名社員に対して会社の経営状況についての情報の提供を求め、会社の資産、会計帳簿及びその他の資料をいつでも検査することができる。
 - f) 定款に定める比率又は出資率に従って、利益の配分を受ける。
 - g) 会社の解体に当たり、残りの財産から会社への出資率に応じる財産の配分を受ける。ただし、定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。
 - h) 合名社員が死亡したか或いは裁判所より死亡宣告をされた場合、当該社員の遺書または法律上の相続人は会社に対する当該社員の債務を控除した後、当該社員が受けるべき財産の価値を相続する。相続人は十分な能力及び専門知識を持ち、社員総会の承認を得れば、会社の合名社員になることが可能である。
 - i) 本法及び定款に定めるその他の権利
2. 合名社員は、以下の義務を負う。
 - a) 合名社員は、会社及び社員の合法的な権利及び利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
 - b) 合名社員は法律の規定、定款及び社員総会の決定に従って、会社の運営及び営業活動を行う。
 - c) 合名社員は、会社の財産を私益または他者の個人・組織の利益のために利用してはならない。
 - d) 合名社員は、会社の営業範囲内の活動より会社、自身または他者の名の下で金銭を享受した場合、いかなる理由であっても適時に会社に提出し、享受した金銭を会社に払い戻さなければならず、提出しない行為によって会社の受けた損害・損失を賠償しなければならない。

- e) 会社の財産が債務を完済できない場合は、合名社員は共同責任を負い、会社の残りの債務を返済しなければならない。
- f) 会社の経営結果が赤字である場合、合名社員は会社への出席比率または定款の規定した比率に応じて赤字額を負担しなければならない。
- g) 毎月、自らの経営状況及び結果について書面で会社に報告し、その他の社員の要求にしたがって、自らの経営状況及び結果に関する情報を提供する。
- h) 本法及び定款に定めるその他の義務を負う。

第 135 条 社員（合名会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会

1. 会社総会は社員全員から構成される。定款が別途の規定を定めない場合、社員総会は社員全員の中から一人を選出し、社員総会長と社長に任命する。
2. 合名社員は、会社の経営活動の検討及び決定のために必要であると判断した場合、社員総会の招集を要求することができる。社員総会の招集を要求する社員は会議の議題、日程及び参考資料を準備しなければならない。
3. 社員総会は会社に関連するすべての問題及び経営活動を決定する権限を持つ。定款が別途の規定を定める場合を除き、以下の問題を決定する際、合名社員全員の 3/4 以上の承認を得なければならない。
 - a) 会社の発展方針。
 - b) 定款の改正追加。
 - c) 新しい合名社員の承認。
 - d) 合名社員の退社の承認及び社員の除名。
 - e) 投資プロジェクトの決定。
 - f) 会社の定款資本の 50%以上に相当する価値のあるローン借款又はローン貸出契約の決定（定款がより高い比率を定める場合を除く）。
 - g) 会社の定款資本に相当するか又は上回る財産の購入又は売却の決定（定款がより高い比率を定める場合を除く）。
 - h) 年度財務報告書、配当金総額及び社員それぞれに対する配当額の承認。
 - i) 会社解体の決定。
4. 定款が別途の規定を定める場合を除き、本条第 3 項に定められていないその他の問題は、合名社員の 2/3 の承認を得た場合、承認されたと見做す。
5. 出資社員の評決権は本法及び定款の規定による。

第 136 条 社員（合名会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会の招集

1. 社員総会長は、合名社員の要求に従うか又は必要であると判断した場合、いつでも社員総会の招集を行うことができる。会長が合名社員の要求に従って、社員総会の招集を行わなかった場合、要求した合名社員は社員総会を招集することができる。
2. 社員総会の招待状は書面、電子メール又は電話で行うことができる。招待状は会議の目的、要求、内容、議題、場所、招集を要求した社員の名前などの情報を含まなければならない。
3. 社員総会長又は招集を要求した社員は社員総会の議長になる。すべての社員総会の内容は会社の議事録帳簿に記録しなければならない。議事録は以下の主な内容を記載する。
 - a) 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所。
 - b) 会議の目的、議題及び日程。
 - c) 会議時間及び場所。
 - d) 議長、出席した社名の名前。
 - e) 出席した社員の意見。
 - f) 承認された決定、賛成した社員数、当該決定の主な内容。

- g) 出席した社員全員の氏名、署名。

第 137 条 合名会社の運営

1. 合名社員全員は会社の法的代表者として運営し、かつ会社の日常営業活動の運営及び遂行を行うことができる。会社の営業活動の遂行における合名社員に対するすべての制限はその制限を認識した第三者のみにとって有効である。
2. 会社の運営及び営業活動を実施している中で、合名社員は会社の管理職及び監督職の担当を互いに割り当てる。
合名社員の一部又は全員が同一の仕事を行う場合、決定は過半数の原則で通過される。
会社の業務範囲外の活動はいかなる社員により行われたとしても会社はその活動について責任を負わない。ただし、残りの社員全員がその活動の実施を承認した場合、その限りではない。
3. 会社は、一つ又は複数の銀行口座を開設することができる。社員総会は、その口座への預金および引出の権限をもつ社員を指名する。
4. 社員総会長は、同時に会社の社長を兼任する。会長は次の任務を負う。
 - a) 会社の日常営業活動を合名社員として管理、運営する。
 - b) 社員総会儀の招集及び開催を行う。社員総会の決定及び決議に署名する。
 - c) 合名社員の間仕事・任務の割当て、調和と調整を行う。会社の規則、内規及びその他の内部組織に関する決定に署名する。
 - d) 法律規定に従って、会社の会計帳簿、領収書、証書及びその他の書類を十分かつ正確に整理、保管する。
 - e) 国家機関とやり取りする際、会社の代表者として活動し、訴訟又はその他の商事紛争において、原告又は被告として会社の代わりに参加する。
 - f) 定款に規定するその他の任務。

第 138 条 合名社員（合名会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の資格の終了

1. 合名社員の資格は、以下の場合において終了する。
 - a) 自由な意思で会社に出資した資本を回収する場合。
 - b) 死亡した又は裁判所に死亡宣告をされた場合。
 - c) 行方不明になった場合。行為能力が不十分又は失った場合。
 - d) 会社から除名された場合。
 - e) 定款の規定したその他の場合。
2. 合名社員は、社員総会の承認を得れば、会社に出資した資本を回収することができる。この場合、出資資本の回収を希望する合名社員は資本回収申請書を少なくとも 6 ヶ月前に提出しなければならない。年度が終了し、同年度の財務報告書が承認された後のみ資本の回収ができる。
3. 合名社員は以下の場合において、会社から除名される。
 - a) 約束した資本の出資請求を 2 回受けたが十分に出資しない又は出資できない場合。
 - b) 本法第 133 条の規定に違反した場合。
 - c) 営業活動の管理、遂行の際、不誠実な行為、不注意又はその他の不適切な行為を行って、会社及びその他の社員に重大な損害を与えた場合。
 - d) 合名社員の義務を正しく履行しない場合。
4. 民事行為能力が不十分または失った社員の社員資格を終了した場合、その出資資本は公正かつ妥当に返済される。
5. 合名社員は資格が本条第 1 項 a)、d) の規定に基づいて、終了しても、その時点から 2 年以内、資格終了日前に発生した会社の債務に対して、すべての個人財産まで連帯責任を負う。

6. 合名社員は、資格が終了したが、自らの氏名を社員の一部又は全員を構成している場合、自らの氏名の使用禁止を会社に要求することができる。

第 139 条 新社員（新パートナー）の受け入れ

1. 会社は、新しい合名社員又は出資社員を受け入れることができる。
2. 合名社員、出資社員は、社員総会が別途の決定を下す場合を除き、社員資格が承認されてから 15 日以内に約束した資本の全額を出資しなければならない。
3. 新社員は会社の債務及び他の債務上の義務に対してすべての個人財産まで連帯責任を負う。ただし、新社員と既存社員の間で別途の合意が為された場合はその限りではない。

第 140 条 出資社員の権利・義務

1. 出資社員は以下の権利を持つ。
 - a) 定款の改正追加、出席社員の権利・義務の改正追加、会社の再編成・解体、また自身の権利・義務に直接関連する定款のその他の内容について社員総会による協議、議論と評決に参加する。
 - b) 毎年、会社の定款資本を出資した比率に応じて配当金を受ける。
 - c) 会社の年度財務報告書の提供を受ける。会社の経営状況・業績に関連するすべての情報を十分かつ正確に提供するように社員総会長、合名社員に要求することができる。会社の会計帳簿、議事録帳簿、契約及び他の書類・資料を参照することができる。
 - d) 出資資本を他者へ自由に譲渡することができる。
 - e) 自ら又は他者の名の下で営業活動を行い、会社と同種業務を遂行することができる。
 - f) 法律及び定款の規定に従って、寄附・譲渡・担保などの方式で自らの出資分に対して決定権をもつ。出資社員が死亡したか又は裁判所により死亡宣告をされた場合、その相続人は出資社員になる。
 - g) 会社解体に当たって、残存財産から定款資本への出資率に応じて財産の配分を受ける。
 - h) 本法及び定款に規定されるその他の権利。
2. 出資社員は以下の義務を負う。
 - a) 会社の債務及び他の財産上の義務について約束した出資資本の範囲内で責任を負う。
 - b) 会社運営に参加できず、社名の下で営業活動を行うことができない。
 - c) 会社定款、内規及び社員総会の決定を尊重する。
 - d) 本法及び定款に規定されるその他の義務。

第 6 章 私营企業

第 141 条 私营会社

1. 私营企業とは、企業活動に対してすべての個人財産まで責任を負う一人の個人により所有される企業を言う。
2. 私营企業は、証券のいかなる種類も発行することができない。
3. 一人の個人は私营企業を一社のみ設立することができる。

第 142 条 （私营企業）所有主の投資資本

1. 私营企業的所有主は、投資資本を自主的に登録する。所有主は、投資総額を正確に申告し、ベトナムドンの資本、強い外貨の資本、金銭の資本及びその他の財産での資本などの投資資

本の内訳を明記しなければならない。その他の財産による資本の場合、財産の種類、数量及び種別の財産の残存価値を明記しなければならない。

2. 謝金及び貸借財産を含め、企業の営業活動に利用されるすべての資本及び財産は法律規定に従って、企業の会計帳簿及び財産報告書に十分に記録しなければならない。
3. 営業活動において、所有主は投資資本を増減することができる。資本の増減は会計帳簿に十分に記録しなければならない。また、私営企業の所有主は営業登録機関に登録しない限り、登録した資本額を下回る金額に資本を減少してはならない。

第 143 条 私営企業の管理

1. 私営企業の所有主は、企業の営業活動、納税及び法律の規定するほかの財務上の義務を完了した後の利益の使用について、全面的な決定権をもつ。
2. 私営企業の所有主は、営業活動の管理・運営を直接携わる又は他者に依頼することができる。他者を雇用して、会社の社長に任命する場合においても、所有主は営業登録機関に報告し、企業のすべての営業活動に対して責任を負う。
3. 企業に関連する紛争解決の際、私営企業の所有主は原告、被告または利害関係人として仲裁、裁判所の訴訟手続に参加することができる。
4. 私営企業の所有主は、企業の法的な代表者である。

第 144 条 企業の賃借

私営企業の所有主は企業の全体を賃借することができるが、営業登録機関及び税務機関に対して、その旨の報告書と公証人の認証を受けた賃借契約書の複写を送付しなければならない。賃借期間中も、所有主は企業の所有主として法的責任を負わなければならない。企業の営業活動に対する所有主及び賃借者それぞれの責任は賃借契約の規定による。

第 145 条 私営企業の売却

1. 私営企業の所有主は企業を売却することができる。企業の引渡日より少なくとも 15 日前に、所有主は営業登録機関に書面でそれを報告しなければならない。報告書は、社名、本社の所在地、購入者の氏名及び住所、未払い債務の総額、債権者の氏名及び住所、個々の債務額及び支払い期限、効力が有している労働契約及びその処理方法などを明記しなければならない。
2. 企業を売却した後も所有主は返済していない債務及び完了していない他財務上の義務について責任を負う。ただし、所有主が購入者及び債権者と別途の合意に達した場合はその限りではない。
3. 企業売却者及び購入者は労働法の規定を遵守しなければならない。
4. 企業の購入者は本法の規定に従って、営業を再登録しなければならない。

第 7 章 企業グループ

第 146 条 会社グループ

1. 企業グループとは経済・技術・市場及び他のサービス上の利益に関して長期の密着な関係をもつ複数の会社をいう。
2. 会社グループは以下の形態がある。
 - a) 親会社、子会社。
 - b) 経済グループ。
 - c) その他の形態。

第 147 条 子会社に対する親会社の権利及び責任

1. 親会社は子会社との協力関係において、子会社の法的形態によって子会社の社員、所有主又は株主として本法及び関連法律の規定に従って、権利・義務を実施する。
2. 本条前項に定める場合を除き、親会社と子会社との間の契約は取引及び他の関係は独立的かつ平等に成立、履行されなければならない。
3. 親会社が所有主、社員又は株主の管轄外の干渉を行うか、通常の経営慣行に従わない経営活動又は無駄な経営活動を実施するよう、子会社を強制したり、子会社に損害を及ぼしたりしたにもかかわらず、同年度に適当な賠償をしなかった場合、親会社はその損害について責任を負う。
4. 本条第 3 項の規定に該当する干渉、又は行動を強制した親会社の管理者はその損害について親会社と共に連帯責任を負う。
5. 親会社が本条第 3 項の規定に従って、子会社への損害賠償をしなかった場合、子会社の債権者又は定款資本の 1%以上を保有する株主は自ら又は子会社の名で損害賠償を親会社に請求することができる。
6. 本条第 3 項に定める経営活動が親会社の他の子会社に利益を与える場合、利益を受けた当該子会社は損害を受けた子会社に対して、親会社と連帯責任で受けた利益を返済する責任を負う。

第 148 条 親会社と子会社の財務報告

1. 年度終了後、法律規定に基づく報告及び参考資料の他、親会社は以下の報告を追加作成しなければならない。
 - a) 会計法に定める会社グループの統一財務報告書。
 - b) 会社グループ全体の経営状況の報告書。
 - c) 会社グループ全体の管理・運営の報告書。
2. 本条第 1 項に定める報告書の作成を担当する者がすべての子会社から財務報告を受けていない限り、報告書を作成してはならない。
3. 親会社の法的代表者より要求を受けた場合、子会社の法的代表者は法律規定に基づく会社グループの統一財務報告書、総合報告の作成に必要な報告、資料と情報を提供しなければならない。
4. 子会社の提供した報告の内容について、不正確・不正な情報が含まれることを知らなかった又はその情報がないと信じた場合、親会社の管理者はそれらの報告を利用して、会社グループ全体の総合報告書、統一財務報告書を作成することができる。
5. 親会社の管理者は管轄範囲内で必要な措置のすべてを講じたが、子会社に必要な報告、資料と情報を提供されない場合、当該子会社の情報を含まない会社グループ全体の総合報告書、統一財務報告書を作成、提出することができるが、錯誤が生じないように必要な説明をしなければならない。
6. 法律に定める親会社と子会社の年度財務・決算報告書及び会社グループ全体の総合報告書は親会社の本社で保管されなければならない。ベトナムにおける親会社の支店のすべては上記の報告、資料、情報の複写を保管しなければならない。
7. 子会社は、法律規定に基づく報告、資料の他、親会社との契約・取引に関する総合報告を作成・提出しなければならない。

第 149 条 経済グループ

経済グループは、大規模の会社グループである。政府は、経済グループの管理組織、事業活動を定め、指導する。

第8章 企業の再編成、解散及び破産

第150条 企業分割

1. 有限会社、株式会社は同種の複数会社に分割することができる。
2. 有限会社、株式会社の分割手続きは以下の通りである。
 - a) 分割される会社の社員総会、所有主又は株主総会は、本法、定款の規定に基づいて、会社分割の決定を通過する。会社分割決定は分割された会社の社名、本社の所在地、新規設立される会社の社名、資産分割の原則・手続き、雇用計画、分割会社の株・出資資本・社債の新規設立会社への移転期間・手続き、分割会社の債務処理原則、分割実施期間などの主な内容を記載しなければならない。会社分割決定は、通過日より15日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - b) 分割により新規設立会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款の通過、会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。この場合、新規設立会社の営業登録申請書には本項 a) に記載した会社分割決定が含まれる。
3. 新規設立会社の営業登録が終わった後、分割会社ははその事業活動を終了する。複数の新規設立会社は分割会社の未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負うか、又は債権者、顧客及び労働者との協議の上で上記の義務のすべてを負担する一社を選定しなければならない。

第151条 企業分離独立

1. 有限会社、株式会社は、次の形で分離されることができる。すなわち、既存会社（分離される会社）の資産の一部で二つ以上の同種の新規会社（分離独立により新規設立される会社）を設立し、分離される会社の債権・債務の一部を新規設立会社へ移転しながら、分離される会社の事業を停止しないということである。
2. 有限会社、株式会社の分離独立手続きは以下のとおりである。
 - a) 分割される会社の社員総会、所有主又は株主総会は、本法、定款の規定に基づいて、会社分離独立決定を通過する。会社分離独立決定には分離された会社の社名、本社の所在地、新規設立される会社の社名、雇用計画、分離される会社から新規設立会社へ移転される財産の価値・債権・債務、分離独立の実施期間などの主な内容を記載しなければならない。会社分離独立決定は、通過日より15日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - b) 分離独立により新規設立会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款の通過、会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。この場合、新規設立会社の営業登録申請書には本項 a) に記載した会社分離独立決定が含まれる。
3. 新規設立会社の営業登録が終わった後、分離された会社と新規設立会社は分離された会社の未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。ただし、分離された会社と新規設立会社、債権者、顧客及び労働者が互いに別途の合意がある場合はその限りではない。

第152条 企業の統合

1. 二つ以上の同種企業が（統合される会社）がすべての合法的な資産、債権、債務及び利益を統合して新規会社を設立することと共に、統合される会社の事業を停止することができる。

2. 統合手続きは以下のとおりである。
 - a) 統合される会社は統合契約を作成する。統合契約には、統合される会社の社名・本社の所在地、新規設立される会社の社名・本社の所在地、統合手続き及び条件、雇用契約、統合される会社から新規設立会社への出資額、株式、社債の移転条件・手続き、合併実施期間、新規設立会社の定款草案などの主な内容を含む。
 - b) 統合される会社の社員、所有主又は株主は、本法の規定に基づいて、統合契約及び新規設立会社の定款の通過、社員総会長、会社の会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。新規設立会社の営業登録申請書には会社統合契約が含まれる。統合契約は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
3. 新規設立会社が関係市場における 30%~50%の市場占拠率を占める場合、統合される会社の法的代表者は統合前に、競争管理当局にその旨を通知しなければならない。ただし、競争法が異なる規定を定める場合はその限りではない。
4. 新規設立会社の営業登録が終わった後、統合される会社はその事業活動を終了する。新規設立会社は統合される会社の合法的権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。

第 153 条 企業の合併

1. 二つ以上の同種会社は（合併される会社）がすべての法的な権利・義務、資産を他の会社（合併を受ける会社）と合併する同時に合併される会社が事業活動を停止する。
2. 合併手続きは以下のとおりである。
 - a) 関連会社は合併契約及び合併を受ける会社の定款草案を作成する。この合併契約には、合併を受ける会社の社名・本社の所在地、合併される会社の社名・本社の所在地、合併手続き及び条件、雇用契約、合併される会社から合併を受ける会社への出資額、株式、社債の移転条件・手続き・期間、合併実施期間などの主な内容を含む。
 - b) 関連会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款、合併契約を通過し、合併を受ける会社の営業登録を行う。この場合、合併を受ける会社の営業登録申請書には合併契約が含まれる。合併契約は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - c) 営業登録が終わった後、合併される会社がその事業活動を終了する。合併を受ける会社は合併される会社の合法的権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。
3. 競争法が異なる規定を定める場合を除き、合併を受ける会社が関係市場における 30%~50%の市場占拠率を占める場合、その法的代表者は合併前に、競争管理当局にその旨を通知しなければならない。
競争法が別途の規定を定める場合を除き、合併を受ける会社が関係市場における 50%以上の市場占拠率を占める場合、法律規定に定める適用除外対象を除き、合併が禁止される。

第 154 条 会社の移行

有限会社が株式会社へ、又は株式会社が有限会社へ移行することができる。有限会社、株式会社（移行される会社）株式会社、有限会社（移行後の会社）へ移行する手続きは以下のとおりである。

1. 社員総会、所有主、株主総会は移行決定及び移行後の会社定款を通過する。移行決定は、移行される会社の社名・本社の所在地、移行後の会社の社名・本社の所在地、移行手続き及び条件、雇用契約、移行される会社から移行後の会社への資産・出資額、株式、社債の移転条件・手続き、移行実施期間などの主な内容を含む。

2. 移行決定は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
3. 移行後の会社の営業登録は、本法の規定に従って行う。営業登録申請書には、移行決定を含む。
営業登録が終わった後、移行される会社はその事業活動を終了する。移行後の会社は移行される会社の合法的権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について責任を負う。

第 155 条 一人有限会社の移行

1. 有限会社の所有主は定款資本の一部を他の組織・個人に譲渡する場合、所有主及び譲受人は譲渡日より 15 日以内、営業登録機関に社員数の変更を登録しなければならない。変更の登録後、会社は 2 名以上の社員を有する有限会社に適用される規定に従って、営業活動・管理を行う。
2. 有限会社の所有主が定款資本のすべてを一人の個人に譲渡する場合、譲受人は譲渡手続きが完了した後、15 日以内、営業登録機関に対して、会社の所有主の変更を登録し、個人である一人有限会社に関する規定に従って、営業活動・管理を行う。

第 156 条 営業活動の一時停止

1. 企業は、営業活動を一時停止することができるが、停止日より少なくとも 15 日前に営業登録機関及び税務機関に対して、一時停止期間を書面で報告しなければならない。
2. 営業登録機関及び審査機関は企業が法律規定に従わない条件付事業の取り扱いを発見した場合、当該事業の営業活動の一時停止を企業に要求することができる。
3. 営業活動の一時停止期間中も、所有主は納付されていない税額を十分に納入し、債権者への債務返済の責任、顧客及び労働者との契約の履行義務を負う。ただし、企業が債権者、顧客及び労働者と別途の合意がある場合はその限りではない。

第 157 条 企業解散とその条件

1. 企業は以下の場合に解散される。
 - a) 定款に規定された活動期間が終了したが延長決定がない場合。
 - b) 所有主（私営企業の場合）、合名社員全員（合名会社の場合）、社員総会又は所有主（有限会社の場合）、株主総会（株式会社の場合）の決定がある場合。
 - c) 連続的に 6 ヶ月以内に、会社の社員数が本法に定める最小人数を下回る場合。
 - d) 営業登録証明書が回収された場合。
2. 会社はすべての債務及び他の財産上の義務の返済を保証する場合に限って、解散することができる。

第 158 条 企業解散手続

企業解散は以下の規定に従って行う。

1. 企業解散決定は本法の規定に従って認められなければならない。企業解散決定には、以下の主な内容を記載する。
 - a) 社名、本社の所在地。
 - b) 解散理由。
 - c) 発効中の契約を清算する期間と手続き、未返済債務の返済期間。

債務返済期間及び契約清算期間は解散決定の承認日より起算して 6 ヶ月を超えてはならない。

- d) 労働契約より発生した義務の処理計画。
- e) 企業の法的代表者の氏名、署名。
2. 定款が別途の規定を定める場合を除き、私営企業の所有主、社員総会、又は所有主、取締役会は企業資産の精算を直接行う。
3. 承認日より 7 日以内、解散決定は営業登録機関、債権者、利害関係者及び労働者全員に送付され、本社及び支店で掲示されなければならない。法律規定に従って企業解散決定を新聞に掲載する必要がある場合、解散決定は新聞に 3 階連続でその旨を公開しなければならない。解散決定は、債務処理計画の通知書と共に債権者に送付しなければならない。通知書には、債権者の氏名、住所、債務額、債務返済期限、返済場所、返済方法、及び債権者の苦情の解決期間などを明記しなければならない。
4. 企業債務は、以下の手順によって返済される。
 - a) 法律に定める給与、退職手当、社会保険並びに、集団労働協定及び労働規約の規定に定める他の権利。
 - b) 税金とその他の債務。
 - c) 解散費用。
 - d) すべての債務と企業解散のための経費が支払われた後、残りの財産は私営企業の所有主、社員、株主、会社の所有主の所有物となる。
5. 企業の法的代表者は債務のすべてを返済した後 7 日以内に企業解散書類を営業登録機関に送付しなければならない。
営業登録機関は企業解散書類の受理日より 7 日以内に営業登録帳簿から企業の名称を除名する。
6. 営業登録証明書は回収された場合、企業は回収日より 6 ヶ月以内に企業解散を行わなければならない。解散手続きは本条の規定による。
上記の 6 ヶ月が経過しても営業登録機関が企業解散書類を受けていない場合、その企業は解散したとみなされ、営業登録機関は営業登録全員（有限会社の場合）、会社の所有主（一人有限会社の場合）、取締役会全員（株式会社の場合）、合名社員全員（合名会社の場合）は、自社のみ返済債務及びその他の財産上の義務について連帯責任を負う。

第 159 条 解散決定後の禁止される活動

企業解散決定が下された後、企業及びその管理者は以下の活動を禁止される。

1. 財産の隠匿又は分散。
2. 債権の放棄又は削減。
3. 無担保債務から企業財産による担保付債務への変更。
4. 企業解散を行う契約以外の新規契約の締結。
5. 財産の質入、抵当、贈与、賃貸。
6. 発効中の契約の解約。
7. 他の形式による資金調達。

第 160 条 企業破産

企業破産手続きは企業破産法の規定に従う。

第 9 章 企業に対する国家管理

第 161 条 企業に対する国家管理業務の内容

1. 企業に関する法令の制定、普及及び執行指導。
2. 営業登録申請の受理、経済社会発展戦略、方針、計画に基づく営業登録の指導。
3. 企業管理者の営業倫理の向上、企業に対する国家管理を携わる公務員の政治資格、道徳、業務能力の向上を図りながら、企業管理者及び企業に対する国家管理を携わる公務員の訓練、育成を行い、熟練労働者の育成を進める。
4. 経済社会発展戦略、方針、計画の目標に沿った優遇政策を適用する。
5. 企業の検査、監査を行う、法律規定に従って、企業、個人、組織の違法行為を処分する。

第 162 条 企業に対する国家の管理責任

1. 政府は企業に対する国家管理を統一的に行うものとし、関係省庁と協力して企業に対する国家管理を行う担当機関を指名する。
2. 関係省庁、政府所属機関は政府に与えられた任務及び権限をもって以下の責任を負う。
 - a) 国家管理当局の管轄範囲内の営業条件を定期的、又は業界の要求にしたがって見直し、評価する。また、不必要な条件の廃止、不合理な条件の改正を提案する。国家管理当局が任務を履行するためにその管轄範囲内の営業条件の草案を政府に提案する。
 - b) 営業条件に関する法律規定の施行を指導する。国家管理当局はその管轄範囲内の営業条件に関する法律規定の施行について調査、監査、違反処理をする。
 - c) 法律文書の教育普及活動を行う。
 - d) 条件付分野、業種の管理、環境保護対策の策定、環境汚染の処理、食料品の衛生安全・労働衛生安全の確保。
 - e) ベトナム基準システムを策定し、ベトナム基準システムに基づく商品・サービスの品質基準の違反処理を行う。
 - f) 法律の規定する他の権限及び責任。
3. 省、中央政府直轄市の人民委員会はその任務及び権限をもって、その管轄所在地における企業を管理する。
 - a) 傘下当局、専門機関および区役所を指導して、企業に対して情報を提供し、投資及び企業発展を妨害する問題を解決し、法律規定に従って企業の検査、監査を行い、違反処分をする。
 - b) 営業登録申請書を受領し、営業登録内容に基づいて、企業・営業世帯を管理し、本法及び関連法律の違反を行政処分する。
 - c) 傘下当局専門機関および省直轄市の区役所に対して税法規定の施行、営業条件の管理を指導する。上記の分野における国家管理規定の違反について、管轄内の場合、それを直接処理し、管轄外の場合、所管機関に処分を申し入れる。
 - d) 省・中央政府直轄市の営業登録機関を設置し、その職員定数を決め、省直轄市・区役所に対して営業登録における行政違反の処分を指導する。

第 163 条 営業登録機関の組織機構・権限・任務

1. 営業登録機関は以下の権限・任務を持つ。
 - a) 法律規定に従って、営業登録申請書の受理及び営業登録証明書の発行を行う。
 - b) 企業データベースを作成・管理する、法律規定に従って、要求のある国家機関、組織、個人へ情報を提供する。
 - c) 本法の施行に必要な場合、企業の営業状況の報告を求め、企業による報告を催促する。
 - d) 営業登録申請書の内容に基づいて、企業検査を直接行い又は関係機関に申し入れる。
 - e) 法律規定に従って、営業登録上の違反を処分する。本法の規定に従って、営業登録証明書を回収し、企業に解散手続きを要求する。

- f) 営業登録制度の違反に関して法律の下で責任を負う。
 - g) 本法及び関連法律に定める他の権限及び任務。
2. 営業登録機関の組織機構は政府に規定される。

第 164 条 企業の営業活動の検査・監査

企業の営業活動の検査・監査は、検査・監査の法律規定による。

第 165 条 違反処分

1. 本法に違反した者は違反の性質及び程度に応じて、行政処分又は刑事責任の追及を受ける。違反行為により、企業、所有者、社員、株主、債権者又は他者に損害を与える場合、違反者は法律規定に従って、損倍を賠償しなければならない。
2. 企業は以下の場合において、営業登録証明書が回収される。
 - a) 営業登録書類に申告した内容が不正である場合。
 - b) 企業が本法第 13 条第 2 項により企業設立を禁止される者により設立される場合。
 - c) 営業登録証明書を発行された後 1 年が経過しても納税番号を行っていない場合。
 - d) 営業登録証明書又は本社変更証明書の発行日より 6 ヶ月が経過しても登録された本社での営業活動を開始しない場合。
 - e) 営業登録機関に対して企業の営業活動を 12 ヶ月連続、報告しない場合。
 - f) 営業登録機関に報告せず、1 年間連続、営業活動を停止する場合。
 - g) 要求を受けてから 3 ヶ月経過しても本法の第 163 条第 1 項 c) に定める報告書を営業登録機関に送付しない場合。
 - h) 禁止業務を行う場合。

第 10 章 執行条項

第 166 条 国営会社の移行

1. 2003 年の国営企業法の規定による国営企業は本法の発効日より 4 年以内、本法の規定による有限会社又は株主会社へ移行しなければならない。
政府は国営企業から企業法の規定による一人有限会社への移行手順・手続きを指導するものとする。
2. 移行期間中、国営企業に関する問題が本法に規定されない場合、或いは同一問題に本法の規定が 2003 年の国営企業法の規定と矛盾する場合、2003 年の国営企業法の規定を適用する。

第 167 条 国防・治安を目的とする企業

国防・治安を目的とする企業又は経済目的と共に国防・治安を目的とする企業の管理組織・活動は本法の規定及び政府の別途規定による。

第 168 条 企業における国家資本所有権の行使

1. 国家は企業における国家資本所有権の行使は以下の原則による。
 - a) 投資家として所有権を行使する。
 - b) 国家の所有資本及び財産の価値を保持、発展する。
 - c) 国家資本所有権の行使機能と国家行政管理の機能を区別する。
 - d) 国家資本所有権の行使と企業の営業自主権を区別し、企業の営業自主権を尊重する。

- e) 所有主の権利・義務を統一的、かつ集中的に実施する。
- 2. 国家資本所有権の行使機関の機能、任務、権限及び組織機構は国家財産所有権の行使方式、国家財産価値の保持・開発に関する評価方法・標準、国営企業の再編、改善、活動効率向上の方針と対策は法律規定による。
- 3. 毎年、政府は国会に国家所有資本の運営状況、企業における国家所有資本・財産の価値の保持・開発について報告する。

第 169 条 新規国営企業の設立

本法の発効後、設立される国営企業は本法及び関連法規に定める管理組織及び活動を行う。

第 170 条 本法の発効前に設立された企業への適用

- 1. 1999 年の企業法に従って設立された有限会社、株式会社、私営企業及び合名会社は営業再登録を行う必要がない。
- 2. 本法の発効前に設立された外資系企業は本条第 3 項に定める場合を除き、以下のことを行うことができる。
 - a) 本法の規定に従って、再登録を行い、管理組織、営業活動を行う。この場合、再登録は本法の発効日より 2 年以内に行う。
 - b) 本法に定める再登録を行わない権利がある。ただし、この場合、外資系企業は投資許可書に記載された事業範囲内の営業活動を規定期間内に行い、政府の規定に従って、投資優遇を引き続き受けることができる。
- 3. 外国投資家が活動終了後、ベトナム政府へのすべての投資財産の無償移転を約束した場合、その外国系企業は政府の規定に従って、国家審査機関の承認を得ない限り、変更することができない。
- 4. 労働者 10 人以上を常に雇用する営業世帯（家族経営）は、本法の規定に従って、企業設立登録を行わなければならない。

第 171 条 執行効力

- 1. 本法は 2006 年 7 月 1 日より効力を発生する。
- 2. 本法は 1999 年の企業法、2003 年の国営企業法、企業の管理組織・活動に関する 1996 年のベトナム外国投資法の諸規定、ベトナム外国投資法の 2000 年の改正法に取って代わるものである。但し本法第 166 条第 2 項に規定される場合を除く。

第 172 条 執行指導

政府は本法の執行を詳細に指導するものとする。

本法は 2005 年 11 月 29 日にベトナム社会主義共和国第 11 会期第 8 回会議で可決された。

国会議長
(署名済み)
グエン・ヴァン・アン